平成26年11月27日　開　会
平成26年12月17日　閉　会

平成２６年第４回
山県市議会定例会会議録

山　県　市　議　会

目　　次

11月27日（木曜日）第１号

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……3
○出席議員……5
○欠席議員……5
○欠　　員……5
○説明のため出席した者の職氏名……5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……6
○開　　会（午前10時00分）……7
○日程第１　会議録署名議員の指名について……7
○日程第２　会期の決定について……7
○日程第３　諸般の報告について……7
○日程第４　報第13号　専決処分の報告について……7
○日程第５　承第４号及び日程第６　議第72号から日程第14　議第80号まで……7
林市長提案説明……8
○日程第15　質　　疑（承第４号及び議第72号から議第80号まで）……11
７番　寺町知正議員質疑……11
関谷総務課長答弁……13
○休　　憩（午前10時29分）……14
○再　　開（午前10時31分）……14
林市長答弁……14
○休　　憩（午前10時32分）……15
○再　　開（午前10時50分）……15
７番　寺町知正議員質疑……15
林市長答弁……17
７番　寺町知正議員質疑……17
○休　　憩（午前11時01分）……18
○再　　開（午前11時02分）……18
林市長答弁……18
関谷総務課長答弁……18

林市長答弁……18
２番　山崎　通議員発言……19
○日程第16　討　　論（承第４号及び議第72号から議第80号まで）……20
７番　寺町知正議員反対討論……20
３番　吉田茂広議員賛成討論……21
４番　上野欣也議員反対討論……21
○休　　憩（午前11時15分）……22
○再　　開（午前11時15分）……22
11番　藤根圓六議員反対討論……22
５番　石神　真議員賛成討論……23
○日程第17　採　　決（承第４号及び議第72号から議第80号まで）……23
○日程第18　議第81号から日程第24　議第87号まで……26
林市長提案説明……26
○散　　会（午前11時34分）……28

12月５日（金曜日）第２号

○議事日程……29
○本日の会議に付した事件……29
○出席議員……30
○欠席議員……30
○欠　　員……30
○説明のため出席した者の職氏名……30
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……31
○開　　議（午前10時00分）……32
○日程第１　質　　疑（議第81号から議第87号まで）……32
４番　上野欣也議員質疑……32
谷村産業課長答弁……32
４番　上野欣也議員質疑……33
谷村産業課長答弁……33
４番　上野欣也議員質疑……34
谷村産業課長答弁……34
４番　上野欣也議員質疑……35

谷村産業課長答弁……35
４番　上野欣也議員発言……36
11番　藤根圓六議員質疑……36
久保田企画財政課長答弁……36
11番　藤根圓六議員発言……37
７番　寺町知正議員質疑……37
関谷総務課長答弁……38
７番　寺町知正議員質疑……39
関谷総務課長答弁……39
７番　寺町知正議員質疑……40
宇野副市長答弁……41
７番　寺町知正議員発言……41
○休　　憩（午前10時32分）……41
○再　　開（午前10時32分）……41
７番　寺町知正議員質疑……41
谷村産業課長答弁……42
７番　寺町知正議員質疑……42
谷村産業課長答弁……42
○日程第２　委員会付託（議第81号から議第87号まで）……43
○散　　会（午前10時38分）……44

12月15日（月曜日）第３号
○議事日程……45
○本日の会議に付した事件……45
○出席議員……45
○欠席議員……45
○欠　　員……45
○説明のため出席した者の職氏名……45
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……46
○開　　議（午前10時00分）……47
○日程第１　一般質問……47
１．13番　村瀬伊織議員質問……47

（１）林市長の真意を問う……47
林市長答弁……48
村瀬伊織議員発言……50
２．12番　影山春男議員質問……50
（１）ＡＥＤの運用について……50
横山消防長答弁……51
影山春男議員質問……52
横山消防長答弁……52
影山春男議員発言……53
３．５番　石神　真議員質問……53
（１）山県市の人口増加対策は……53
久保田企画財政課長答弁……54
石神　真議員質問……55
久保田企画財政課長答弁……56
石神　真議員質問……56
林市長答弁……57
（２）市内保育園の現状と今後の計画は……57
江口福祉課長答弁……58
石神　真議員質問……60
江口福祉課長答弁……60
石神　真議員質問……61
江口福祉課長答弁……61
林市長答弁……62
○休　　憩（午前10時59分）……62
○再　　開（午前11時15分）……62
４．２番　山崎　通議員質問……62
（１）危険ドラッグの使用と販売の禁止条例の制定について……62
中村健康介護課長答弁……63
（２）子育て支援と人口の急減少の対策について……63
江口福祉課長答弁……64
（３）東海環状自動車道の建設にかかる今後の見通しについて……65
長野建設課長答弁……66

山崎　通議員質問……68
林市長答弁……71
山崎　通議員発言……71
５．３番　吉田茂広議員質問……71
（１）東海環状自動車道の進捗状況について……71
林市長答弁……73
吉田茂広議員発言……76
○休　　憩（午後０時14分）……77
○再　　開（午後１時00分）……77
６．11番　藤根圓六議員質問……77
（１）山県市の新しいまちづくりについて……77
谷村産業課長答弁……78
長野建設課長答弁……79
藤根圓六議員質問……80
谷村産業課長答弁……80
藤根圓六議員質問……81
長野建設課長答弁……81
○休　　憩（午後１時19分）……82
○再　　開（午後１時20分）……82
７．８番　尾関律子議員質問……82
（１）「放課後子ども総合プラン」の推進について……82
江口福祉課長答弁……83
尾関律子議員質問……84
江口福祉課長答弁……84
（２）子宮頸がん検診について……85
中村健康介護課長答弁……86
尾関律子議員質問……86
中村健康介護課長答弁……87
尾関律子議員発言……88
８．１番　恩田佳幸議員質問……88
（１）若者世代の住環境の改善……88
宇野副市長答弁……89

恩田佳幸議員質問……90
宇野副市長答弁……92
恩田佳幸議員質問……92
林市長答弁……93
（２）再任用職員及び嘱託職員について……94
林市長答弁……95
恩田佳幸議員質問……96
林市長答弁……97
恩田佳幸議員発言……97
○休　　憩（午後２時20分）……98
○再　　開（午後２時35分）……98
９．４番　上野欣也議員質問……98
（１）支所の利活用について……98
関谷総務課長答弁……99
上野欣也議員質問……101
関谷総務課長答弁……101
（２）公共施設等の管理と整備について……102
林市長答弁……104
上野欣也議員質問……106
林市長答弁……107
上野欣也議員発言……108
○散　　会（午後３時12分）……108

12月16日（火曜日）第４号

○議事日程……109
○本日の会議に付した事件……109
○出席議員……109
○欠席議員……109
○欠　　員……109
○説明のため出席した者の職氏名……109
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……110
○開　　議（午前10時00分）……111

１番　恩田佳幸議員発言…… 111
○日程第１　一般質問…… 111
10．７番　寺町知正議員質問…… 111
（１）市有工業用地売却後の産廃について…… 111
林市長答弁…… 112
寺町知正議員質問…… 115
○休　　憩（午前10時18分）…… 116
○再　　開（午前10時21分）…… 116
林市長答弁…… 116
寺町知正議員質問…… 117
林市長答弁…… 117
（２）「土地活用プロジェクト」について…… 117
久保田企画財政課長答弁…… 119
寺町知正議員質問…… 122
林市長答弁…… 122
（３）「（仮）福祉健康広場整備事業」について…… 123
林市長答弁…… 123
寺町知正議員質問…… 124
宇野副市長答弁…… 124
○散　　会（午前10時48分）…… 124

12月17日（水曜日）第５号
○議事日程…… 125
○本日の会議に付した事件…… 126
○出席議員…… 128
○欠席議員…… 128
○欠　　員…… 128
○説明のため出席した者の職氏名…… 128
○職務のため出席した事務局職員の職氏名…… 128
○開　　議（午前10時00分）…… 129
○日程第１　常任委員会委員長報告…… 129
○日程第２　委員長報告に対する質疑…… 130

○日程第３　討　　論（議第81号から議第87号まで）…… 130
○日程第４　採　　決（議第81号から議第87号まで）…… 130
○日程第５　発議第４号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める
意見書について…… 132
武藤孝成厚生文教常任委員会委員長趣旨説明…… 132
○日程第６　質　　疑…… 133
２番　山崎　通議員質疑…… 133
武藤孝成厚生文教常任委員会委員長答弁…… 133
２番　山崎　通議員質疑…… 134
武藤孝成厚生文教常任委員会委員長答弁…… 134
○日程第７　討　　論…… 135
○日程第８　採　　決…… 135
○閉　　会（午前10時18分）…… 135
○会議録署名者…… 135

平成26年11月27日

山県市議会定例会会議録

（第　１　号）

平成２６年第４回

山県市議会定例会会議録

第１号　１１月２７日（木曜日）

○議事日程　　第１号　平成２６年１１月２７日

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　報第13号　専決処分の報告について

日程第５　承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

日程第６　議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）

日程第10　議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第11　議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第14　議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第15　質　　疑

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第３号)
議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第16　討　　論

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について
議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）
議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第３号)
議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第17　採　　決

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について
議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）
議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第３号)
議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第18　議第81号　　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

日程第19　議第82号　　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第20　議第83号　　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第21　議第84号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

日程第22　議第85号　　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第23　議第86号　　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第24　議第87号　　市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　報第13号　　専決処分の報告について

日程第５　承第４号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

日程第６　議第72号　　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議第73号　　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議第74号　　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議第75号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）

日程第10　議第76号　　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第11　議第77号　　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議第78号　　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第３号)

日程第13　議第79号　　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第14　議第80号　　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第15　質　　疑

承第４号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

議第72号　　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について

議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第16　討　　論

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）

議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第17　採　　決

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について

議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

	議第75号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）
	議第76号	平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議第77号	平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
	議第78号	平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
	議第79号	平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
	議第80号	平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）
日程第18	議第81号	山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
日程第19	議第82号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第83号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第84号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）
日程第22	議第85号	平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第23	議第86号	平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第24	議第87号	市道路線の廃止について

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君

企画財政課長	久保田　裕　司　君	税務課長	奥　田　英　彦　君
市民環境課長	林　　早　笑　君	福祉課長	江　口　弘　幸　君
健康介護課長	中　村　　孝　君	産業課長	谷　村　勝　美　君
建設課長	長　野　　裕　君	水道課長	大　西　敏　彦　君
会計管理者	遠　山　治　彦　君	消防長	横　山　　智　君
学校教育課長	渡　辺　千　俊　君	生涯学習課長	佐　村　光　仁　君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹　村　勇　司	書　　記	林　　強　臣
書　　記	大　野　幹　根		

午前10時00分開会

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第４回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（杉山正樹君）　日程第１、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、２番　山崎　通君、３番　吉田茂広君を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○議長（杉山正樹君）　日程第２、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月17日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月17日までの21日間と決定いたしました。

日程第３　諸般の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定により、平成26年９月１日から11月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第４　報第13号　専決処分の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第４、報第13号　専決処分の報告については、地方自治法第180条第２項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第５　承第４号及び日程第６　議第72号から日程第14　議第80号まで

○議長（杉山正樹君）　日程第５、承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４

号）の専決処分について、日程第６、議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第７、議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第８、議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第９、議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）、日程第10、議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）、日程第11、議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第12、議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）、日程第13、議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第14、議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）、以上10議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年山県市議会第４回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迫りまして大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、国においては11月21日に、まち・ひと・しごと創生法案、地域再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連２法案を可決、決定され、同日に衆議院を解散されました。

政府においては、解散後の衆議院議員総選挙を12月２日に公示、12月14日投票と日程を決定され、第47回衆議院議員総選挙が執行されます。

総選挙後の政権には、一層の景気対策、国民が安心・安全に暮らせる社会を構築していただくことを期待するとともに、人口の減少対策、地方活性化に向けた地方創生関連２法による国の支援を期待するものでございます。

市におきましては、まちづくりビジョンの１つであります交通弱者のためのバス利用について、ことしの４月から高齢者や身体障がい者を対象に、乗りおりの手助けなどをしていただくバスヘルパーサービスを開始いたしましたが、先月の10月からは、さらにこうした方々や小学生の運賃の無料化を開始いたしたところでもございます。

無料となる路線は、大桑線、伊自良線、乾線、岐北線神崎系統で、市内で完結する路線のみとなりますが、運賃の無料化に相まって、高齢者の方々の外出支援にも広く御利用いただけるものと考えているところでございます。

また、健康寿命の延伸のために、同じく10月から総合運動場と総合運動公園を除いた

市内の体育施設の無料化も開始いたしました。運動や日常の身体活動は、健康づくりや生活習慣病の予防、改善に効果があることは広く知られているところでございます。

こうしたことから、市民の皆様の一層の健康増進のために市の体育施設を有効に利用していただき、ますます健康で過ごされることを期待するものでございます。

９月25日から10月23日にかけまして、市民座談会を自治会連合会との共催により、市内各小学校区９カ所の会場において開催させていただきました。

多くの皆様に御参加をいただき、本市の財政の将来への不安の声や農産物などの鳥獣被害の窮状を訴える御意見、現在整備が進みつつあります東海環状自動車道の整備状況のお問い合わせ、道路改良や農業用水の整備の御要望、自主運行バスへの期待の声など、さまざまな御意見をいただきました。

皆様より頂戴いたしました御意見、御要望は今後の市政に反映させ、本市のまちづくりの基本理念であります、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向け、職員が一丸となって取り組んでまいる所存でございますので、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、10月25日と26日には、ことしで３回目となります山県市版事業仕分けを実施いたしました。この事業仕分けは、市の財政を健全に維持し、効率的で持続可能な行政サービスを提供していくために、市民の皆さんや外部の学識経験者などが仕分けに参加し、市の行う事業について、事業の必要性や最適なやり方かといった視点で議論、評価し、行政サービスを整理するものでございます。

事業仕分けを行うことにより、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、市民に対する行政の説明、行政への市民参加促進及び職員のさらなる意識改革を図ることを目的といたしております。

この事業仕分けの判定結果につきましては、そのまま採用するものではなく、仕分け時に議論された内容を含め精査、検討を行った上で、市の方針を決定し、可能なものから事務改善や予算等に反映させてまいりたいと考えております。

また、美山支所と谷合商店街周辺において、美山北部活性化事業「あかりのファンタジーｉｎみやま」が美山北部まちづくり委員会により開催をされております。この催しは美山北部地域のまちづくりの一環として毎年開催され、その準備には市職員も多数ボランティアとして参加しており、ことしで10年目となります。11月１日に点灯式を行い、11月中は週末と祝日、及び12月１日から来年の１月５日までの期間は毎日午後５時から午後９時まで、元気な地域づくりと希望の明かりをともすことを目的にイルミネーション装飾が点灯されていますので、多くの方に御来場いただきたいと思います。

市といたしましても、北部地域活性化事業として引き続き支援、推進してまいりますので、議員各位を初め、関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案しております案件は、専決処分案件１件、条例案件６件、補正予算案件９件、その他案件１件の計17案件でございます。

それでは、ただいま上程されました10案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー３、承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,400万円を追加し、その総額を130億2,145万9,000円とする補正予算を今月21日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

これは、衆議院解散に伴い、総選挙を実施するための投票立会人等の報酬、常勤職員の時間外勤務手当などのほか、各種選挙事務費やポスター掲示場の経費等を歳出予算に追加し、その全額を選挙事務委託金として歳入予算に計上したものでございます。

続きまして、資料ナンバー１、議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年８月の人事院給与改定に関する勧告に準拠して、平成26年12月以降に支給する市議会議員の期末手当、または特別職の期末手当の支給率を引き上げるため改正しようとするものでございます。

次に、議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年８月の人事院の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本市の一般職職員の給与においても国に準じた措置を講じるため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー４、議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,845万8,000円を追加し、その総額を130億4,991万7,000円にしようとするものでございます。

これは、議第72号の議会議員の期末手当に関する条例改正及び議第73号の常勤の特別職の給与に関する条例改正、並びに議第74号の職員の給与に関する条例改正を受けて、予算の追加をしようとするものでございます。

続きまして、議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に57万6,000円を追加し、その総額を28億4,146万円にしようとするものでございます。

これも、職員給与の条例改正に伴う追加でございまして、その財源は、一般会計からの事務費繰入金を計上いたしております。

次に、議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に９万円を追加し、その総額を１億2,422万4,000円にしようとするものでございます。

これも、職員給与の条例改正に伴う追加でございまして、その財源は、簡易水道基金繰入金を計上いたしております。

次に、議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に16万6,000円を追加し、その総額を４億7,491万1,000円にしようとするものでございます。

これも、職員給与の条例改正に伴う追加でございまして、その財源は、農業集落排水基金繰入金を計上いたしております。

次に、議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に67万2,000円を追加し、その総額を13億3,677万5,000円にしようとするものでございます。

これも、職員給与の条例改正に伴う追加でございまして、その財源は、公共下水道基金繰入金を計上いたしております。

次に、議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、第３条の収益的支出の予定額に20万4,000円を追加し、第４条の資本的支出に69万2,000円を追加しようとするものでございます。

いずれの支出予定額も職員給与の条例改正に伴う追加でございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますよう申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

日程第15　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第15、質疑。

ただいまから、承第４号及び議第72号から議第80号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、今提案説明のあった議案のうち、議第72号、議員のボーナスの関係、それから73号、市長ら特別職のボーナスの関係、そして、74号の職員の

給与やボーナスについての条例ですね、いずれも。それから、伴って組まれている議第75号の一般会計補正予算から80号までの水道事業会計補正予算、これらを一括してお尋ねします。

まず、給与担当の課長にお聞きしますけれども、条例案では公布の日ということが前提となっていて、提案者としては、いつ公布し、いつからこの条例が適用されるか、それぞれ３つの職の期末手当、あるいは職員の給与など、これらの適用時期はいつかということ。それから、議員についての支給の総額、このことによってふえる総額。それから、市長ら特別職のふえる総額。それと、職員に関して、何百人いるわけですけど、その総額で結構ですが、そこの数字をお聞きしたいということです。

それから、次に、以下市長にお聞きしますけれども、まず、山県市の特別職報酬審議会というのが条例が設置されているわけですけれども、審議会条例を私も確認しましたが、この第２条では、「市長は、議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬又は給料の額について審議会の意見を聴くものとする。」と書いてあります。

この条例は非常に短い条文でして、以下３条は委員について、４条は会長について、５条は会議について、６条は庶務についてというところで終わりです。これを見る限り例外規定はないわけですね。ですから、この条例は市長に対する義務づけと読み取れますが、他の部分を見ても出てこない、つまり、この例外はないと解釈するしかないわけです。

そこで、私はそのように文理解釈しておりますので、審議会に諮問し、答申を受けた議案でない限り、市長と議員について市長提案はできないということになると考えます。

そこで、１つは、今の条例の規定について市長の文理解釈はどのようでしょうか。そもそも諮問と答申をしてこの議案を出してきたのか。そうであるなら、答申の内容も説明いただきたいということですね。

それから、次に、これも市長ですけれども、そもそも人事院勧告というところから出発しているという説明でした。人事院は給与やボーナス、手当などについて、国家公務員と民間との格差を埋めるために引き上げや引き下げ、据え置き、これらを勧告するというふうにしています。そのときに人事院勧告で、公務員の現状と比較する民間会社の規模というのが50人以上100人未満、それから、一番多いところで3,000人以上と、この間を５つのクラスに分けて状況を調査した結果だというふうにしています。

日本の国民の民間の格差は非常に大きいと言うしかないわけですね。日本全体とすればもっと低いのは明らかですから、当然多数の国民の実感とはかけ離れていると、実際

そういう指摘があります。市長はこの指摘についてそのような比較データの問題を認識していないのでしょうか。

次に、今回各地で議案が出ているということは皆さん承知していますけれども、岐阜県外の知人の議員に聞いてみますと、山県市と同様に、職員のほか市長や議員もという議案を出しているところもありますが、職員だけ人事院勧告に倣う議案が出された自治体もありますし、職員と市長、首長だけというところもありますし、職員と議員だけというところもありました。さまざまなんですね。

それから、報道などでも話題になっている名古屋市議会、名古屋市会と言いますけれども、ここの11月定例会は11月21日に開会しました。そこで確認しましたが、この給与の関係、職員も特別職も議員も一つも出ていないということです。昨日議会事務局にも確認しましたけれども、何らその後も出ていないということでした。

そういったように、自治体でそれぞれの判断があるということですけれども、市長に確認しますけれども、人事院勧告に議員と市長は準拠、それから、職員は基づきというふうに先ほど説明されましたけれども、人事院勧告を市長や議員に適用しなければならないという法律上の根拠、制度上の根拠は一体何なんでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　私のほうから１点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、今回上程いたします議案の各条例の施行期日につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日、もしくは公布の日が月の初日であるときはその日ということで規定をさせていただいております。

この公布の日はいずれかということとその適用関係ということについてでございますが、本日この後、質疑の後採決をいただきたいというふうに考えておりますので、その結果を踏まえまして御決定をいただくことであれば、本日以降の日付で公布手続を速やかに行いまして、したがいまして、11月中に公布をもちろんいたしますので、その翌月の初日となりますと12月１日の施行ということになろうかと思います。

あと、適用の関係でございますけれども、期末手当、議員の皆様方、それから特別職の職員の皆様方に対する期末手当、それから、一般職の期末・勤勉手当につきましては、支給基準日が各関係条例の中で定められております。この基準日が12月１日というふうに直近の場合はなっておりますので、12月１日で条例が改正されれば、その基準での新しい条例を適用した中で12月の期末手当、もしくは、一般職の場合は勤勉手当のほうに

反映をさせてまいるという形になります。

それから、影響額等々でございます……。

〔「職員の給与は」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（関谷英治君）　職員の給与につきましては、これにつきましては、附則の第２項に書いてございますとおり、適用関係につきましては、通勤手当と給与、今回の場合、給料でございますが、平成26年４月１日から適用ということでございます。遡及適用をさせていただきたいと思っております。

実際の支給の方法でございますけれども、これは技術的な問題もございまして、基本的には、まず、改正がされた後でございますので、改正された後での12月の給与は一旦支給をいたしまして、支給をした後にさかのぼったその差額分につきましては調整額としてまた別途職員には支払うという形をとってまいりたいと考えております。

それから、影響額のお話でございますけれども、まず、一般職のほうから申し上げます。一般職の職員の今回の補正によりまして増額となります総額でございますけれども、2,969万4,000円となっております。これは特別職の職員も含んだものでございますが、一般会計の補正予算の増額分としましては今言いました2,969万4,000円ということでございます。

それから、議員の皆様方の影響額でございますが、期末手当の増額分につきましては58万8,000円の増額となります。

それから、先ほど申し上げた一般職の中に含まれておりますけれども、特別職のみを取り出した、特別職といいますのは市長、副市長ということでございますけれども、の期末手当の増額の影響額につきましては23万円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、まず、御質問の１つ目の山県市特別職報酬等審議会条例の解釈ということでございましたが、この２条に書いてありますように、読みます、「市長は、議会の議員報酬の額」、額です、「並びに市長及び副市長の給料の額に関す

る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬又は給料の額について審議会の意見を聴くものとする。」ということでございます。今回は額の改正は行っておりませんので、こうした形で上程をさせていただきました。

暫時休憩をお願いします。

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　先ほどの２問目の民間との格差、比較データの認識ということでございますが、まず、認識といたしまして、官民の給与比較をする際に、比較の段階で役職段階を学歴ですとか年齢等をそろえて比較を行う、いわゆるラスパイレス方式の比較、そうしたものの中でこうした規模が決められて、役職段階等が正確に比較できないという考え方も基礎に実施されているこうした比較でございます。

国においては、18年に対象の規模を100人から50人に対象を広げて、それが民間の企業の雇用従業員の全体の６割をカバーされているということでございますので、こうした比較の基本的な考え方の認識の上に立ちまして、今回こうした提案をさせていただいたわけでございます。

それから、３問目の他市との状況につきましては、岐阜市と大垣市、多治見市、本巣市の状況を調査いたしまして、今のお話を申し上げました４市につきましても同じような実施がされております。

それから、４番目の準拠に対する根拠でございますが、これは国におきましても、大臣等の特別職におきましても同じようにこの人事院勧告に従いまして引き上げられているということで、そうした考え方の上に今回提案させていただいたものでございます。

そして、これは私のほうからのお願いですが、他市の状況ですとか、解釈ですとか、何か特別な数字ですとか、そういった説明は、これだけの職員がこの議会に出席しておりますので、それぞれの数字ですとか内容、他市の状況等の確認につきましては、それぞれ担当課長等から説明をさせていただくこととしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　では、市長に再質問しますけれども、まず、審議会条例との関係

ですけれども、市長は、条例は額というふうに定めていて、今回は額を変えるものではないから審議会を通していないと、だからいいんだという趣旨に受けとめましたけれども、実際、他の自治体などを見ますと、この時期、11月の時期に多くのところで上がっていて、そういうところを見ますと、ちゃんと審議会を通しているというデータが出てくるんですね。すなわち、条例の解釈の問題であって、私が先ほどお聞きしたかったのは、額は確かに条例に書いてあることは知っていますが、今回の改正の方法が額の改正に含まれるのではないかというふうに考えます。

市長は、額と書いてあるから今回の0.15カ月は額ではないという立場の答えだと思いますけれども、その考えは果たして判例とか学説に照らしていいのですか。そこを１つ目。

それから、２つ目ですけれども、人事院の基準のとり方の問題ですけれども、今の答弁では６割の国全体を覆っているということでしたけど、残り４割の人はどうなるのというのが普通の感覚であります。

例えば、今回人事院は久しぶりに引き上げという勧告を確かにしました。前回引き上げたのは2007年だったんですね。このとき国は、財政が大変厳しいから人事院勧告で上げるというのが来たけれども、一部だけ上げてあとは見送ったというのが国なんですよ。人事院に直結している国ですら財政が厳しいから上げなかったというのが前回の引き上げ、2007年なんですね。

ということで、山県市の財政、県内で一番厳しいですよね。起債許可団体、唯一でしょう。そうであるのに、出す事情、理由はないと思いますね。先ほど周辺他市の話もありましたけど、それと比較しても私は山県市は出すべきではないと。少なくとも市長や議員に関してはそうだと思うんですね。そのあたりについて、市長は市の財政状況を考慮し、他にも目を広げれば職員だけというところも少なくないわけですから、そういうことも考えて今回議案の出し方を考えるべきではなかったかと、そのように思うんですが、市長は他の状況、それから、国が過去に人事院に従わなかったということを考慮した上で出されているのかお答えいただきたい。

それから、３つ目ですけれども、今のとも若干重なりますが、国も同じようにしているんだと、だからいいんだという答弁でしたけれども、最終的には、申し上げたように人事院勧告のとおりにしないところが今でもあるわけですね、この11月の段階で。そうすると、それが最終的には市長の政策判断だと受けとめていいのでしょうか。政策判断なんですか。

それから、４つ目ですけど、人事院勧告に準ずるという言葉が幾つもありましたけれ

ども、じゃ、今回の人事院勧告には、この後数年で職員について基本的な給与を平均で２％､年齢の高い人は４％引き下げますよという方向性が明確に示されているわけです。じゃ、山県市長が人事院勧告に準ずるなら、今後市長や議員についても基本部分を４％なり、年齢からいけば市長だって、議員だって、職員の高齢の一番上ぐらいですから、それを考えれば同じようにスライドして下げるんでしょうか。そのあたりの心づもりはいかがですか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問の１つ目の判例、学説に基づいてというお話ですが、その点につきましては、よく判例、学説等は今認識しておりませんので、今後よく検討をさせていただきたいと思いますし、そして、今の山県市の財政状況、これは２つ目、３つ目の、次の特別職、私どもの特別職の給与は、まず、この４年前に大きく１割ほど、今もそうでございますが、条例で引き下げをしております。このことが、その率というのは、この人勧に伴いますよう職員と特別職も同じような率で額はやはり下げるならば、この率ではなしに、４番目の給与についての額ではっきり政治的な姿勢も示していきたいと思っております。そういったことから、４年前には市長も副市長も、教育長は特別職にはならないかと思いますが、１割の特別報酬の削減を行いました。

ただ、この議会の皆様につきましては、やはり、これはそういった意思があれば、議会の提案として出していただけるものと認識しております。

それぞれ４問についての答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、市長に再々質問をしますけど、一部確認的にもなりますが、まず、審議会条例を通していないということについての見解の確かに相違があるということはわかりましたが、私は議案を審査するという議員の立場で考えると、そもそも議案というものにならない、条例を守っていないから。そのような受けとめをしています。ですから、審議あるいは採決もできないと私は考えますが、市長は撤回するということは考えませんか、審議会を通していないがゆえに。

それから、２つ目ですけれども、一般の市民の方の意見もそうですけれども、市長や議員を一緒に上げるということが、先ほどの答弁を聞いていても明確な根拠はないということはだんだんと見えてきているわけですね。これはいろんな判例、学説でもそういうふうに私は認識しています。

そういう中で、一緒に上げるということ、それが先ほど申し上げたように全国を見ると上げていないところもある、名古屋なんかは全く出していない、職員も出していない

という中では、山県市のやり方は、市長と議員については便乗値上げではないかと、そういう声が実際に出てくるわけですね。そのときに、今後どうするかというのも今のお答えでは明確な答えはなかった、職員が下がったときにどうするのか。そのあたりについて、市長は、先ほど給与についてはということでしたが、給与もボーナスも含めて職員が下がるという人事院勧告であれば必ず市長も議員も下げますということでいいのでしょうか。

それと、３つ目ですけれども、実際に自治体の議案という形でいくと、人事院勧告を尊重しなければいけないという意識は十分伝わってきます。仮にその立場に立つとするなら、人事院勧告の基準に従って上げる条例を今回つくる。つくりつつ、山県市は財政が厳しいから特別に下げますという特例の条例を別につくるということで手続は全てクリアできるわけですね。そのような手法を考えなかったのでしょうか。いかがですか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時02分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、再々質問の、この条例に関します解釈につきましては総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

第２条に書いてございますとおり、先ほど市長も申し上げましたとおり、議員報酬の額と、それから市長、副市長の給料の額という言葉そのものでございます。手当とはまた別の性質のものでございますので、今回、私どもの市の条例として定めています条例の中では、私どもの解釈としては、今回上程します期末手当につきましては、この報酬、給料に含まれないものという、また別のものだという認識で提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　２点目の、職員と特別職の上げたり下げたりを同じようにという御質問でございましたが、私は、基本的には、職員は基本的な給与水準があります。こ

れはそれぞれの自治体によって多少ラスパイレスの高いところ､低いところがあります。これは人口の規模ですとか、財政力の規模ですとか、財政のボリュームの大きさ等によりまして、職員等の数によりましても、そういったことが多少影響してまいりますが、特別職の報酬を見ていただきますと、県内でも一番高いところから一番低いところの差は、42市町村の差といいますのは非常に大きな差があります。その報酬を、職員の給与を上げたり下げたりということで、同じような制度上でするということは、額を決めることは私は不適切な対応だと思っておりますし、そのことが今の一番高いところから42番目の安いところまでの差があります。その額につきましては、そういったその市町の状況によって定められるものだ、そういったことが従来からも、そういった慣例と申しますか、そういった状況にあるということで、あくまでもこの人事院勧告に従って上げたり下げたりするということは、適切ではないと考えております。

そして、３つ目の御質問、寺町さん、３つ目、何ですか。

〔「行政手続的には、人事院勧告を尊重するなら勧告に従った形で条例を改正して、でも、山県市は財政が厳しいんだから、特例としてうちはこういうふうに下げますよというふうにすれば何ら問題はない」と呼ぶ者あり〕

○市長（林　宏優君）　そういった寺町議員の御提案の条例の制定につきましては、先ほど答弁させていただいたような考え方で、条例の制定については考えておりません。

○議長（杉山正樹君）　ほかに質疑はありませんか。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　議第72号から議第80号までは、質疑は十分されたと思いますが、これは大変難しい問題で、これ、ここだけする、ここだけしないというのは、非常にバランス的なこともあって難しいですので、さっき、市長の答弁の中にあったように、寺町議員も言われたように、もし、議員の給料を上げたいというようなことがあれば、また議会のほうからのそういう提案をするというような見込みを持って、この今の72から80までについては質疑を終了して、採決をしていただいたらいいと思います。

○議長（杉山正樹君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第４号及び議第72号から議第80号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第４号及び議第72号から議第80号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第16　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第16、討論。

ただいまから、承第４号及び議第72号から議第80号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、反対討論をいたします。

議第72号、議員関係、73号、特別職関係、74号、職員関係の条例改正についてと、それに伴って発生する議第75号の一般会計補正予算ないし80号の水道事業補正予算、これらに一括で反対討論をいたします。

基本的な考え方としましては、山県市の特別職報酬審議会というのがあるにもかかわらず、72号、73号はここを通していないという制度上の問題が質疑で明らかになったということ。それから、そもそも人事院勧告に議員や市長は準拠する、それから、職員については基づきという言葉を市長が言われたと思いますけれども、そういった中で、基本となる人事院勧告のあり方自体が日本の国民全体を比較対象として選ばれておらず、その一部を対象としている。その一部との差額を埋めるという発想自体がおかしいということですね。ですから、市が基準としようとしている人事院勧告が国民を反映していないということの問題があります。

それから、具体的に全国にたくさんある自治体の中で、実際に人事院勧告に基づいて職員だけに適用する自治体もあるし、それから、職員と市長だけのところもある、職員と議員だけのところもあるというふうに考えれば、これは、法律上の根拠があるかないかという議論は置くとしても、政策判断として十分に職員だけにするという人事院勧告を尊重するという立場を貫くことは可能である。そうであるにもかかわらず、山県市長は、市長ら特別職、それから議員についても上げようという議案を出してきていると、これは合理性がないということであります。

それから、議事手続上も人事院勧告に従わないということは過去に国もあったし、現にこの11月の名古屋市会ではそのような状況で今、きょう11月28日ですけれども、12月１日のボーナスの支給日を前に議案が出されていないという段階で考えれば、やはりこ

の議案については今出すべき状況ではない。特に、山県市は岐阜県内でも唯一起債の許可団体ということでいる非常に厳しい状況が続いているわけですから、その段階においては無用な引き上げはすべきではないという意味で反対いたします。

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　議案に賛成をする立場で討論いたします。

現在山県市は、先ほど寺町議員の発言にもございましたように、非常に厳しい財政状況であることは確かでございます。

しかしながら、今厳しい財政状況であるのは決して、例えば議会、特別職、市長ほかの特別職、それから、職員の皆さんが給与の部分で無駄遣いをして財政状況が悪くなったということではございません。過去、合併特例債を利用していろいろな施設をつくってまいりました。おかげさまで市民の皆さんもつくった施設によって非常に便利な生活をしていらっしゃいます。学校もつくっていただきました。

そうした部分から、財政状況は悪くなりましたが、これから恐らく出てくるでありましょう議案の中で、今後、経常収支比率などの財政状況は改善をする見込みであるという話も出ると思います。

3.9カ月の期末手当を4.05カ月にするというものでございますが、ラスパイレス指数も決して山県市は県内の他の自治体に比べて高いわけではございません。決して今回の期末手当の引き上げに何ら反対するものではないというふうに考えて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　次に、反対討論はありませんか。

上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　最初に、先ほどからるる御質問されておりますけど、私、ひとり言ですけど、ちょっと本を買って5,000円払いましたら、１週間たってもお釣りが返ってこないんですね、まだ。本当にそれはいいのかなと思っていますけど、そういう人がお金のことを議論されると、どうもおかしいな。305ページに議員はおいしい仕事であると、大体、日が年間にして30日ぐらいの出勤でと書いてあって、それで、自分は特別委員会を、私に言わせればサボタージュして、そうして30日ってどこから出てくるのかなと思って読みましたけど、私はそういう人の考え方というのは、やはりもっときちんと身を正して述べてもらわんと響きが悪いと思いますよ。

それで、私はこの案の72号については、やはり、私たちは非常勤の公務員ですから、

その辺を踏まえなきゃいけないし、それから、前回も私反対したんですよ、議員の皆さん方にも即人勧の意味を準拠して下げましょう、上げましょうというのは本来的なことではないのではないかと。やっぱり議論をしながら、１つは審議会で審議をしていただいたり、議員で審議しながら臨んでいくのが本来的な姿ではないですかということで前回下げるときも反対をいたしました。

しかし、裏の事情もいろいろあるようですので、それは勘案しなければいけないと思いますけれども、審議会の条例もございます。それから、今制定をしようとしている議会基本条例の中にも議員発議でこういったものを検討していくという段階でございますので、これはみずからやっぱり議員が主体的に考えを持って臨む、そういう地方分権の時代に入ってきておりますので、この上げるということ、下げるという内容いかんに問わず慎重に対応する必要があると。

また、全員賛成したといって丸をついて新聞折り込みをされますと、非常にこれも市民感情としても左右されやすいわけでございますので、私は、できましたら72号についてだけふさわしくない、議員から発議をしたいということで反対をいたします。

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「暫時休憩にしてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、反対討論はありませんか。

藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　私も上野議員には賛成です。これ、わずかばかり議員が、また給料が上がったことが多分大々的に報じられると思うんです。そうしますと、この次、皆さん、そういう言い方はないですけれども、選挙に出られる方、わずかの金でわんわんわんわん言われるより、やっぱりこういう時期、議員だけは私は辞退したらどうかなと、私も上野議員に賛成です。

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

石神　真君。

○５番（石神　真君）　いろいろ個人的な主観もあるかと思いますが、少し上がった、下がった、そういう問題ではないと思うんですよ。議員は議員としてしっかりと仕事をしていればそれなりのものをいただいても市民の方は納得すると思いますし、やっておるかやっておらんかは市民が判断することでございます。自分らでどうのこうのということはないと思いますので、その分言われないようにしっかりと働けばいいと思いますので、僕は賛成いたします。

○議長（杉山正樹君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、承第４号及び議第72号から議第80号までの討論を終結します。

日程第17　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第17、採決。

ただいまから、承第４号及び議第72号から議第80号までの採決を行います。

承第４号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第４号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第72号　山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第73号　山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第74号　山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第75号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第５号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第76号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第３号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第77号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、本案を原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第78号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第79号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第80号　平成26年度山県市水道事業会計補正予算（第２号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第18　議第81号から日程第24　議第87号まで

○議長（杉山正樹君）　日程第18、議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について、日程第19、議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）、日程第22、議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第23、議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第24、議第87号　市道路線の廃止について、以上７議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、ただいま上程されました７案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー１、議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴いまして、保育の必要性の認定基準について、内閣府令に規定されたため廃止しようとするものでございます。

次に、議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度及び出産一時金の額が見直されたため改正するものでございます。

次に、議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童扶養手当法の改正に伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー５、議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,670万6,000円を追加し、その総額を130億8,662万3,000円にしようとするものでございます。

８ページ以降の歳出から、予算科目の款ごとに、主な内容を順次御説明申し上げます。

初めに、総務費164万7,000円の追加は、ふるさと応援寄附金について当初見込みよりも多く御寄附をいただけたため、それに伴うお礼と積立金を追加するほか、行政手続法の改正に伴い、本市の例規を整備するための経費を追加しようとするものでございます。

次に、民生費の236万円の追加は、放課後デイサービスを利用する障がい児の増加に伴

い、障がい者児給付費を追加しようとするもので、国２分の１、県４分の１の歳入も計上いたしております。

衛生費1,000万円の追加は、岐北厚生病院が岐阜大学病院から医師や看護師を確保するための、いわゆる寄附講座への補助金で、基本的にはその全額を県補助金として見込んでおります。

農林水産業費は、749万3,000円の追加でございます。

農地情報のインターネット公表に向けたシステム整備委託料が129万6,000円のほか、青年就農給付金として、原則45歳未満の者が農業経営開始後、最長５年間、年間150万円給付を受けられることに伴う半年分の75万円を見込むとともに、その財源については、いずれも、全額を県補助金として見込んでおります。

また、伊自良湖耐震改修工事実施設計負担金100万円は、県による当該工事への負担金５％分を追加しようとするものでございます。

野生鳥獣被害防止助成金374万7,000円は、イノシシ、猿、ニホンジカなどの捕獲頭数の増加のための追加、狩猟免許取得補助金70万円は、まちづくり振興券の発行分を７人分追加しようとするものでございます。

教育費は、1,520万6,000円の追加でございます。

私立幼稚園就園奨励費補助金145万5,000円は、対象園児数が８人ほど増加する見込みであり、歳入で31万5,000円の国庫補助金も見込んでおります。

小学校の教材備品1,298万3,000円は、来年度から小学校の教科書が改訂されるため、準備として教員の指導書の購入費を追加しようとするものでございます。

中学校の就学援助学用品と給食費76万8,000円は、経済的理由により就学困難と認められる生徒の対象者が９人ほど増加する見込みであり、追加しようとするものでございます。

続きまして、６ページ、７ページの歳入について御説明申し上げます。

おおむね歳出で御説明したとおりでございますが、後期高齢者医療特別会計の精算繰り入れとしての155万3,000円の追加のほか、今般の補正に伴い不足する財源については、財政調整基金繰入金2,002万2,000円を計上いたしております。

続きまして、議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に476万4,000円を追加し、その総額を36億7,046万4,000円とするものでございます。

歳出では、県国保連合会へ負担するため第三者行為負担金120万円と、一般被保険者療養費356万4,000円を追加し、歳入では、その財源として国民健康保険基金の繰入金を計

上いたしております。

次に、議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に351万9,000円を追加し、その総額を２億6,903万8,000円とするものでございます。

歳出では、会計間の精算分としての一般会計繰出金155万3,000円、後期高齢者医療広域連合へ納付すべき額を196万6,000円追加し、歳入では、その財源として後期高齢者医療基金の繰入金を計上いたしております。

次に、議第87号　市道路線の廃止につきましては、市道西深瀬111号線が国道256号高富バイパス工事の道路予定区域に含まれるため、廃止しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

○議長（杉山正樹君）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす28日より12月４日までの７日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、あす28日より12月４日までの７日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、12月５日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時34分散会

平成26年12月５日

山県市議会定例会会議録

（第　２　号）

平成２６年第４回

山県市議会定例会会議録

第２号　１２月５日（金曜日）

○議事日程　　第２号　平成２６年１２月５日

日程第１　質　　疑

議第81号　　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　　市道路線の廃止について

日程第２　委員会付託

議第81号　　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　　市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

日程第１　質　　疑

議第81号　　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第２　委員会付託

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君

企画財政課長	久保田　裕　司　君	税務課長	奥　田　英　彦　君
市民環境課長	林　　早　笑　君	福祉課長	江　口　弘　幸　君
健康介護課長	中　村　　孝　君	産業課長	谷　村　勝　美　君
建設課長	長　野　　裕　君	水道課長	大　西　敏　彦　君
会計管理者	遠　山　治　彦　君	消防長	横　山　　智　君
学校教育課長	渡　辺　千　俊　君	生涯学習課長	佐　村　光　仁　君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹　村　勇　司	書　　記	林　　強　臣
書　　記	大　野　幹　根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第１、質疑。

質疑は、11月27日に議題となりました議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてから議第87号　市道路線の廃止についてまでの７議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位１番、上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　それでは、議長よりお許しを得ましたので、発言通告書に沿いながら４点お尋ねをいたします。いずれも議第84号、平成26年度山県市一般会計補正予算についてでございます。

まず、１点目、資料ナンバー５、ページ９、農業費の農業委員会、委託料129万6,000円について、農業情報公開システム整備事業委託料ということで上がっておりますけれども、当初予算を見ましても上がっていないわけですけれども、この具体的な内容について、産業課長にお伺いをいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

本年４月より改正農地法が施行され、各農業委員会は、農地台帳、農地基本台帳とも言いますが、の整備とともに、農地台帳及び農地に関する地図の情報を、インターネットの利用、その他の方法により公表することになり、平成27年度より本格実施することになりました。

今回の農地情報公開システムの整備につきましては、本年６月に公表に係る事務を全国の農業委員会が円滑に実施できるよう国の事業として創設され、全国農業会議所が実施主体として各部局と調整を行い、開発を進めているところであります。

このシステムを稼働するためには、各農業委員会が所有する農地台帳の情報を加工して提供することになりますが、現在利用している台帳では公開するためのシステムには提供できないため、システムの改修、主にソフトのバージョンアップでございますけれども、そのかかる月数としては約２カ月ぐらいかかるということを聞いておりますが、改修を行い、対応するもので、岐阜県農業振興補助金、補助率10分の10でございますけ

れども、それで実施を行います。

この改修を行うことにより、インターネットによる公表については、農業委員会にかわり、全国農業会議所が一括して一元的マップシステムを構築して公開するようになり、農地集積や集約化を進めるために必要な項目として、農地の所在や地番、地目、面積、賃借権等の種類などが公表されることになります。

また、農業委員会による窓口公表等については、農地台帳データのうち、窓口公表事項の閲覧と提供を行うために必要な項目として、インターネットによる公表に加え、所有者や賃借人、耕作者の氏名や名称などが追加され、閲覧、提供を行うことになります。

また、農地中間管理機構などから農地台帳のデータ提供を求められる場合には、農地集積や集約化を進める上で必要な事項として、所有者や賃借人、耕作者の住所などにも対応できるようになります。

なお、個人の権利、利益を害する項目などは公表しないとしております。例えば、農業者年金の加入状況や納税猶予の適用状況などは公表されません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　内容、よくわかりました。

じゃ、２点目の質問をいたします。

同じく９ページの農業費の農業振興、青年就農給付金の75万円について、これは当初予算に上がっていないわけですけど、説明では、45歳の方の募集、45歳というような年齢をおっしゃいましたけれども、それは募集を行っているのかどうかということと、支払い月はどのようになっているか。さらに、これは年間150万円という説明があったかと思いますけど、最高５年間ということでございますけど、何年を想定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

青年就農給付金事業は、経営開始直後、原則、45歳未満の新規就農者１人に対し、年間150万円を最長５年間給付する国の事業です。これは、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援するものです。産業課への青年就農給付金の相談は、平成24年からことしにかけまして３人の方がありました。そのうちの１人の方ですけれども、伊自良地域でイチゴとアスパラガスの経営を開始される方が、本年、給付要件を満たしたことから、年150万円の半期分に当たる75万円の給付金の補正予算をお願いするものです。

さて、給付金の周知、募集ですが、広報やまがたにて行いましたが、就農相談があった際には給付金の説明をしております。今後も周知してまいります。

また、給付金の支払いは、来年の２月ごろ、県から市に入金が入るということを聞いておりますので、２月末から３月上旬を予定しております。

なお、給付金を除いた本人の前年の所得が250万を超えた場合や、必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合は、給付の停止があります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　内容的には非常にいい内容だと思いますので、ぜひまた今後も周知してお願いをしたいと思います。

第３点目に、同じく９ページの農業費の農地、伊自良湖耐震改修工事実施設計負担金のことについてお尋ねをいたします。

当初予算では25万円上がっていたかと思います。補正で100万円になりました。内容的には、説明では、補強レベルアップということでございますけれども、その具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

伊自良湖耐震改修工事は、県営ため池等整備事業にて行うもので、事業主体は岐阜県です。本年は実施設計を行っています。

ことしの５月12日に、伊自良ため池の改修について、地元説明会を長滝公民館で実施いたしました。そのとき、地元の方々から、今回の耐震工事で震度幾つまで対応可能なのですかとか、震度６強、震度７までもつようにしてほしいなどの意見が出ました。その後、長滝自治会長さんからも、先日の説明会では改修によって震度５強に耐え得るとの説明があったが､震度６強に耐え得る設計としていただきたい旨の要望がありました。

現在まで調査しておりました改修断面、これは地震動レベル１ですけれども、それに対して、大規模地震動、地震動レベル２へレベルランクを上げてほしい意見要望を受けましたので、安全性を確認するための調査費用が2,000万円ふえました。この事業の持ち分は、国が55％、県が40％、市の負担が５％ですので、100万円の補正予算をお願いするものです。

さて、地震動とは、地震によって発生する揺れのことで、構造物の耐震設計を行うときに、耐えられる地震の大きさを２段階のレベルに分けたものです。

先ほど申し上げました地震動レベル１とは中規模の地震で、その構造物の耐用年数中

に１度以上は受ける可能性が高い地震動を指し、その構造物が比較的頻繁に起こる地震に対して構造物はおおむね弾力的な揺れで対応するように設計しています。

地震動レベル２は、将来にわたって最強と考えられる地震動、想定し得る範囲内で最大規模の地震を指し、構造物が倒壊したり、外壁が脱落したりして人命を奪うような被害を生じないように設計することを目的にしています。

具体的な数値で申し上げますと、レベル１は１秒間に25センチ以上、レベル２は１秒間に50センチ以上変位したことを示すものです。

改修後の安全性を確認するため、今年度の実施設計において、レベル２での動的解析を行うものですので、御理解をお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　この件については、早急に要望に対応していただきまして、大変ありがたいと思います。ぜひまた地元へも周知していただけるとありがたいと思います。

第４点目、ページ10になります。林業費、有害鳥獣対策、野生鳥獣被害防止助成金374万7,000円、狩猟免許取得補助金70万円、当初予算では900万円と20万円上がっておりますけど、捕獲見込み額の内訳とか、あるいは、２名から７名になった追加理由、これは、希望、要望の申請があったのか、あるいはこちらから要望したのか、その辺あたりについて、御説明をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

野生鳥獣被害防止助成金は、当初予算で900万円見込みましたが、予測した以上の捕獲見込み数になるため、第３回定例会で445万3,000円の補正予算を議決していただきました。しかし、捕獲数がはるかに上回るペースで推移しているため、今回、374万7,000円の補正予算をお願いするものです。

内訳ですけれども、イノシシが103頭で154万5,000円、カラスが137羽で27万4,000円、猿が34頭で85万円、ニホンジカが33頭で82万5,000円、ハクビシンが６頭で３万円、アライグマが17頭で８万5,000円、ツキノワグマが９頭で18万円です。なお、ヌートリアにつきましては、21頭の４万2,000円が減となる見込みです。数で申し上げますと、318ふえ、金額では374万7,000円の増となります。

なお、当初予算から一番ふえましたのがニホンジカで、当初180頭が最終330頭の見込みになり、金額では当初より375万円の増になります。２番目はイノシシで、当初200頭が最終350頭の見込みになり、金額では当初より225万円の増になります。３番目は猿で、

当初20頭が最終70頭の見込みになり、金額では当初より125万円の増になります。

次に、狩猟免許取得助成金については、現在までに２名の方にそれぞれ10万円の助成金を交付いたしました。その後、狩猟免許を取得された７名の方々から報告がありましたので、１人10万円の限度額を見込み、合計70万円の補正予算をお願いするものです。ちなみに、免許の内訳ですけれども、わな猟免許を取られた方が５名、銃猟免許、鉄砲ですが、１名、わなと銃の免許を両方取られた方が１名でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○４番（上野欣也君）　質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位２番、藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いましてお尋ねするんですけれども、今回３点ありましたけれども、３点のうち２点は、今、上野議員への説明によって理解できましたので、最初の１点目に絞ってお伺いしたいと思います。

資料ナンバー５のページ７の繰入金についてですけれども、繰入金そのものについては理解できるんですけれども、ちょっと基金のことについて久保田企画財政課長にお聞きしたいので、このようにお尋ねするんですけれども、財政調整基金36億円の中から繰入金が出されるわけですけれども、総合計で基金が現在91億ばかりあるわけなんですけれども、今、山県市の公債費比率は18％を超えているわけですけれども、山県市の標準財政規模からして、今、91億円というのは、これだけの額というのは必要なのかどうか、その辺のことがちょっとお尋ねしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　私どもの山県市にとって91億円が適正かどうかということでございますが、それは全てが財政調整やなくて、いろんな特定の目的基金等がございまして、災害時、非常時に備えて幾らが適正かはちょっと発言を差し控えたいとは存じますが、お尋ねがありましたのは、今般の補正財源について、基金繰り入れ以外の財源を計上して、基金は市債を返還するための財源として留保すべきではないかという御質問ということで理解させていただきまして、お答えをさせていただきますが、まず、償還というのは、繰上償還を指しておられるのかと思います。繰上償還する場合に、政府系の資金の場合には、貸付先、国のほうが、貸し付ける側が失った利息収入と新たに得られる利息収入との差額、これを補償金というんですが、その補償金をまず支払わなければならないということがあります。また、市中銀行等の縁故資金と言われるもので

すが、こちらの場合は、今後、一方的にこちらを返すことになりますと、今後貸し付けが厳しくなったりとか、今度、借り入れる場合に、いつ返されるかわからないというリスクを背負うことになって、高金利が提示されるようになるというおそれがありまして、また、加えて、手数料がふえるということもあります。そうしたことから、今の実質公債費比率18％を意識して繰上償還等することに関しては、慎重な検討が必要であるというふうに認識いたしております。

また、実質公債費比率が18％を切りますと同意団体になるわけでございますが、起債の同意団体、発行の同意団体になりますが、こうなった場合でも、実は届け出団体、事後届け出団体にならない限りは、山県市にとっては実質的なメリットは少ないものであるということがございます。

そうしたことから、実質公債費比率18％という数字を意識して操作することなく、また、地方交付税の有利な制度がございまして、借り入れることによって実質的な国庫補助のような有利な制度がございますので、そういったものを活用しながら、世代間公平性に重点を置きながら、適正な運用を目指してまいりたいと考えております。

なお、現在の見込み、市長から前にも御発言がありましたけれども、実質公債費比率の18％を切って起債許可団体を脱する見込みとしましては、平成28年度決算では確実に脱する見込みでございまして、早ければ、この平成26年度決算確定後に、来年度のときには脱する可能性も現時点ではあるかなというふうに考えておりますので、御理解を頂戴したいと存じます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　私どもは、基金というのは、一般の家庭でいったら財布なんですけれども、財布にたくさん金があるのに、なぜ借金するんだという単純な住民からのそういう問いもありますので、できるだけ、今の公債費比率というのは年々の元利償還金がとにかく早く少なくならない限り、分子が多かったら、いつまでたってもやっぱり公債費比率というのは上がってまいりますので、その辺、考えて財政運営、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位３番、寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、同じく資料の５、議第84号の一般会計の補正予算６号というところでお聞きします。

予算書の８ページですけど、総務費の総務管理費で目の一般管理費というところに行

政手続基準整備業務委託料ということで37万8,000円上がっていますけど、これに関してですけれども、この予算の趣旨とか目的、それから、12月ですが、いつ使っていくのかというめど、それから、さきの６月の議会の一般質問で私は総務課長にお聞きしたんですけど、法律が６月に改正されたということで答弁いただきました。その時点の市の行政の法律の改正以後の自治体への影響の認識、あるいは制度の認識というのは、当時６月ごろと現在とで何か変わるところがあれば、そこをお示しください。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

１点目についてでございますが、国民救済手段の充実、拡大を趣旨としました行政手続法の改正により、平成27年４月１日より新たに追加される手続につきまして、同法第３条の規定で適用除外とされております、本市の機関が条例及び規則等に基づき行う処分及び行政指導についても、国の行政手続法の趣旨、それから今回の改正の趣旨を踏まえまして、新たな手続を本市においても実施しようと考えております。

このため、本年度中に市の関係条例の改正を行いたいと思っております。その中で、議員御指摘の行政手続基準整備業務委託につきましては、まず、山県市の行政手続条例の改正が必要になろうかと思いますけれども、その手続条例の改正に伴いまして影響します関係例規の洗い出しですとか、例規の改正条文案の検討などを行うために、それらの業務を民間企業へ委託をしようとするものでございます。今後は、改正条例の平成27年４月１日の施行を目指しまして、年明けの平成27年第１回定例会において関係条例の改正について御審議をいただきたいと考えております。

次に、２点目の御質問についてでございますが、行政手続法の改正によりまして平成27年４月以降に実施をされます新たな手続につきましては、６月議会で答弁をしましたとおり、行政指導の中止等の求めと処分等の求めの２つの手続でございます。この点につきましては、その趣旨、内容等につきましては、現在も６月議会の時点と比べましても変わっていないという状況でございます。

また、本市の山県市行政手続条例の改正の主なポイントでございます。唯一、当時お話ができなかった点として、現時点でわかっているものとしましては、先ほどの２つの手続に関する規定の整備を行うものに加えまして、改正行政手続法第35条第２項の規定の趣旨を踏まえまして、市の機関が行政指導を行う際に、行政指導を行った相手方に許認可権限の根拠を明示する必要があろうかというふうに考えておりますので、この点は例規の中で整備はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　総務課長に再質問いたしますけれども、まず、名称が基準整備という、基準というと、特に行政手続において基準というのは、きちんと明らかにするというのは当然ですけれども、基準というところ以外、今、条例改正の検討ということもありました。それは条文の検討とか制度もあると思うんですが、その基準という言葉が正面にあるので、先ほどの説明ではまだ見えてこないところがあるんですが、単なる基準とか条文以外にもう少しあるのか、どこが想定されているのかというところが、今の答弁で全てポイントは含んでいるのかな。そうなら、基準じゃなくてという文言が来そうな気がしたんですが、いかがでしょうか。

それと、２つ目ですけど、民間に委託してということでしたけれども、これは随契なのか入札なのかというところ、当然、全国一律の法律改正ですから、想像するに、どこの自治体も検討していくことだと思うので、基本的なシステムなり検討部分というのは、業者から見れば、どこの自治体でも基本は一緒だろうと、個別部分はともかくね。そうすると、通常の業務と比べてかなり安くできるはずですが、その辺の検討はされて委託方向なのかということ。

３つ目ですけれども、６月の答弁でも審理員、不服申し立てなどがあったときに、行政の職員が、従来は担当者がやっていて、その問題点、守秘性が問われるということで、今回は担当職員がやらないよということが答えられましたけれども、さらに、その結果について審議する第三者機関を設置するという答弁がありました。今、12月で、条例改正は３月議会に提案ということでしたが、そうすると、実質的に２月にはもう原案ができていなきゃいけない。そうすると、正味２カ月ですよね。果たして、条例の文言改正はできるだろうけれども、第三者機関という新しい概念のものが２カ月でできるのか、ちょっと心配なんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えします。

まず、１点目の基準の内容についてということでございますが、私どもとしましては、先ほどの答弁の中に含まれておるものと考えております。先ほどもお話はしましたが、今回、新たに、基準という言葉は使っておりますが、新たな国民救済手段の充実、拡大を図るということで、２つの手続をとれるようにしたいということでございます。その手続をちょっと基準という言葉で使っておりますが、１つは、先ほども申し上げましたように、行政指導の中止等の求めということでございまして、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、その行政指導を受けた相手方は市の機関に対してそ

の旨を申し出て、行政指導の中止、またはその他必要な措置を求めることができるという、この手続をまずは導入したいということと、２点目としましては、処分等の求めということで、これは、市民の皆様方が法令の違反の事実を発見したときに、是正のための処分を市の機関に求めることができるという、この２つの手続を条例の中でも規定をするという、そういう意味で基準という言葉をちょっと使わせていただきましたが、そういう手続の整備をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

２点目の随契か指名競争入札かということでございますが、この点につきましては、今のところ、随意契約を考えております。従来から本市の例規整備等々を行っていただいています民間企業へ委託をしたいと考えております。

それから、経費の部分でございますけれども、これにつきましては、もちろん内容は十分精査をさせていただきまして、御提示をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、３点目の御質問でございます。審理員のお話が出てございます。これはちょっと、今回の改正、非常に多岐にわたりまして、複雑なところもあろうかと思いますので、非常にわかりにくいかと思いますが、今回、補正予算でお願いをしていますのは、行政手続法の改正に伴う所要の規定整備を行うというものでございます。議員の御指摘のありました審理員につきましては、行政不服審査法の改正に伴う手続でございますので、今回の行政手続法に伴うものとは全くリンクをしてこない部分でございます。

御指摘をいただきました行政不服審査法の施行は、２年以内に施行ということでございますが、今のところ、平成28年の４月ではないかというふうにお伺いしております。現時点でも、国からの、法律は改正されましたけれども、その下の政省令の改正は27年度中ということはお聞きしておりますので、詳細は不明でございますけれども、それにつきましては、また国の政省令、それから国の通知等を踏まえまして、手続は別途、来年度になろうかと思いますけれども、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　今の答弁を前提に、市長にちょっとお聞きしたいんですけど、２つ目の民間の業者に随契で出す方向ということです。今の答弁では、従来からおつき合いというか、仕事を頼んでいるところへ、多分、ぎょうせいかどこかと想像するんですが、先ほど最初に申し上げたように、全国で仕事をしている会社が、全国、同じ法律に基づく仕事をするわけですから、それほど複雑な点検作業も必要ないだろうと考えられます。そういったとき、単に随契ですから幾らですか、見積もりを出して、はい、じゃ、

この見積もりでとなるのが普通ですけど、こういう場合はきちっと、いわば安くできるんじゃないのという話をする、こちらから強く示さないと、言いなりになっていくと思うんですよ。それが全国区というのは、やっぱり通常の個別案件とは違って、かなり安くできる余地がある。その辺が市長の姿勢がきちっと業者に伝わる必要があると思うんですが、いかがですか。

〔「事務的なことなので副市長からお答えします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　お答えします。

今回の法改正によります委託料でございますが、相当交渉した結果の値段と考えております。その点で、いざ随契になりますと、もう少しさらに努力をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　では、次に、予算書の10ページですけど、教育費の小学校費の教育振興費というところで、小学校関係、備品購入費というのが1,298万3,000円出ていますが、これについて、趣旨とか目的、それから時期のめどなど……。

〔「寺町さん、これ、所管じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○７番（寺町知正君）　基本的にはそうですが、これは非常に重要かと思って通告させていただきましたが、特に問題はないかと思いますけど。

〔「暫時休憩。議長判断してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この件につきましては、常任委員会で御発言いただきますようお願いをいたします。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　通告していませんが、先ほどの答弁をお聞きして、ちょっと確認をしたいということで、同じ議第84号の補正予算の６号というところで、９ページですけど、農地の情報公開システムの整備事業委託料ということで説明がありました。その

中で、閲覧などの情報提供をしていくということでした。そのときに、いわば土地の所有者の氏名なども当然出るということとか、賃借人なども明らかにされるという説明だと受けとめましたが、個人情報、これをどういうふうに公開するかというのは常に議論になるところで、私は、個人情報はできるだけ、こういう所有権とか、実際の権利関係は明らかにするのはいいと考えているので、答弁でいいと思うんですが、ただ、従来の法律の解釈でいくと、例えば、登記簿に出ている情報は全部出しなさいというのが最高裁の判例ですが、先ほどの賃借人というのが通常登記簿に出ているんでしょうかね。出ていない場合に、それを出すというところが、従来の個人情報の保護の関係でどのようにお考えなのか、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

私のほうも、個人情報については本当にどこまでというようなことで危惧しておりましたけれども、今回、このシステムの公開につきましては、国のほうが全国一円にやっていますので、これは農地法から公開するということになっていますので、国のほうが個人情報との接点については審議されて公開をするということになっていますので、私のほうでここをとめるとか、そういうことは一切できませんので、全く全国共通でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　再質問しますけど、農地法の改正だから全国共通なのはわかるんですが、お尋ねしたかったのが、例えば、農地法で登記簿以外の情報、賃借人とか、そういう情報も公開するというのは、従来から閲覧の中身として明確になっていたのか、あるいは、今回の改正で賃借人も含めて、法律上明確にされれば、それはそれでいいわけです。そうじゃなくて、運用上、賃借人なども出しなさいというふうになると、誰かが争ったときには、多分、一つの自治体であろうと、国であろうと、それは裁判で負けますので、法律上、きちっと賃借人などが明記されているのかどうかをお聞きしたいんです。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　再質問にお答えします。

今までは、私のほうへ、ここの農地はどなたのですかというようなことをよく聞かれることがありますけれども、そういう個人的なことは公表しておりませんでした。例えば、この農地はどこですかというと、その前にまず地番等を調べますときには、税務課

へ行って調べてくださいと、閲覧してくださいと、そういうようことでお話をしました。

今回、国が進めております農地中間管理機構の関係で、その関係で農地を守っていこうということで今回公表になりましたので、例えばインターネットですと、所有者の氏名、名称はインターネットでは公表しませんけれども、市のほうの窓口へ来ていただければ公表というふうになりますので、そういう点は変わったところでございますので、よろしくお願いします。

いろいろ細かい点がございますので、もし詳しい点が知りたい場合は、産業課のほうへ来ていただければ一覧表をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてから議第87号　市道路線の廃止についてまでの７議案に対する質疑を終結いたします。

日程第２　委員会付託

○議長（杉山正樹君）　日程第２、委員会付託。

ただいま議題となっています議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてから議第87号　市道路線の廃止についてまでの７議案は、会議規則第37条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（杉山正樹君）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あす６日より14日までの９日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、あす６日から14日までの９日間、休会とすることに決定いたしました。

８日、９日は総務産業建設委員会、10日、11日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第２委員会室で開催されます。

なお、15日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時38分散会

平成26年12月15日

山県市議会定例会会議録

（第　３　号）

平成２６年第４回

山県市議会定例会会議録

第３号　１２月１５日（月曜日）

○議事日程　　第３号　平成２６年１２月１５日

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君

学校教育課長　渡辺千俊君　生涯学習課長　佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　竹村勇司　書記　林　強臣

書記　大野幹根

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　一般質問

○議長（杉山正樹君）　日程第１、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位１番　村瀬伊織君。

○１３番（村瀬伊織君）　通告に従いまして、市長に質問をいたします。

現在は、一極集中の国づくりから地方分権へと変わってきております。国の各支援も、やる気のあるところは手厚く支援するという、結果の平等ではなく、機会の平等といった方向へシフトしてきています。また、さきの臨時国会においては、まち・ひと・しごと創生法を成立しました。その背景には、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会を目指していくためには、地方が頑張らないと何ともならないということに端を発すると考えられます。こうした中、市長の役割はますます重要になっております。

そこで、これまで精力的に本市政を担ってきていただいております林市長に対し、引き続き第２期の市政を御担当いただけるのかどうか、御意思をお伺いしたく質問させていただきます。

今から３年８カ月前、林　宏優氏は、対話と共感を政治理念とし、40年余にわたる行政実績をもとに、市民の大いなる賛同を得られ、本市市長に当選されました。それから今までの間、部長制度の廃止や機構改革など、やり過ぎかと思われる方策により、平成23年度の人件費26億を、平成25年度には約23億円と約３億円の削減をされました。そうしたこともあり、市の借金が、一時368億円あったものが、今年度末には10年ぶりに300億円を切る一方、基金は確実な積み増しにより前年度末には30億ふえ、90億円を超えるほどになっております。

また、林市長は、公約として掲げられた東海環状自動車道を初めとした市内の幹線道路を初め河川等については、国や県に対し精力的に要望されつつ、本市に協力できることは積極的に関与するなどして、事業推進に尽力をされました。

また、雇用の場の確保と営利活動を行うための企業、また、新しく事業を起こす起業との支援、農産物や特産物の振興や有害鳥獣対策、山県まちづくり振興券につきまして

も、取扱店等は170を超え、公約であった４つの事業にまで拡大されるなど、市内の商工業の活性化に力を注いでこられました。

市民の安心の向上のため、非常時における物資供給ではガス、電気ほか市内14施設と、福祉避難所に関する協定、また、愛知県日進市と災害時における相互応援に関する協定も締結をされました。

また、三十余の配達事業者と協定、岐阜女子大学とも地域発展のための包括協定を締結されるなど、さまざまな団体、機関との協力推進などトップセールスを発揮され、まさに山県市の力の向上に努めてこられました。

自身の政治理念である、市民との対話、共感を目指し、座談会を定期的に実施され、山県市版の事業仕分けを展開され、現在は市民が中心となった委員会を結成され、自治の基本条例や男女共同参画の条例も検討しておられます。

以上、林市長の功績の一端を振り返らせていただきました。こうして、私以外にも多くの市民が認めているところであります。

しかし、少子高齢化が進んでいくという厳しい環境下にあって、これから課題は多く出てくることが予想されます。ときに、来年度は第２次総合計画初年度であり、本市の新たなスタートを切っていく年でもあります。こうした中にあって、林市長には各種施策を実現していく実行力があります。時代が生み出すさまざまな課題を解決するための決断力があります。そして、社会に不安が多い中で、市民の先頭に立って指導される力もあります。いつまでもそうあってほしいことを御期待申し上げる次第であります。山県市に住む全ての人々が、住んでよかったと言う山県市づくりの先頭に立って、市政を勇敢にリードされることを強く念願するものであります。

次期市政は、まさに新しい山県市の創造という重要な使命を背負っております。この使命を達成し、市長としての重責を担うことのできるのは、豊かな経験を備えられた手腕を有し、ふるさと山県市を思う情熱にあふれる市長、あなた以外には考えられません。新しい山県市づくりの２選の出馬についての率直な決意の表明をお願いしやまないものであります。

改めて、引き続き第２期の市政を担っていただけるのか、その御意思をお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

ただいまは、私に対しまして、身に余るお言葉を賜り、大変に光栄に存じますとともに、恐縮をいたしております。と同時に、そうした評価をいただきましたのも、議員各

位からの御指導ですとか、また、多くの市民の方々の深い御理解を賜ったおかげであると感謝の念にたえない次第でもございます。また、それとともに、市の職員に対しまして苛酷とも言える内部の行財政改革を行ってまいりました。そうしたことに対しまして、職員も積極的に協力をしてくれた、その結果であるとも感じております。

さて、私が市長に就任させていただいてから、３年半余りが経過をいたしました。市議会議員の皆様方を初め、市民各位の温かい励ましとお力添えのもと、私なりに走りに走ってきた、そんな感がいたしております。

東海環状自動車道を初めといたします国道ですとか県道、そして河川改修の事業の推進、また、特に力を入れてまいりました市内企業への支援、補助金等でございますが、また、この市に対する各種補助金も、従来と比較しますと非常に多く獲得できたものと自負いたしているところでもございます。

この３年半余りを振り返りますと、私が一番力を注いできましたのは、先ほど申しました内部改革であったようにも思います。確かに市債の残高は、先ほどのお話にもございましたように激減をいたしておりますし、起債許可団体からの脱却もめどがついて、確実なものとなってまいりました。そしてまた、職員の意識も大きく変わってはまいりました。

そうした中で、今後におきましては、もう少し外部に重点を置いた、市長としてのトップセールスが求められるのではないか、そういった力を発揮していくことが大切ではないかと考えているこのごろでもございます。

議員御発言のように、まち・ひと・しごと創生法の成立を受けまして、地方の分権化はますます加速をいたしてまいるものと考えられますし、それと同時に、国の各種支援においては、かつての護送船団方式と言われた方式から、やる気のあるところには手厚く支援する、そういった方向へ大きくシフトしてきているのも現実でございます。

そうした中におきまして、この山県市をよくしていく上で、特に国ですとか県の支援制度を有効に活用していくためには、積極的な施策のアピールも必要ではないかと考えております。

今後、避けることのできない超少子化と超高齢化社会という厳しい環境下にありまして、また新たな課題も発生してくることが予想されます。

また、そして、先ほどのお話にもございましたように、来年度からは本市の第２次の総合計画をスタートさせるわけでございますが、その初年度でありますこの市の大切な時期に、力強い、この総合計画の新しい山県市の創造という重要な使命もあるのではないかと考えております。

そうした中で、本市に住んでいただいております全ての人々が夢と希望を持ち、そして、住んでよかったなと思っていただけるような山県市づくりに向けまして、多くの皆様の御支援がいただけるのであれば、やはり私は引き続き身を賭して頑張っていかなければならないと考えております。

そうした決意を表明させていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　村瀬伊織君。

○１３番（村瀬伊織君）　力強い決意のほどをいただきましたので、まず安心をしておるところでございますが、とにかく山県市におきましては大変な年になると思いますので、その辺も十分お力添えをいただきまして、よろしくお願いします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で村瀬伊織君の一般質問を終わります。

通告順位２番　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、議長のお許しを得ましたので、消防長と福祉課長に質問をいたします。

まず、ＡＥＤの運用についてでありますが、ＡＥＤは通常の心肺蘇生法では対応できない心室細動です、これ、私、細胞と書いてしまいました、細動ですが、細動の発症時、正常な心臓の動きを戻すための医療器具であり、心肺蘇生にも最も有効な、１秒でも早い手当てを可能にするもので、医療従事者以外の一般の方が使用できる機器として普及が進みました。そのような機器が、市民の安心・安全のために数多く設置されていることは大変ありがたく思っております。

そこで、３点ほどお伺いをいたします。

まず１点目ですが、現在、山県市に設置されているＡＥＤは幾つか、利用上状況はどのようなのか、また設置に要した費用はどのくらいか、市の施設以外のＡＥＤ設置数と利用状況はどのようなのでしょうか。

２点目、山県市が設置しているＡＥＤはほとんどのものが鍵のかかる屋内に設置されていると思われますが、屋外でそれが必要になった場合、施設が施錠されている時間帯は使えない状況になります。屋内と屋外に設置されているものは、それぞれ幾つあるのでしょうか。

３点目、バッテリーや電極パッドなどの消耗品ですが、救急隊員が操作したＡＥＤがバッテリーの消耗で作動せず、死亡した事例が報告されたことがあります。一般に、電極パッドの使用期限は製造からおおむね１年半から２年、バッテリーは製造からおおむね２年から、差がありますが５年とされております。そこで山県市は、消耗品の点検や

管理はどのように行われているのでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（杉山正樹君）　横山消防長。

○消防長（横山　智君）　御質問にお答えします。

まず１点目につきましては、平成26年12月１日現在、ＡＥＤを設置している市の施設は35カ所で、おのおの１台設置しております。

利用状況につきましては１件で、平成25年３月17日の日曜日に、山県市総合体育館にてミニテニスの競技中、突然意識を失って倒れ、心肺停止状態となった男性に対し、居合わせた競技者と体育館職員が協力し、ＡＥＤを使用した事例がございました。

費用につきましては、購入したものと、リースにより設置したものがあり、一概には言えませんが、一例として、消防本部が平成26年４月１日から南消防署でイベント等に貸し出すために確保しましたＡＥＤ１台は、５年契約のリースでございまして、リース料金は月額5,000円弱、年間６万円弱でございます。

市の施設以外でＡＥＤを設置している事業所につきましては、現在把握しておるものとして、33カ所ございます。

また、利用状況につきましては１件で、平成20年６月14日の土曜日に、ゴルフ場にてゴルフのプレー中、突然意識を失って倒れ、心肺停止状態になった男性に対し、従業員がＡＥＤを使用した事例がございました。

２点目につきましては、ＡＥＤを設置している市の施設35カ所のうち、屋内設置は29カ所あり、屋外設置は小学校３校、中学校３校の計６カ所であります。

３点目につきましては、消防本部等市の施設に設置してありますリース契約のＡＥＤのバッテリー点検は毎日実施しており、バッテリーは３年交換、パッドは２年交換もしくは使用後に無償にて補充する契約となっております。また、成人モード、小児モードがスイッチにより切りかえて使用することができるため、パッドは共通のものとなっております。

購入したＡＥＤにつきましても、バッテリー点検は毎日実施しており、交換時期になりますと、購入業者から通知が来まして、適切に交換をしております。

議員が懸念されておられますように、休日、夜間等にＡＥＤが必要となる場合を鑑みまして、平成26年４月１日から消防本部南消防署に貸し出し用のＡＥＤを１台確保し、10名以上の参加が見込まれ、かつ山県市内で開催されるイベントに対し、無償で貸し出しており、12月１日現在、11件の貸出実績がございます。

今後は、市民の安心・安全を確保するために、誰でもが、いついかなる場合でも使用

が可能となる屋外設置に向けて配置転換等を検討するとともに、一般事業所等にもＡＥＤを設置していただけるよう啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、再質問をいたします。

御答弁ありがとうございました。学校のグラウンドなどの体育施設で、体育の授業や部活の練習中、あるいは集会、体育の最中に熱中症や脱水症状で倒れる人が後を絶ちません。こうしたケースでは、ＡＥＤを使って救急措置をとることが大変有効だとされております。

学校や公民館や体育館施設を見たとき、ＡＥＤが設置されている場所は、夜間や休日に施錠されている屋内だということですが、学校のグラウンドや体育館を初め、市の体育施設では、屋外でＡＥＤが必要になった場合、屋内にあるＡＥＤを取り出して使用することは困難をきわめます。人命尊重の視点から、施設の一部を壊すことはやむを得ないと思いますが、ＡＥＤという機械の性質とその目的から考えて、常時、必要なときに、必要とする人が簡単にアクセスできなければ、その設置意義をなくしてしまします。

なぜこのようなことをお伺いするかというと、先般もある団体の方たち、これは女性を主としたものですが、心肺蘇生法の講習を受け、試験合格された方たちが十数名おられるのですが、そんな知識を持った方たちにより協力していただくにも、格納箱は屋外に設置することを基本とすることだと私は思っておりますが、消防長のお考えはどのような見解なのか。

また、ＡＥＤは、音声に従って操作をすると、講習を受けていなくても使用できると言われておりますが、緊急時に１度も講習を受けたことのない人が音声ガイダンスに従って操作をし、救命に、仮に失敗してしまった場合、救助者の法的な責任が問われると思いますが、緊急時にちゅうちょしてしまう市民も多いと思うのですが、消防長の見解はどのようか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　横山消防長。

○消防長（横山　智君）　再質問にお答えします。

まず１点目につきましては、私も議員のお考えと同様で、緊急時にＡＥＤをすぐに取り出して使用できる屋外設置のほうがよいと考えております。

２点目につきましては、仮に一般市民の方がＡＥＤの取り扱い等に失敗したとしても、悪意または重過失がなければ、救急蘇生法の実施者が救急患者などから法的に責任を問われることはないとされております。何もしないよりは、少しでもできることをしたほ

うが、はるかにプラスになりますし、さらには命を救うことができるかもしれません。

ＡＥＤは音声で指示をしてくれますし、間違っていれば音声で修正するよう指示もしてくれますので、機器等のふぐあいがない限り、ほとんど失敗することはございません。一番大切なのは、倒れた人を見たら、命を救うという勇気を持つことだと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　操作の間違いは起こり得ないということと、仮に失敗しても責任はかからないということで、一安心をしたところであります。ありがとうございました。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（杉山正樹君）　以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位３番　石神　真君。

○５番（石神　真君）　それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

２点ほどありますが、まず１点目、山県市の人口増加対策はということで御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本市、この山県市も合併以来、人口も減りました。この平成26年11月１日時点では２万8,761人となり、そこの中で有権者としましては、約２万3,000人が有権者というような、人口が少なくなった、少子化の市でもあります。

そこで１点は、先ほど最初に質問いたしました村瀬議員も言いましたが、国にいろんな補助金制度ができるというような対策もとられてきております。そこの中で、この山県市も空き家を利用した対策は、今後どのようにしていくのか、これは大事ではないかと思っておりますので、これについて。

それと、平成23年第４回定例会におきまして、市内の塩漬けの土地、言い方は悪いですが、市が保有している土地であります。その土地にハウスメーカーなどと協力をし、この山県市と一緒に建て売り、また、市営住宅などつくったらどうかというようなお尋ねをしたと思います。

そのときには、検討をしてまいりますというようなお答えをいただきましたが、実際、その検討はどこまで検討されたのか。ただ当時、どうしてはなからできないのかなというような考えはありましたが、近年、本当に少子化、また前の第３回定例会のときにも少子化問題で質問させていただきました。

やはり人口増加に対し、市の土地を利用した定住政策、または移住政策に取り組んでいただきたいと考えておりますが、その点について、企画財政課長はどのようにお考え

でしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　御質問にお答えいたします。

住みよいまちづくりを目指す上で、急激な人口減少というのは大変大きな課題とはなりますが、逆に急激な人口増加というのも大きな課題となります。つまり、人口増加だけを目的とした大規模な市営住宅の建設などは、住民供給施設のキャパシティー等からして好ましくないとも言えますので、理想といたしましては、人口の維持または人口が徐々に増加していく、こういうことだと考えております。

人口減少と少子高齢化につきましては、国内の多くの自治体における共通課題の１つでございます。無論、本市も同様の課題を抱えているわけでございますが、これはある程度は避けて通れない課題であり、過大に人口増加等の期待をかけたり、楽観視したりすることは、こうした課題の先送りにもなりかねず、こうした事実を冷静に受けとめて、適正に対応していかなければならない課題であるとも考えております。

かつての高度経済成長期のころには、都市部での地価高騰等により、都市部において中高層ビルが建てられ、本市にも住宅需要の波が押し寄せてまいりました。しかし、バブル期以降、そして人口減少社会となり、都市部での地価下落により都市部での用地取得が容易となり、また都市部での空き部屋の増加ですとか賃貸料の低廉化などによりまして、都市部への人口回帰が進んできている状態にあるとも考えられます。そのため、地価の安い本市に住宅を建てて、都市部から移り住もうとする需要は、一般的には減少していくものと認識しなければならないものと考えております。

当時答弁は、検討すると言ったのは私ではありませんでしたが、私の立場としては、こう考えております。

そうした意味からしましても、定住化というのは極めて重要なキーワードであり、議員御発言の空き家を利用した政策につきましては、ストック重視の極めて有用な政策の１つであると私も考えておりまして、全く同感の思いであります。それは、空き家の放置が環境面、防災面、そして防犯面などにおいて悪影響を生み出すことが懸念されまして、そうした意味からも、一石二鳥だと考えられるからでございます。

こうした空き家対策は全国的にも懸念されており、国土交通省においては空き家再生等推進事業などが創設されましたが、今後も議員御発言のように、関係省庁によって新たな政策が打ち出されてくるものと期待しておりまして、本市としましては、そうした国の施策を積極的に活用することも視野に入れて、空き家の再生と有効活用を考えていかなければならないものと考えております。

現在、当面の策といたしまして、市北部地域を中心とした空き家バンクの創設ですとか、需要を促進するための補助制度などが創設できないかということを検討している段階にございます。

また、本市には、都市部から移り住んできていただいておる７名の地域おこし協力隊員がおりますが、その中には、空き家を活用したゲストハウスの開設を目指してくれている隊員がおります。そこで彼らも支援しつつ、行政とが相まって移住、定住を促進するような施策を検討し、推進してまいりたいと考えております。

移住、定住のためには、恵まれた自然環境を売り出し、教育、福祉、保健、環境等の住環境の政策を打ち出していくことも有用だと考えております。しかし、生活していく上では、何よりも大切なのは就労の場を確保することでございますので、引き続き企業誘致も視野に入れつつ、企てる企業と起こす起業、両面を支援してまいりたいと考えております。

こうした移住、定住を促進していく上で、特効薬のようなものはないと考えております。そこで、中長期的なビジョンのもとで、本市の美しい自然を保全し、安全・安心で、便利で快適な生活を送ることができる地域づくりを末永く継続していくことが大切であると考えておりますので、議員各位の御支援と御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　私の質問に共感していただくところは、しっかり共感していただき、進めていきたいという御答弁をいただきましたが、ありがとうございます。そこは褒めたいと思いますし、協力していただきたいと思っております。

再質問に移りますが、確かに、前、今の企画財政課長に御答弁をいただいたわけではございません。これは前の資料がありますが、今の市長が、たしか、当時答えていただいたものと思っております。一生懸命、パソコンで引きずり出してきました。そこの中で、やはり当時も胸を張って、市長がトップセールスをできるようにお願いしたいというように当時も言っておりますが、その前にまず、再質問に移ります。

今の課長の答弁では、最終的に特効薬がない、そのような、言い切ったような御答弁でしたが、中長期的なビジョンとも答えております。また、議員に対しても協力、支援という言葉がいろんなところでも使われておりますが、今の私の答弁にも使われました。

そこで、やはり、どれだけすばらしいビジョンを立てても、絵に描いた餅になっては何もなりません。そこで絵に描いた餅にしないために、この国の有利な制度、先ほどありましたような有利な制度を利用し、また特に今の市長は、特に山県市に対して有利な

制度をとっていき、今も進めているその市政の中で、今の課長としては、絵に描いた餅にしないように、どのように進めていきたいか、課長の答弁を求めます。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　再質問にお答えいたします。

議員御発言のように、幾らすばらしいビジョンを描いても、おっしゃられるように絵に描いた餅では、何も意味はなさない、私もそのように考えております。

今の時代は、特に行政におきましては、絵に描くんじゃなくて、やっぱり結果が求められる時代、これは行政に限らず民間でもそうだと思いますが、そういうことを考えております。そこで、各種の人口増加または人口抑止策につきましては、今、具体的には、先ほど検討している内容を例を挙げましたけれども、積極的に、描くだけじゃなくて、その具現化に向けて邁進してまいりたいと思っております。

また、私ども財政力指数が低いというのもありまして、やはり効果的な市費を使うには国、県の支援策、国とか県の施策と相まっていく方法が有効であると考えておりますので、きのう選挙がありまして、今後新しい施策も打ち出されてくる、まだ来年度2015年度予算が、今、公表されておりません。その中にも山県市にふさわしいような施策が散見されますので、そういったものを活用し、決して絵に描いた餅にすることなく、具現化して、市民の皆様にもわかりやすいような施策を、なるべく随時打ち出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　担当課長が答弁されたので担当課長に振りましたが、市長でもよろしいんでしたけれども、やはり答えていただいた担当課長にきちんと答えていただきたかったというところでございます。

再々質問で、また市長に、ちょこっと、似たような答えになるかもわかりませんが、お答えいただきたいと思いますが、先日テレビで、長野県の下條村を取り上げて、若者に対して市営住宅を整備して、定住者をふやすというような努力をされているところがあります。

福祉関連支援では、この山県市のほうが上ではあります。でも、先ほど担当課長からのお話があったように、積極的に具体化をし、各施策をしっかりして力を注いでいくということでありました。

これについて市長の御答弁を少し求めます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　積極的な人口増加対策ということで、従来、若い人たちに、市内で使ってみえる、まちづくりの振興券を発行させていただいたり、そして今、来年度予算の編成を行っておるわけでございますが、特に、私も子育て支援という一環から、この人口増加対策が仕組んでいけないかということで、新しく、そういった子育て支援のための１つの政策の支援の仕方として、この空き家を活用したそういった支援ができないかということを今検討しておるところでもございますし、そのためには、全国的な統計で見ますと、空き家がかなり多くあるということでございまして、市内に空き家がどのくらいあるのかということを、大まかな調査といいますか、どういったところに、どういった形の空き家があるのかという調査をしたいと考えております。できれば自治会の方の協力を､そういった調査に得ることができないかということを考えておりまして、それが１つの具体的な政策になっていくのではないかと思います。

そしてまた、北部地域の企業の方から、そうした空き家の情報を、企業の方がその空き家を使っていただいて、社宅のような形で使いたいという、そういった御要望もいただいておりますので、今、これからそういった情報の提供の仕方を考えているところでもございます。

そしてもう一つ、この空き家対策として考えていますのは、使える空き家と使えない空き家が、廃屋がございます。特に旧の高富の町内を見ますとそういった廃屋もございますので、そういったものを何とか国の支援ですとか、行政的な、所有者の方にアクションが起こせないかということで、今、担当課に指示していますのは、旧の例えば高富ですと、この廃屋となった、瓦の朽ちた家を撤去しても、地価からすると、地権者の方がその土地を処分されても、そして処分されたその土地に新しく住宅を建てていただけるような提案ができないかということで、そうしたことは市の職員はなかなかそうした技術的なノウハウを持っていませんので、今、市内の不動産業者の方にそういった御相談をしておりまして、そうした、例えば市外に行かれる旅費ですとか、日当ですとか、そういったものを来年度予算に、今、具体的に話しかけをしておりまして、そういった廃屋の対策もできないかということを考えております。

１つずつそういった施策を積み上げまして、少しでも人口の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　一番最初に課長もお答えいただきましたが、やはり古家対策、空き家対策、これが重要になってきていると、それを見据えた予算をつけて、来年度組ん

でいると、市長の今の姿勢、意気込みは先ほどの答弁にも、村瀬さんの答弁にもありましたが、よろしくお願いしたいと。

前はなかなか、なったばかりであったかもわかりませんが、ちょっと遠慮ぎみな答弁が、ここにもまだ残っておりますので、積極的に進めていただきたいとお願いして、次の質問に移ります。

次は、市内保育園の現状と今後の計画ということで御質問させていただきます。

この保育園に関する質問は今回で３回目になりますが、当時、お答えになった当時の部長さん、課長さんからかわられて、今の新しい江口課長になられたと思いますが、そこでもう一度、今の課長にお伺いいたします。

平成23年３月の定例会、また、24年第４回定例会と質問をいたしております。当時課長さんが、市内の保育園については、０歳児から人数を精査しながら、統合などに慎重に対処していくと御答弁されております。その中に、やはり目標を決め、答弁されておりました。

そこの中で、先ほども言いましたように、現在はどのような状況か、それと先ほど、前の課長さんが答弁された次の日、新聞にもでかでかと出させていただきました。あれから何年がたったのかなというように思っておりますが、また、美山地域においては平成27年度を目標に一本化も考えていくと、それこそ本当に、先ほど言った新聞にでかでかと出ております。

あれから、課長がかわったといい、担当課がどこまで仕事をしていたのか、なぜおくれたのか、その点について御答弁願いたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

市内の児童数につきまして、今、議員から御質問がございましたけれども、市内の児童数につきましては、平成25年度におきまして、０歳児から５歳児の児童が全部で1,105名、そのうち市内の保育園に通園している方は564名でございます。平成26年度におきましては、児童が1,074名、そのうち市内の保育園に通園している児童が581名ということで、31名の児童数が減少となっておりますが、保育園への通園児童数は17名の増加ということになっております。ただ、この数字につきましては、大半は高富地区、あるいは富岡地区における０歳児から２歳児の児童が増加したという傾向にあるというふうに考えております。

御質問にございました美山地区の統合ということでございますけれども、美山地区におきましても、平成25年度は０歳児から５歳児までの児童が238名、保育園への通園児は

そのうち140名、今年度、平成26年度につきましては、児童221名、うち保育園へ通園する児童は131名ということで、それぞれ17名と９名の減少ということになっております。美山地区の出生数と保育園への入園児童数の推移を見ますと、５年前、平成21年度でございますが、と比較いたしまして、いわ桜保育園の区域では、出生数は３名、入園児童数は５名の減少ということになっております。また、富波保育園の区域におきましては、出生数が２名増加しましたが、入園児は19名の減少、同様にみやま保育園の区域では、出生数が８名増加いたしましたが、入園児は10名の減少というようになっております。

このような状況の中から、児童福祉、子育て支援という観点から、子供たちにとってよりよい環境をつくるため、また、就学前の乳幼児が生活習慣を身につけることや、集団生活を通して生きる力の基礎を養い人間関係を育てるとともに豊かな情緒を育むために、子供たちの発達にとって必要な異年齢の集団や混合集団という、そういう中で相互交流をしながら遊びを通して集団に交わるという能力、また、子供にとって集団の中における自分の位置や役割を取り入れることができ、ほかの者とかかわることの重要性が取り込めるということなどから、一般的に言われます適正な規模の集団を形成できる、ある程度の大きさの集団を確保する必要があることから、美山地域の保護者の方々と、平成21年度より保育園のあり方について検討を進めてきまして、平成23年度に西武芸保育園と乾保育園を統合し、みやま保育園といたしたところでございます。

現状につきましては、いわ桜保育園は現在児童が20名で、そのうち年長児10名が卒園すると、来年度は児童が10名程度に、また、富波保育園につきましては、児童が現在21名でございますが、そのうち年長児６名が卒園しますと、来年度は児童が15名程度になるということを見込んでおります。出生数の減少により、今後も入園児童数の増加が見込めないということが考えられますので、適正な規模を形成する集団としての維持が難しくなってくる状況になると考えております。このため、児童福祉審議会の意見を伺いながら、美山地区３園の一本化を検討してまいりましたが、現在のみやま保育園への一本化につきましては、みやま保育園の施設の規模、園庭あるいは駐車場が狭いなどという制約があるため、まずは平成27年度よりいわ桜保育園と富波保育園との統合を進めているというところでございます。

また、少子化、過疎化に歯どめをかけなければ、児童の一層の減少が予想されるということもありまして、その後の統合についても検討する必要があると考えております。

今までの保護者の方等の意見の中には、現在のみやま保育園で美山地区の保育園の一本化、あるいは西武芸地区の交通の便及び駐車場やグラウンドの確保できる新たな場所で保育園を新設、また、現在の富永にございます教育センター敷地に建設するなどの意

見をいただいております。

今後の美山地区の児童数の推移を見ながら検討し、保育の質の向上を含めた保育環境及び保育サービスの維持を踏まえ、進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　質問に対し、課長がかわってから大分苦労をされたかと思いました。かなり細かく答弁をいただきました。そこの中で、やはり何といっても、課長も言われましたように、子供のために親が我慢しなければいけない、また、行政がきちっと判断しなければいけないときが来ているんだと私は思っております。

この山県市も特に少子高齢化が進み、北部地域ほどスピードも速いことがわかっております。

美山地区の保育園の統合計画としては、平成27年度、現在の教育センター施設に建設し､みやま保育園と一本化をしていきたいと､そういう目標が前はあったというような、ちょっと回りくどいような御答弁だったかなと、私は自分でもそういうふうにとりました。当時の新聞では、27年度を目標とし、今の教育センター施設跡にというような記事に新聞では載っておりました。それにつきましてですが、今後、まず27年度に２園を１園にし、美山地区の保育園を２つ、その後、一本化にしていきたいと、そのような御答弁でしたが、それについて、今度はいつを目標に行っていくのか御答弁願います。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　再質問にお答えいたします。

美山地区の保育園の一本化につきましては、平成27年度をめどに、現在のみやま保育園で統合するか、あるいは教育センター敷地を含めた新たな場所を確保し、統合するのかを検討してまいりました。

しかし、子育て支援の観点から、拠点施設としての役割を維持することが重要であるということもございまして、地元との話をすることなく、今まで時間が過ぎて、結論に至らず現在になったという状況でございます。

ただ、今後につきましては、児童数の推移等を見守りながら、一般的な適正な規模が形成できる集団を確保するということを考えておりまして、現在のところ27年度に２園の一本化、それ以後にということを考えておりますので、ここで明言できる状況にはございませんので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　担当課長としては、なかなか答えにくいと。となれば、やはりここで、先ほどもありましたように、トップ判断、やる気のある、次の第２期を狙っていくというような御答弁もありました市長にお答えしていただきたいと思いますが、その前に再々質問になりますので、課長におくれた理由をきちっと答えていただけなかった、それだけ１点お答えしていただきたいのと、やはり美山地域でも、わざわざ高富まで幼稚園に送ってくる、そういう親御さんもみえます。それは同級生が少ないから。保育園を一本化するという話があったけど、なかなか一本化していないじゃないかという、新聞に出てから、そういう御質問が私のほうにこんきに来ます。だから、もう３回目、どこまで進んだか、しびれを切らして質問させていただきました。課長もかわったということで。

それで、市長に再々質問ということで、最後に課長の後にお答えしていただきますが、やはり行政のトップとしてきちっとした判断をしていただく、また、目標も立ててほしい。特に27年度の４月には一本化の方向に、答申の方も向かっていると、２園を１つにね。それから、今のみやま保育園と、また２園のやつを一本化するかということが、また答申のほうで出てくると思いますが。

これ、本当に先ほども言いましたように、何年もほかってあった案件ではないかと私は思っておりますので、やはりきちっとした方向性、28年度中にはいろんな総合計画なども出てくるかとは思いますが、そういうものに織り込んだ方向性をきちっとつけていただきたいと思いますので、答えられる範囲で結構ですので、市長、その点よろしくお願いしたいと思います。

まず、課長のほうから。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　まずもって、大変失礼いたしました。

再々質問でございますが、保育園というものは子育て支援の拠点ということですので、拠点施設としての役割を維持することが重要であるということがございますが、なぜおくれたかと申しますと、地元との話をすることなく、今まで時間が過ぎ、結論に至らず、現在になったという次第でございます。

しかし、来年度、いわ桜保育園の児童数が大幅に減少する見込みであるということ、あるいは適正規模としての保育環境の維持を図るためには、保育園等の施設で、現在のみやま保育園等の施設では、規模、駐車場の確保の観点等から難しく、いわ桜保育園と富波保育園を統合して、その後に美山地域の全体の児童数の推移を見守りながら、保護者、あるいは地元関係者の方の御意見をお聞きしながら、さらなる検討を重ねてまいり

たいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再々質問にお答えさせていただきます。

目標年度ということでございました。それぞれの事業につきましては目標年度があるわけでございますけれども、そうした事業の中で、私は大きく２つに分けることができます。例えば、東海環状ですとか、どこどこに何々を建設する、その中で地域の皆さんの総意が得られているものを進めていく、そういった目標年度はしっかり立てていくべきだと思います。

そしてまた一方で、この保護者の皆さんですとか、地域の皆さんの同意を得るというものにつきましては、非常に地域の皆さんのアイデンティティーにも大きくかかわってきますので、それはある程度の目標年度は、今までも27年度に進めたいということで進めてまいりましたけれども、特におくれた理由につきましては、アンケート調査の中で、南部の皆さんのそういった統合に対する、一本化に対する思いというアンケート調査の結果が、非常に南部の方が一本化することに対して、またその場所についても提案いたしておりましたので、そういった同意が、私どもが抱いている数値よりも非常に低かったというのが現状でございまして、今後におきましてもそういった努力をしていく必要はございますけれども、あくまでも一義的には保護者の皆さん、二義的には地域の皆さんの同意ができれば、目標年度がいつであろうと、例えば来年度が計画どおり、地域のそういった同意ができれば、物理的には進めることができると考えておりますので、特段、何々年度を目標にという、こうしたデリケートな問題につきましては、目標年度は可能な限り早い時期にということで答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　以上で石神　真君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開したいと思います。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位４番　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、危険ドラッグの使用と販売の禁止条例の制定についてを御質問いたします。

昨今、都会から始まり地方への危険ドラッグの蔓延が叫ばれています。危険ドラッグ、違法・脱法ドラッグは、麻薬や覚醒剤の構造を変えた薬物です。

現在、法律による規制が追いつかないため、危険ドラッグと呼ばれています。健康被害はもとより、２次的犯罪を起こす事例が多発している深刻な問題です。

ことしに入って、危険ドラッグの原因子で亡くなられた人数は111人に上ることが警察庁のまとめでわかりました。山県市においても他人事とは思えません。条例を設置してはと課長にお尋ねします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

近年、危険ドラッグの乱用による健康被害や交通死亡事故等が多発しており、深刻な社会問題となっております。

こうした状況を鑑み、岐阜県では危険ドラッグを含む薬物による県民の健康被害を防止することを目的として岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例を平成26年10月15日に制定し、この中で、薬物の定義、県民の責務、薬物の乱用を防止するための規制、製造、販売、使用等の禁止、立入検査、罰則などが明記されております。さらに、岐阜県内で危険なドラッグを販売させないためには県民が一丸となって目を光らせていることが大切で、新たに岐阜県危険ドラッグ通報窓口を開設して、関係する情報を入手した際には窓口に情報を寄せていただくようになっており、危険ドラッグの乱用を防止するための取り組みがなされております。

さて、議員御提案の危険ドラッグの使用と販売の禁止条例の制定につきましては、県の条例の中で規制されておりますので、今のところ山県市として条例を制定することは考えておりません。しかし、市民の健康と安全を守るためには、薬物は危険なものであると市民に周知をしていく責任があるものと考えております。

今後も、国や岐阜県の情報を得ながら、関係各課と協力して、市民が危険ドラッグを絶対に使用しない、絶対に買わない、絶対にかかわらないをスローガンに広報等を利用して啓発してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　それでは、再質問をさせていただきます。

今の答弁では、条例化はしない方針と聞きました。県の条例の中では規制されている

との御説明でしたが、規制という判断はわかりませんが、もっと軽微な条例も他市には見られます。例えば、多治見市では焼き物の特産品の使用に関する条例、あるいは、新城市においては政策提言のための市独自の若者条例案など提案されています。それらと比べても、危険ドラッグの条例化は必要不可欠だと思われます。

ドラッグの使用で、意識障害やけいれんなど急性中毒を起こす危険があったり、不整脈や心筋梗塞で死亡する人や、幻覚や興奮から自殺を図るケースもあるという健康被害はもとより、２次的犯罪を起こす事例が多発している深刻な問題です。要するに、大変危険であることの認識を持ってほしいと思っています。

ややもすると遠い都会でのできごとのように思われがちです。しかし、先般も海津市立の小学校教員が薬物を乱用して酩酊したとして依願退職をした例もあります。本人は軽い気持ちだったと思われますが、その後、大垣地検では危険薬物と立証するのが困難として不起訴処分になりましたが、出来心で使用したり危険と知らずに使用する例も多いと言われています。

このドラッグは、中国から材料を大量に輸入し、化学物質を調合し化学反応を起こすという、加工は極めて簡単で、マンションのベランダで製造も可能であると。

先ほどの答弁のように、使用しない、買わない、かかわらないをスローガンにして、条例にして広く周知することを希望します。再度の答弁は求めませんが、条例の制定によって市民の安全・安心の確保に臨んでほしいと思い、再々質問はいたしませんけれども、その向きに御努力をいただきたいと、こんなことをお願いして質問をかえます。

急激な人口減少と関連する子育て支援について、先ほど他の議員からも御質問もあって多少重なる点があるかもしれませんが、人口減少によって、やがては地方自治体が消滅するという、以前に一般質問をしたことがありましたが、妙案は現在も模索中だと思います。

人口減少は、子育て支援と深い関連があると認識しています。人口減少については、全国的にも歯どめのきかない状態になっています。子育てや少子化対策についての行政の取り組みについて質問をします。

子育て期間中に生活費の中で負担の多い住居の提供をしては。現在ある空き家を子育て支援に活用してはどうかという質問です。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

山県市でも子育て支援を人口の急減少、あるいは少子化を改善する上での最も重要な施策として捉え、子育て支援及び少子化対策事業を推進しております。将来的に人口減

少問題が深刻化して、本市においてもその対応は急務であり、少子化対策の充実が重要な課題であると認識しております。

このため、本年度より市内在住、あるいは在勤の男性と、広く募集する女性に出会いの場を提供する婚活サポート事業を、現在までに市内で３回実施し、市外、県外から多くの女性の方に参加していただいております。年度内にあと１回実施する予定でございます。少子化の要因となる未婚化、晩婚化に対する取り組みを行うことで、山県市に定住する人口の増加につなげようとするものでございます。

また、現在製作中でございます子育て応援ガイドを利活用することにより、出産、子育てに関する情報を普及することによりまして、妊娠を検討している人の妊娠、出産を後押しするということで出生率の向上を図るとともに、出産後も各家庭環境に応じた安心・安全な子育てができる環境づくり、地域づくりに取り組み、産後の定住につなげようと考えております。

また、現在、地域おこし協力隊等により地域活性化への取り組みが行われております。議員の言われますように、空き家を活用するなどして、子育て世代を目標とする移住・定住促進を施策の柱として、急激な人口減少の抑止に対応することは重要なことと考えております。市北部地域では、空き家バンクの創設、あるいは移住促進の補助制度の創設を検討しております。

人口減少対策及び子育て支援につきましては、福祉部門だけでは十分な対応ができないということもございますので、定住促進部門等と連携しながら、子育て世代の真摯な御意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　ただいまの課長の答弁で、出会いの場の婚活サポート事業やら子育て応援ガイドなど、子育てができる環境づくりに努力をされていることはわかりました。

子育て支援については、国も地方も一丸になって取り組まなければならない喫緊の課題であることは先ほど市長答弁にもありましたし、以前には、杉山議長が危険空き家について一般質問されたことがありましたが、臨時国会で成立した空き家対策特別措置法では、周辺に危険や迷惑の及ぶおそれが高いものを特定空き家と規定されました。将来的に見ても、空き家がさらに増加する可能性があります。空き家の放置による問題は、景観、風紀や治安の悪化など、抱える問題は後を絶ちません。空き家は県内平均では15.2％であります。山県市内においても約900棟の空き家があると見られます。

そこで、山県市内外の子育て世代に情報の提供をして、空き家の有効活用を進めてはどうかという質問です。子育てが終了するまで空き家を子育て世帯に無料で貸しつけるという案です。土地、家屋の所有者も、行政になら安心して委ねることができる。所有者も将来、土地、家屋の返還を求めた際、行政が窓口ならトラブルのない安心があります。子育て世帯の住宅費は、月々の経費の中でも大きな負担であることは言うまでもありません。借家の貸し付けに必要な条件とは、例えば、中学校を卒業するまでとか、高校を卒業するまでとかの要件を満たせていただけば可能かと思われます。過去の取り組みには、これは国の対策ですけれども、少子化対策のエンゼルプランや少子化社会対策基本法、それに次世代育成支援対策推進法もできましたが、これといった成果が望めなかったことは事実です。対策がうまく機能しないのは、施策が中途半端な制度で終わってしまうのではないでしょうか。この際、思い切った予算化をお願いするものです。

子供たちのふるさとの思い出は、生涯心に刻んでくれるものと思います。ふるさととは、山、川など自然もあります。しかし、私の持論でいえば、ふるさととは人であると思っています。多くの仲間と幼少のころを過ごした思い出はかけがえのないものになると信じています。

貸し付け条件はそれぞれ異なるし、ハードルは幾つもあると思われます。出会いの場の婚活サポート事業や応援ガイドなどに加え、以前に吉田議員の一般質問にもあった就学奨励金も大切な支援だと思っています。若い母親の保育サービスの充実など、仕事と子育てを両立させる支援など、枚挙にいとまがありません。多種多様の問題が出てくることでしょうが、この空き家対策も組み入れれば、さらに大きな支援だと思います。

課長の答弁にあったように、福祉部門だけでは十分な対応ができないとのことです。この際、子育て支援は、質の高いハイレベルな子育て支援課の設置をされ、人口急減少にストップがかかることを念じて行政の英断に期待をします。再々質問は求めませんが、この子育て支援は、先ほどの石神議員の質問にもありましたが、本当に必要不可欠なものですので、十分御考慮いただきたいと思っています。

質問をかえます。東海環状自動車道の開通に係る今後の見通しについて。

2020年の開通を目指して国と地方が一生懸命に御尽力をいただいておりますが、市民の皆さんの期待どおり、2020年に開通できるでしょうか。市民の皆さんが期待と不安を抱いておられるので、進捗状況を踏まえての答弁を建設課長にお願いします。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

東海環状自動車道は、新東名豊田東ジャンクションから新名神四日市北ジャンクショ

ンまでの、名古屋市から30から40キロメートルの地域を環状的に連絡する延長約160キロメートルの一般国道自動車専用道路として事業が進められておりまして、東回り区間につきましては美濃インターチェンジまでの約73キロメートル、この区間が平成17年３月に供用開始となっておりまして、現在は関広見インターチェンジまでの約76キロメートルが供用されております。また、現在事業中の西回り区間の状況でございますが、岐阜県内におきましては、大垣西インター―養老ジャンクション間が平成24年９月に開通となりまして、岐阜市、本巣市などでも着工式が次々と行われているなど、他の市町におきましても用地が取得された箇所におきまして橋梁、橋脚、トンネル工事などが順次施工となっております。

そのような中、平成29年度におきましては、養老ジャンクションから養老インターチェンジ間の約3.3キロメートルが開通の見通しとして記者発表されております。さらに、三重県内におきましても、一部の工区で開通予定時期が平成27年度及び平成30年度として公表されるなど、全線開通に向けて事業が進められております。

そのような中でございますが、本市における工事の施工状況を御報告いたしますと、平成25年１月に東深瀬地区で着工式が行われて以降、現在までに、東深瀬地内で14基の橋台、橋脚の施工が完了いたしまして、インターチェンジ建設予定地周辺におきましても、地盤改良及びアンダーボックスの工事などの着手に至っております。さらに、事業に支障となる高圧線の鉄塔４基につきましても、移設、切りかえ工事がほぼ完了した状況となっているなど、着々と事業が進行しております。

この状況を踏まえまして、東海環状自動車道の今後の見通しと、2020年には開通となるのかという議員からの御質問にお答えいたします。

東海環状自動車道は、その名のとおり環状道路としてつながることが重要でありますことから、ミッシングリンクとなっている現状につきましては、国としてもその解消を強く推進しております。また、岐阜県、三重県といたしましても早期の全線開通に向けた提言書を国に提出するなどの活動を実施いたしまして、特に本年に入ってからでございますが、岐阜県知事が複数回にわたって国土交通省を訪れまして、2020年度、平成32年度でございますが、の全線開通と本市内を含めた現在事業中となっている区間の供用開始目標年度の提示について直接大臣への要望を行うなど、大変積極的な活動を、県を挙げて行っていただいております。

現在、東海環状自動車道の全線開通に向けましては、国の機関である国土交通省の国道事務所を初めといたしまして、県及び沿線市町が一体となり、全線開通を2020年度とした目標年度がおくれることのないよう、各工区において事業が進められております。

本市といたしましても、未解決となっている用地問題の早期解決と、その後の工事の円滑な施工への協力によりまして、市内における東海環状自動車道事業の進捗が2020年度の開通におくれることのないよう努力いたしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　それでは、再質問をさせていただきます。

いまだ未解決となっている用地が複数あると聞いています。この土地について、解決の見通しが立っているか心配をしております。トラスト運動の用地が未解決では、到底2020年の完成は無理があると思っています。2020年は東京オリンピックの開催される年でもあるし、何としても間に合わせたいのが市民の皆様の切なる願いだと思っています。

そもそも、トラスト運動によって山県市は大変な被害をこうむったことは皆さんも御承知のとおりです。このトラストとは、１つの土地を合同の持ち物にする、１平米当たりをそれぞれが持ち分にして国からの買収を阻止する極めて悪質な、いわゆる意地悪作戦です。この運動による交渉のおくれで、このまちの被害額は100億円とも150億円とも言われています。立ち退きを余儀なくされた地権者の人たちの被害額ははかり知れないものです。十数年前と今とでは、買収価格の比較をするとおおよそ４分の１と聞いています。想像を絶する下落です。地権者の人は、当時は買収金で新天地を求めて移転ができるはずだった。しかし、値段が下がると移転もできないありさまです。その人たちは、移転費用が不足するので、やむを得ずアパートに移り住もうかなどと言っておられました。地権者の方からは、損害分を訴えたいと申し出ている人もあります。当然、私にも相談がありました。しかし、まちの中をこれ以上混乱させてはいけないと思っています。それで、現在も保留にしてあります。

反対運動を率先していた人は、バッジをつけた人が中心になって建設反対運動をしていました。全く信じられないことです。むしろ旗を上げて反対をしていた人が、どういうわけか最近になって賛成に回ったとも聞いています。自分の個人的な都合で賛成したり反対したり、全く許されることではありません。自分の都合とは、ひょっとすると選挙のためかもしれません。長期にわたって迷惑をかけた張本人から釈明も謝罪もいまだ聞いておりません。

このまちにとって、東海環状自動車道開通予定の2020年には、１つのこのまちの大きな区切りだと思っています。何としても開通してほしいと、こればかりを願っています。

我がまちは、新聞報道で発表があったように起債許可団体で、これは県内では山県市のみです。公債費比率とは、地方自治体が勝手に借金をして事業ができないということ

です。ここに実質公債費比率の表を持ってきましたので、これはテレビに映ると大変ありがたいなと思っていますが、見えない人は、また私にお尋ねくだされば御説明しますが、ここに山県市18.4％と書いてあるわけですが、それで、瑞穂市とか本巣市の説明をあわせてさせていただきます。

この起債許可団体になったというところのまちのことを私なりに調査をしますと、反対運動をする人が多いまちほど、あるいはクレーマーが多いまちほど実質公債費比率が高くなっています。高くなっていると私は思っていますが、実質公債費比率が高いということは、地方公共団体の収入に対して負債の返済の割合を示す指標です。数値が高いほど財政運営が厳しいということです。何かを実施しようとすると、すぐ反対運動をする、すると事業ができなくなる、そうすることによって、喜んでいただけるはずの市民の方々はサービスの提供が受けられないということです。市民運動家が活躍すればするほど、回り回って一番損をして迷惑をこうむるのは住民の皆さんです。ちなみに、他市の実質公債費比率を紹介しますと、関市が8.9％、瑞穂市が3.0％、隣の本巣市は4.1％となっています。健全財政運営に近いと認識しています。市民運動家やそれに類した改革運動家がいないところは、このように公債費比率が低いのではないかと、私は勝手に思っておりますが、関市の8.9％は、つい最近まで市民活動家がおられたといううわさを聞いています。現在は活動家はおりません。それによって行政運営は順調に推移をしているようです。財政が厳しい昨今ですが、関市、本巣市、瑞穂市の市民の皆さんは必要なサービスの提供を受けておられるのではないでしょうか。山県市には市民運動家は必要ありません。混乱するだけです。過ぎたことは今さらどうすることもできませんが、これからは一から考え直し、前向きに行動していただくことを願ってやみません。

先ほどの村瀬議員の一般質問にもありましたが、林市長の答弁のように、一丸となってまちづくりを推進していきたいものです。

2020年の私の私案のグランドビジョンを執行部の皆さんに提案します。

つい先日もお話ししましたが、春になると桜尾のクリーンセンターから大桑のクリーンセンターまで、農業集落排水事業が設置されている周辺の堤防沿いにすばらしい桜が咲き乱れます。まさにその名のとおり桜尾です。この桜並木の堤防沿いに出店を出店していただいたりして、寺尾の桜や岐阜公園の桜に負けない花の園を考えてはどうでしょう。季節に合わせてアジサイ祭りやコスモス、ナノハナ畑など四季を通じて楽しめる百花繚乱の山県桜街道を想像してみてください。

また、クリーンセンターのおかげで、この川の唐鋤といいますが、この水はまさに清流です。子供たちの川遊びには最適のところです。

つい先日、石神委員長と一緒に出かけた議会改革特別委員会の対話集会の席で市民の方から提案がありました。岐阜バスの美濃・飛騨観光ルートには山県市が乗せられていないという御発言がありました。我が市には、東深瀬の国宝文化財の白山神社、大桑の横山議員のお膝元には十五社神社、伊自良の上野議員の推奨の甘南美寺や、ワカサギで有名な伊自良湖があります。美山にはみやまコテージ、瀬見峡という他市にまさるとも劣らぬすばらしい観光ルートがあります。

先日、市長の提案説明の中に名鉄バスターミナルの移転問題が浮上している説明を受けています。バスターミナルが岐阜市北部に移転されると困るのは自動車運転のできない人たち、とりわけ若者や高齢者です。公共交通機関が通らないとまち全体が寂れてしまいます。交通機関の利用を増進するためにも私は山県高校の移転を考えてはどうかと思います。

15年ほど前に山県高校の体育館建設要望が騒がれたころ、山県高校廃校の話が持ち上がり、困惑をしたことがあります。当時の県知事に学校運営の存続を願い、再三陳情した経緯もありましたが、今ではこの学校は隆々とした学校運営がなされています。この廃校理由の背景には、交通の便の悪いのも１つですが、他市との境界沿いに位置するというのも問題と思われます。現況では交通の便も悪いこともあり、少子化が進むにつれて学童の減少が顕著になります。候補地の特定までは言えませんが、国道256号線の通学に便利な場所を求め、若者が闊歩するまちづくりはいかがでしょう。将来、少子化が進むと必然的に生徒の勧誘が始まります。早くから山県市の学校環境の整備を県の教育委員会に訴え、10年20年先の山県高校の存続をお願いしたいものです。

昨年５月に、東海環状付近の岐阜ファミリーパーク付近にスマートインターが建設されることになりました。まさに寝耳に水です。東海環状自動車道建設の反対運動などでもたもたしている間に建設が決定されてしまいました。このインターができると、板取、洞戸、武儀川、もとより美山の人たちまでこのスマートインターの利用者になります。高富インターの利用が減少することは目に見えています。当然、経済効果も期待薄になります。建設ルートが発表された当時はこのインターの計画はありませんでした。

東海環状自動車道の建設状況を踏まえて、企業誘致や先ほどの桜尾の山県桜街道など観光ルート、若者の闊歩するまちづくり、子育て支援など、どれを挙げても将来住みよい山県市の発展には不可欠な事柄ばかりです。林市長の推進する都市再生整備計画の中にも取り入れて、私の提唱するグランドビジョンに粉骨砕身の御努力を強く要望して終わりますが、まだちょっと時間がありますので、アドリブですが、2020年ですので、市長は、２・０・２・０ですから、フレーフレーで頑張っていただきたいと、こんなふう

に思っていますし、時間がありますので、先ほど私がお話ししました都市再生整備計画を、ちょっと御披瀝いただけるといいかなと思います。お願いします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　ただいまはいろいろと提言をいただきまして、本当にありがとうございます。幾つか、私も感銘した点がございました。積極的に進めさせていただきたいと思います。

そこで、御質問の都市再生整備計画でございますが、計画といたしましては、来年度そうした計画を立ち上げたい。この計画を立ち上げますことによりまして、全体の事業費、この事業の内容は前回の全協のときに資料を皆様にも提供させていただきましたが、いろんな事業がございます。道路の整備ですとか下水の整備ですとか公園の整備ですとか学校の整備ですとか、いろんなもろもろの事業がございまして、そういった事業の計画を具体的に立ち上げて事業費を決めますと、その４割を国から交付金としていただけるものでございまして、この山県市の後期の総合計画の中の中心的なかなめの事業として、今、来年度、計画を立ち上げようとしておるものでございます。

先ほどのいろいろなもろもろの提案、そしてまた、ほかの議員の皆様からいただいておる提案ですとか市民の皆様から市政座談会等にいただきましたそういった提案を、今、全課にこの計画を周知しまして、その事業内容を提案するように指示いたしまして、今現在そういった予算査定の中でどれを取り入れていくのかという検討を行っておるものでございます。まだその査定の内容につきましては、私どもの査定はまだこれからでございますので、大きく、少しでも膨らませるような、山県市が力強く進めるような、そうした都市再生整備計画にしたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　どうもありがとうございました。大体、まだ８分ほどありますが、やっぱり45分あれば質問時間は十分ですので、衆議院の予算委員会でも大体30分ですので、今後、この時間のこともあわせて、これだけたくさんしゃべらせていただいても時間内におさまるということを実証しましたので、ひとつ今後ともよろしくお願いして一般質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　以上で山崎　通君の一般質問を終わります。

通告順位５番　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　それでは、議長からお許しをいただきました。東海環状自動車道

の進捗状況についてお尋ねをいたします。

今、山崎議員がいろいろ、るるお尋ねになりましたが、私、残念ながらアドリブがききませんので通告どおりにお尋ねをいたします。

まず、私が申し上げるまでもなく、多くの市民が東海環状自動車道の開通時期に関して大きな関心を持っていらっしゃいます。2020年の全線開通を目指して現在市内で着々と工事が進められておりますが、時には2020年に予定どおりに開通するというのは難しいんじゃないかという話も伺うことがございます。

2020年といえば今から６年後ですので、そんなに時間がある話でもありません。また、かつて本市のインターチェンジの開通は、西回りルートということではなくて、東回りルートの一部として、もう今既に開通していたんじゃないか、そういう可能性もあるんじゃないかというようなことも伺ったことがございます。もし、この東回りルートとして進められていれば、用地の買収費は今の数倍の値段であったということもお聞きをします。

当概用地の多くの地権者が市民であるというふうにお聞きをします。そうしますと、これはもう本当、結果論になりますけれども、多くの市民が先祖代々引き継いでこられた大切な財産を公共の福祉のために提供していただくに当たり、より高額な、そして、正当な補償のもとに提供をしていただくことができたわけであります。これ、非常に大事なことでありまして、例えば、その土地を投機目的で持っていて、それを、売りどきを逃して土地価格が下がってしまって損失をかぶる、そういうわけではないんです。あくまでも公共の福祉のために正当な価格で提供をしていただくということができなくなったための損失が出たということです。

また、この東海環状自動車道が開通をいたしますと、現在豊田市まで110分かかるというのが70分短縮をされて40分で行けるようになります。また、大垣までは25分、四日市市までは55分短縮されるなど、本市では、例えば水栓バルブの関係であったりプラスチックの関係であったり、物づくりで頑張っていらっしゃる企業が非常に多い、そんな中で東海環状自動車道のインター建設、それは本当にその恩恵は多大で、その経済的効果は物すごい大きなものであると言われております。

そうしたことを鑑みますと、我々議員もこの地域発展のために東海環状自動車道の早期開通のためにお役に立てることがありますれば、率先して協力していかなければならないと考えておりますし、当然私自身もそう思っております。

さて、早期開通に当たりまして、まず予算の確保が必要なことは当然のことであります。市長も前お話しになったことがございますが、予定どおり2020年開通をさせようと

思いますと、来年度600億円、再来年度700億円という予算づけが必要になるというお話を伺ったことがあります。しかし、何よりもその前に用地の取得が最も重要であります。東海環状自動車道について、例えば一定の予算額、今私が申し上げたような予算が確保されたとしても、国道事務所としましては、沿線の用地取得が比較的容易で工事着手しやすいところから予算を使って工事を手がけていくことは明らかだからです。そこで、国は用地取得を推進する上で、地元によく精通をしている自治体の協力を求めています。市長がリーダーとなって市職員が国道事務所と連携して順調に進んでいるというふうにもお聞きをします。現に工事が道路にかかるところにつきましては、事業の推進と企業の市外流出を防ぐということのために恋洞地内での市有地を代替地として提供すべく契約し、また今もスムーズな移転ができるように調整に苦慮されているということは私も承知しているところでございます。

しかし、今山崎議員もおっしゃいました。トラスト運動によって共有化された地権者のうち、何人かの所有権移転をすることができず、用地取得事業の大きな障害になっているとも聞き及び、私自身も大変懸念をしております。

そこで、多くの市民が期待をしておられる東海環状自動車道の開通までの今度の見通しについて、５点お尋ねをいたします。

まず１点目に、先ほど申しました実際に本市インターチェンジが当初東回りルートとして組み込まれていたのかどうかということ。

２点目、トラスト運動が1994年に始まりました。当時と現在の土地の価格の違いについて。

３点目は、現在の用地取得の状況について。

４点目、用地取得できていない土地、それがあるならば、これから用地取得を速やかにできる見込みがあるのかということについて。

５点目、もし用地取得の時期がおくれればインターチェンジ開通までの期間に影響することはないのかということ。

以上５点について、現状つかんでおられる情報で結構です、市長にお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

議員から東海環状自動車道の用地関係につきまして５点の質問をいただきましたが、この道路事業を進める中で事業者側の立場から申し上げれば、私といたしましては、事業用地の取得の完了は当該事業に係るスケジュールのおおむね７割から８割方が進捗し

た思いでございまして、議員御発言の中にもありましたが、用地取得の完了という状況は、その後の事業の進捗に大きく影響し、予算の確保、早期の事業完了に非常に重要なポイントであることは明らかでありますことは、まずもってそのことを申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、まず１点目の（仮称）高富インターチェンジは当初東回りルートとして計画されていたのかという御質問でございますが、この件につきましては、岐阜県内において本事業を管轄する岐阜国道事務所に確認をしたところでございますが、当初の東回りルートの事業計画に本市が含まれていたとの経緯は確認していないとの回答を受けております。

しかしながら、用地取得に関する同意が得られた状態であったならば、本市においても当時から事業化が進められ、関広見インターチェンジまでの間の供用が延伸された平成21年４月には、この仮称の高富インターチェンジまでの間につきましても事業が進んでいた可能性が十分にあったのではないかと思われますし、また、私が市長に就任をさせていただきまして早い時期に県の幹部の方にお会いして、この東海環状の要望を行いました。そのときに、東海環状が、その方は、私はこの東海環状が、普通ならば地形的に見ますとちょうど256が走っておりまして、岐阜市の北部であって、そして岐阜市から非常に近い、岐阜市の東の端と西の端を結びますと、その中に東海環状のインターが入るような状況で、一般的にはこの東回りというのは、この256号から東へスタートするのではないかというお話を聞きまして、当時の県議会議員でありました方にそのお話をしましたら、そうだったのかということで膝をたたいて悔しい、そういった思いをされた、３年ほど前のことでございますけれども、そういったこともございました。

次に、２点目の、トラスト運動が1994年、平成６年に始まったが、その当時と現在との土地の価格差についてとのことでございますが、東海環状事業用地に関係する土地価格の当時からの推移について調査を行いましたが、比較となる詳細なデータがございませんでしたので、かわりに旧高富町地域における地価の公示価格の基準値となっている土地について、平成８年から平成25年までの土地の単価が公表されておりますので、参考までに御報告をいたしますと、平成８年の単価を100といたした場合、平成25年における単価は約38となっており、平成８年当時と比較いたしますと、現在の価格は約３分の１程度まで下落しております。これは公示価格でございまして、実際の地価は、今右肩下がりで地価が下がっていく段階におきましては、公示価格と実勢価格というものは後追いするような傾向がございまして、実勢価格につきましてはもう少し低いのではないかと考えております。

次に、３点目の東海環状自動車道に係る本市内における用地取得の状況でございますが、市内における東海環状自動車道の路線延長は約5,100メートルとなっており、事業に係る用地買収面積の総計は約26万8,000平方メートル、契約の対象となる物件としては全体で約280件、建物移転を含めた物件の補償は55件ほどとなっております。なお、用地取得の交渉は、国、県、市が一体となり平成21年度から行われており、11月28日現在における用地取得の進捗率といたしましては、買収面積、件数、建物移転ともに約90％が契約済みとなっており、未契約の案件につきましては現在も継続して交渉等が行われております。

次に、４点目の、未買収となっている用地が今後速やかな取得となる見込みはとの御質問でございますが、本市の現時点での東海環状自動車道事業に係る用地の未契約案件につきましては、数字的には10％となっておりますが、現時点で速やかな解決のめどが見込まれない土地となりますと、共有名義となっている土地の問題ではないかと考えます。その概要でございますが、共有名義でその名義人の多数が亡くなっており、相続人が非常に多数である土地のケースと、議員御発言の共有権トラストの対象となった土地の存在でございます。

ただ、相続人多数の土地に関しましては、地縁団体を組織するなど地域ぐるみで解決に向けた努力をしていただいております結果、大多数の方の権利移転が完了となり、さらに登記完了までには至らないが相続の解決に向けた統一した方向性が決定された状態であるとの情報を受けております。

また一方で、この共有権トラストの対象となった土地につきましては、いまだ共有権の整理が完結に至っていない土地が存在していることから、事業者である国に確認をいたしましたところ、権利集約に係る現在の状況について当事者からの報告は受けていないとのことでございました。

さて、共有権トラスト問題につきましては、東海環状自動車道の都市計画決定の際に地域の環境を守るためのルート変更などを求めて構成され、トラスト活動に参加された方々は、当時、市内外合わせて100名ほどが共有名義人となり、事業用地となる土地への不買及び調査、測量拒否などを申し入れるなど、国、県及び市に対して東海環状自動車道建設に関するさまざまな要望及び対応が求められてまいりました。その後、国、県などが解決に向けた協議、調整を図った結果、平成22年10月15日に東海環状自動車道・共有権トラスト運動の会などから、トラスト運動撤回表明が提出されました。

なお、共有権トラストの対象となった土地の現在の権利の集約状況でございますが、トラスト運動の撤回表明後は、関係者により共有土地所有者の集約が進められ、複数の

土地については共有権設定前の状況に回復されておりますが、現時点の状況を登記簿等で確認を行ったところ、いまだ十数名の権利移転が未完了の状態で、新たな権利移転登記についても近年は行われていない状況の土地がいまだ存在をいたしております。

次に、５点目の、用地取得の時期がおくれることによりインター開通までの期間に影響することはないかとの御質問でございますが、東海環状自動車道に限らず、事業のスケジュールは用地の取得状況に大きく影響されます。そのため、まずは地域や土地などの所有者等の方々に事業に対して御理解をいただくことが、その後の円滑な用地の取得及び事業完結に非常に重要なことでございます。

岐阜県は、東海環状自動車道全線開通の目標年度を2020年として国へ強力に事業の推進を要望しており、私ども市町村も同じように、この西回りルートに関しましては何回か陳情させていただいております。また、私もこの西回りルートの東海環状の市長会の代表として国へも何回か陳情しております。そういった状況の中にございまして、事業を受け持つ国の機関であります岐阜国道事務所につきましても、用地取得の完了を最優先課題として事業展開を行っている状況を踏まえますと、今後は用地取得の完了した箇所への予算の投入が図られることは明らかであります。

その点、この計画の当初から解決に至るまでに十数年の間を費やしたこと、このトラスト運動は本市のみならず東海環状自動車道の事業全体の進捗に非常に多大な影響を与えた運動であると考えております。

本市といたしましても、こうした用地問題の早期解決による東海環状自動車道の早期の完成に向けて、国、県との協力体制をより充実させてまいりますので、議員各位におかれましても、いろんな形で御協力いただきたいことをお願いするところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　ありがとうございました。

今、市長の御答弁にもありました。用地の確保というのは、非常に大事なポイントであるというお話でした。

ここに、インターネットからダウンロードしたんですけれども、東海環状自動車道・（仮称）山県インター周辺の事業に関する要望とトラスト運動の撤回表明というものを持っています。2010年10月15日に撤回をされたというふうに今御答弁もございました。当時の国土交通大臣、岐阜県知事、そして市長に宛てて出されたものですけれども、これによりますと、まず、トラスト運動というのが、まずルートが非常におかしなルート選定になっているというふうに書いてあります。それをルート変更するために、その運

動の一環として道路予定地のトラスト運動を行ったというふうに書いてあります。撤回表明には、ルート変更はされたということは書いてありませんが、インター周辺の工事を計画変更して、土盛り、土を盛ってインターをつくるんじゃなくて擁壁をつくってインターをつくるというふうに計画変更したということを受けて、このトラスト運動を撤回するというようなことが書いてあります。それには、「できるかぎり速やかに所有権の登記を原状に復する手続きを行う。」というふうに書いてあります。

2010年10月15日にこれが出されたわけですから、もう今から４年以上前にこれが出されているにもかかわらず、いまだ十数名の移転登記、権利移転が未完了の状態であるということは、これはうそが書いてあるのかと、そういうことを思ってしまいます。

まず、このトラスト運動の会、この方には、この文言どおりにできる限り速やかに所有権の登記を原状に復する手続を、もう本当に喫緊に行っていただくということ、それから、最初にきょう村瀬議員が市長にお尋ねになりました。次の４年間もというようなお話でした。私は今を含めて、もし市長が当選されて２期目の市政を運営するということになった場合、東海環状の建設というのは、非常に大きな、最も率先して一番大事に考えてやっていかなきゃならないことだと思っています。それに対して全力で取り組んでいただくのは当然ですけれども、我々議員もそれに関してできる限りのバックアップをしたいというふうに思っております。どうか、市長初め執行部一丸となってこの問題をそれぞれ解決していただくことをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。13時より再開をいたします。

午後０時14分休憩

午後１時00分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位６番　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　議長の許可をいただきましたので、通告に従い、今回１問、山県市の新しいまちづくりについての質問をします。

先ほど午前中、２人の議員から東海環状道路の熱弁を聞きまして、私の話は、ちょっとワサビの抜いた刺身みたいな話になるかもしれませんけれども、しばらく御清聴をお願いいたします。

今、東海環状道路の工事状況を日々目の当たりにしている私を含めた市民の皆さんは、

今後の山県市のまちづくりに大きな期待と夢とを抱いておられると思います。市政にかかわる私どもには、その期待に応える大きな責任があります。

そこで、現在、山県市第２次総合計画が作成中ですが、昭和56年に旧高富町が都市計画制をしいて38年になりますが、東海環状道路との関係の絡みもあったかもしれませんが、他市に比べ区画整理等の事業計画もできず、まちづくりがおくれているような感じをしております。

そこで、第２次総合計画の中には、次の点を明確にして提言してほしいと思います。それぞれの担当課の所見を伺いたいと思います。

まず１つ目、インター周辺地の無指定地域の農業振興地の扱いと、そして、４点目の国道256号沿線の農地の利活用、特にこれは美山地域も含んでですけれども、これは産業課長に、そして市役所周辺の市道拡幅を含む整備、インター周辺地の開発に伴う建築物の用途、景観の規制等については建設課長に伺いたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　産業課から１点目と４点目の御質問にお答えします。

まず、１点目ですが、現在計画されていますインター周辺の農地は、高富都市計画区域の用途地域の指定のない区域であることから、農業振興地域の指定になっています。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項には、基礎調査の結果または経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと定めています。

本市は、合併以後初めて、ことしと来年度の２年間をかけて、農業振興地域整備計画の定期変更と言われる基礎調査を実施します。この基礎調査は、おおむね10年を見通した総合的な見直しを行うもので、農業振興を図るべき農業振興地域において、無秩序な土地利用を防止するとともに、優良農地の確保と効率的な土地利用を図り、農業的土地利用を行う区域と都市的土地利用を行う区域を明確にすることにあります。

今年度は、農用地の面積、土地利用、農業就業人口の規模、農業生産などの事項について、現況及び将来の見通しについて調査を行っています。具体的には、農業者等の意向を把握するためのアンケート調査等の実施です。

来年度は、アンケート調査等をもとに農業振興地域整備計画の策定になります。

また、経済事情の変動その他情勢の推移としては、高速自動車国道等のインターチェンジの設置、主要幹線道路の整備等による都市化の進展等が該当します。

このようなことから、東海環状自動車道インターチェンジの建設は、大きな環境の変化であるとともに、都市化が進む地域であると見込まれることから、今回の見直しの最

優先地域として位置づけるとともに、総合計画及び都市計画マスタープランとの整合も図りながら、県を初め関係機関と協議をしながら、無秩序な開発がされないように農業振興地域整備計画の変更を行ってまいります。

次に、４点目の国道256号沿線の農地の利活用ですが、伊佐美より美山にかけての以北の沿線は、多くが農振農用地に指定されており、農地として利用されているのが現状です。

なお、東深瀬の沿線は、合併前の高富町のときに、都市化の進展等が進むと見込み、特別管理にて沿線に接する両サイド１筆の農振除外がされた経緯があり、現在では、工場やスーパーなどが建設され宅地化されています。

今後、美山地区を含む国道256号沿線などの農地の利活用につきましては、１点目で答弁しました基礎調査の結果により、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問の２点目、市役所周辺の市道拡幅を含めた整備、及び、３点目のインター周辺地域の開発に伴う建築物の用途、景観の規制等につきましては、建設課のほうからお答えを申し上げます。

まず、２点目につきまして、東海環状自動車道の開通は市内の交通形態についても大きく影響を与えることが予測されます。よって、車両及び歩行者の安全確保と円滑な通行となるよう、現在主要な市道の改良事業を進めております。

主な事業といたしましては、（仮称）高富インターチェンジへのアクセス道路として位置づけられます市道02011号線、西深瀬農免道路でございますが、の２車線化と山県警察署の西側、国道256号との交差点部分でございますが、そこの交差点から新川沿いに主要地方道関・本巣線へとつながる市道11148、11149号線の改良事業が、社会資本整備総合交付金事業といたしまして事業採択され、現在、境界の確認作業と用地の一部買収を行っております。本年度におきましては、部分的ではございますが、工事のほうも予定しております。今後においても、引き続き市役所及びインター周辺における市道改良事業を計画的に推進したいと考えております。

続きまして、３点目でございますが、東海環状自動車道の整備、開通によりまして、本市のインター周辺におきましても土地利用の需要は高まるものと考えております。

一般的に建築物の規制を行うことは、地域、地区の住居、商業、工業などの用途を指定いたしまして、建築物の用途、密度、形態等を規制するものでございまして、また、用途指定のない区域につきましても、良好な環境を図る上で特に必要と認められる場合

につきましては、特定の建築物等に制限をかけることが可能でございます。

今後、インター周辺における建築物等への制限につきましては、景観に関する部分も含めまして、地域に悪影響のないように検討を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず産業課長に、１点目について、基礎調査はどのような内容で、どのような方法で行うか、その２つの点について伺います。基礎調査は民間会社に委託するのか。

２番目に、優良農地の確保と効率的な土地利用についてはもっと増進を図るべき地域であるが、やはり農地を優先するのか。

そして、４点目についての旧美山地域、特に岩佐西沖の農地の再利用、活用、これは周辺の山も含むんですけれども、基礎調査はするのか、その２点について産業課長に伺います。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　再質問にお答えします。

１点目の基礎調査は、山県市農業振興地域整備計画策定業務委託として、コンサル会社と本年８月７日に委託契約を結びました。２年契約で、税込みで864万円です。期間は平成28年３月18日までの期間でございます。

具体的な業務の内容は、農業振興地域内について農用地の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産、生産基盤の整備の状況、農用地等の保全及び利用の状況、農業近代化施設の整備状況、農業従事者の農業以外への就業状況、農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備状況、農業を担うべき人材の育成及び確保の状況、森林の整備及び林業の状況等について、先ほど申し上げましたように、おおむね５年ごとに調査を行うものです。これは、農振法で調査内容及びその結果の整理の方法について、国が様式まで、参考ですけれどもつくりまして示しております。国の様式をもとに、私のほうも進めてまいっております。

方法としては、大きく２つの方法がありまして、１つは、先ほど申し上げましたアンケート調査、市内の農家約1,600戸を対象とした方たちにアンケートを今現在とっている状況でございます。これにより、現在の農業経営の実態を把握し、今後の農業振興を図っていくための基礎調査をするために行っているものでございます。

もう一つは、現況農用地区域図の作成です。農地台帳データ、最新の税務土地データ、これは地番図とか土地課税台帳、航空写真が税務課にありますので、そちらのほうをお

借りしてつくるものですが、そして耕作放棄地の状況確認データなどをもとに地図を作成します。

これらをもとに、除外、編入検討地をデータ化し、新旧対照図等を作成し、県と協議を行い、最終、農業振興地域整備計画書と計画書付図を作成していただきます。

先ほど申し上げましたように、合併以後、これ、初めて基礎調査を行うものですから、本来であれば、おおむね５年ごとに調査をしていくというようなことで、この基礎調査が既に整備できておれば、意外と、案外あっさりいくような方向ですけれども、今回、私のほう、初めて計画するものですから、ちょっと時間がかかるというのか、５年ごとにやっていない分ちょっと手間がかかるというようなことを聞いております。

次に、優良農地の確保と効率的な土地利用については、議員御発言のとおり、農振法や農地法では農地が優先となります。

４点目ですが、美山地域の岩佐西沖周辺の農地は、分家住宅や工場用地などの用途に供するため、今現在、年に２回行っています随時変更の農振除外にたびたび出てきているのが現状であります。そのような点も踏まえまして、基礎調査との整合性をとりながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　再質問を建設課長のほうにお願いします。

１点は、市役所南側市道13097号の西側延長計画はあるのかというのと、景観の規制等及び色彩、看板等の規制をするべきと思いますが、その点についてはどうなっているか。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　再質問にお答えいたします。

まず、市役所周辺の市道整備を進めるに当たりまして、市役所南側市道を西へ延伸する計画はとの件でございますが、現時点におきましては、当該市道13097号線の改良及び西方への延長に向けた計画はございません。

しかしながら、今後におきましては、本市のまちづくりの核となる市役所及びインター周辺地域の道路整備は非常に重要であります。あわせまして、鳥羽川改修事業の機能回復によりまして、鳥羽川沿いの市道についても整備が県のほうでなされます。そういうことを踏まえまして、本市といたしましても、周囲の状況の変化におくれることのないよう道路整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、景観に関係する部分でございまして、建築物等の色彩と看板などの規制についてということでございますが、現在、本市において建築物等の色彩に関する規制

はございません。また、看板などの屋外の広告物に係る規制につきましては、岐阜県屋外広告物条例に基づきまして規制を行っているところでございます。

しかしながら、近年、美しい町並みや自然環境など景観に対する関心や意識が高まっておりまして、本市においても、東海環状自動車道の開通などを見据え、秩序ある都市景観の形成が求められていくものと認識しております。

なお、本市といたしましては、ことし３月に景観行政団体へ移行しておりまして、景観法に基づき、良好な景観形成のための施策を行うことができる状況となっております。

今後は、本市の地域特性に整合した景観形成の方針について、市民を初め、さまざまな方面からの御意見をいただきながら、景観の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　藤根さん、３回。

〔「さっきの質問は、再質問のうちということで」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　３回立たれましたので。わかりますか。

暫時休憩いたします。

午後１時19分休憩

午後１時20分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で藤根園六君の一般質問を終わります。

通告順位７番　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております２点について質問をさせていただきます。

初めに、放課後子ども総合プランの推進について、福祉課長にお伺いをいたします。

近年、子供が小学校に入学すると、放課後の預け先が見つからず、母親が仕事をやめざるを得なくなる小１の壁と呼ばれる問題が深刻化しています。厚生労働省によると、平成25年に放課後児童クラブを希望しても利用できなかった待機児童は8,689人となっており、保育所に比べて開所時間の短い放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などを背景に高まるニーズに対し、受け皿の不備が指摘されていました。

この打開策として、厚生労働省と文部科学省は、「日本再興戦略」改訂2014（本年６月24日閣議決定）を踏まえ、放課後児童クラブの拡充などを盛り込んだ放課後子ども総

合プランをまとめ、本年７月31日に自治体に通知をしています。

このプランでは、受け皿の整備を加速させるため、現在の定員数を2019年、平成31年度までに約30万人分ふやすことを目標に掲げ､行動計画の見直し､策定を促しています。

本市の放課後児童クラブとしても、環境、設備など子供の安心・安全を考慮し、小学校での開催ができるのではないでしょうか。

県においては、放課後児童クラブの運営と新規開設などに向けた施設整備を支援するとともに、未設置小学校区におけるクラブの設置を促進する事業費補助金を設けています。

本市の放課後子ども総合プランへの取り組み状況はどのようでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

放課後子ども総合プランにつきましては、文部科学省と厚生労働省が協力し、次世代を担う人材を育成するために、小学校の余裕教室等を活用し、小学校の全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備を目指すものとされております。本市といたしましては、放課後子供教室の担当課である生涯学習課と協議し、教育、福祉の垣根を越えて、平成27年度から５年間の行動計画を策定するよう進めております。

議員御指摘の小１の壁につきましては、平日の保育所と放課後児童クラブの開設時間はともに朝７時半より午後７時までとなっており、世間一般的に言われる時間的問題はないものと考えております。また、待機児童も現在はいないというふうに把握しております。

また、放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準である山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を９月議会で可決いただきました。その内容は、各クラブに支援員を２名以上配置すること、静養するための機能を備えた専用区間、支援に必要な設備及び備品等の設置などの最低基準に関するものが主なものでございます。

現在、放課後児童クラブは、高富校区は高富児童館、富岡校区は子どもげんきはうすで開催しておりますが、これら以外につきましては、公民館等を利用して開催しております。放課後児童クラブ専用の部屋のないクラブは、公民館の事業等がある場合には、子供たちが遊び道具等を持って部屋を移動し開催しているという状況でございます。現在まで、放課後児童クラブ室として利用可能な場所をいろいろと模索しておりますが、適切な場所の決定には至っていない状況でございます。

このような中、放課後子ども総合プランでは、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針が示され、学校以外で放課後児童クラブを実施している場合でも、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等の活用が望ましいとされていることから、放課後児童クラブの施設設備の確保充実策として、衛生的な環境や子供たちが校外に移動せずに安全・安心に過ごすことのできる小学校の余裕教室の利用について、教育委員会と検討を進めているところでございます。早ければ、来年度から順次実施していきたいと考えております。

また、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者が連携をとり合って情報や課題を共有し協議する仕組みも必要となってきますので、そのあり方を今後検討してまいる予定でございます。

放課後子どもプランを子育て支援の大きな柱として、なお一層の努力をしてまいりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　これまで、放課後児童クラブの実施については、一番安全で安心な小学校での開設を提案してきたわけですが、実施できていません。けれども、この放課後子ども総合プランでは、小学校の余裕教室などの開設を推進しています。

そこで、今、答弁されました学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者が連携をとり合って情報や課題を共有し協議をする仕組みも必要となってきますので、そのあり方を検討していくということでしたが、いつごろから始められるのでしょうか。また、放課後児童クラブの現在の状況から、環境面を考えると、空調設備や休憩室など改善すべきことがあると思いますが、設備についてはどのようにお考えでしょうか。

以上２点について福祉課長に再質問いたします。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　再質問にお答えいたします。

学校関係者と放課後子供教室及び放課後児童クラブの関係者が連携をとり合って情報や課題を共有し協議するという仕組みにつきましては、現在、放課後児童クラブ関係者と学校関係者の間で警報時の取り扱い、下校時間の変更、児童の指導方法などについて迅速な情報交換、情報の共有に努め、放課後児童クラブが円滑に進むよう努力をしております。

放課後子供教室と放課後児童クラブは、指導方法や指導内容などについて企画段階か

ら連携が図られるよう、そのあり方を早急に考えてまいります。

また、環境面でございますが、クラブ専用の部屋、空調設備や冷蔵庫等につきましては、安全・安心な環境整備に努めるとともに、小学校の余裕教室等の活用につきましても、現在、高富、富岡校区以外は公民館等を利用しておるという状況でございまして、十分な環境となっていないというのが現状でございます。これらの解消を図るため、繰り返しになりますけれども、教育委員会と検討をし、連携し、できるだけ早い時期に児童の安全・安心の確保に努めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　今、この放課後子ども総合プランの計画というのは、今後５年間にという、この期間の間に実施していくということなんですが、５年目に実施される箇所というのは、子供が成長してしまうということが起きるのではないかなというふうに考えます。まず、５年間もかけずに実施ができるように要望しておきます。

次の質問に移ります。

２点目に、子宮頸がん検診について、健康介護課長にお伺いをいたします。

一昨年にもがん対策として、がん検診の受診率向上とがん教育についてお伺いをいたしましたが、今回は検診についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、がんの中でも予防できるがんとして知られています。子宮頸がんの原因は、高リスク型ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）の持続感染であることは明らかにされていますが、ワクチン接種のみならず、子宮頸がん検診では、従来の細胞診に加えてＨＰＶ・ＤＮＡ検査の技術を取り入れて併用していくことで見逃しがなくなるとのことで、多くの専門家や産婦人科医が導入を要望しています。

日本産婦人科医会がん対策委員会、子宮頸がん検診リコメンテーション2011でも30歳以上のＨＰＶ併用検診を推奨しています。

先進的にＨＰＶ併用検診を導入した島根県では、90％以上存在するＨＰＶ陰性の受診者の検診間隔を３年後にして、検診費用を３年間で30％削減し、ＨＰＶ併用検診を開始して７年が経過した出雲市では、検診で見つかる浸潤がんはゼロになったそうです。この事業を推進した島根県立中央病院の産婦人科医、岩成先生は、財政難な自治体ほどＨＰＶ併用検診へ移行が絶対有利と力説しています。

女性にとって、婦人科検診は、時に痛みを伴い、人によっては大変な苦痛の時間です。生涯の検診の回数が減ることは、精神的、肉体的、時間的負担が減少します。

原因が特定されていて予防方法も確立されている子宮頸がんだからこそ、合理性が追

求できます。検診受診率向上だけでなく、５年間の未受診者をなくすことと、内容が重要です。子宮頸がん検診は、高齢化と固定化が進んでいます。20代、30代が検診を受けやすくなる状況はどのようにお考えでしょうか。

本市においてもＨＰＶ併用検診を取り入れることのお考えはどのようでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

子宮頸がん検診につきましては、現在、集団検診による市内巡回検診と医療機関での検診と併用して実施しており、検査項目は、国のがん検診指針で推奨されている細胞診にて実施しております。

また、ＨＰＶ検査は、細胞診の結果、要精検者に対し、医療として医師の判断に基づいて実施されているのが現状でございます。

さて、議員御指摘の20代、30代の方が検診を受けやすくする状況についてですが、平成21年度から25年度の５年間は、二十から40歳までの５歳刻みに無料クーポン券を配布し、今年度は、過去に無料クーポン券を利用されなかった方に対し、改めて無料クーポン券を配布し、再度、受診勧奨を実施しました。

しかし、20代、30代の方の受診は少ないのが現状で、今後は、若いうちから子宮頸がん検診の重要性を周知し、検診への抵抗感が少なくなるよう成人式や乳幼児健診時など、いろいろな機関を通してチラシの配布等を行い検診の啓発をしていきたいと考えております。

また、ＨＰＶ検査と細胞診の併用法による検診についてですが、死亡率及び罹患率減少効果や検診間隔の延長が可能になることが期待されておりますが、平成25年２月に行われた厚生労働省の第４回がん検診のあり方に関する検討会において、日本では、十分な検証結果が得られていないため、検診間隔を含む最適な実施方法を検討することが必要であると提言されております。

岐阜県内では、ＨＰＶ検査を導入している市町村はございません。

子宮頸がん検診については、当面の間、国のがん検診指針の中で推奨されている細胞診を実施し、ＨＰＶ検診の併用については、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会では、十分な検証結果が得られていないため検討が必要とされているということでしたが、全国では約100

の自治体が導入をし、400の自治体が検討をしているそうです。島根県では、100％の自治体で実施されているそうです。岐阜県内では実施されていない状況ですが、18％の自治体で検討されているということです。

岐阜県がん対策推進条例の５条、６条、14条で、予防及び早期発見に関する施策に努めるとしています。予防及び早期発見を推進するとのことについては、どのように考えられますか。

また、ＨＰＶ併用検診の結果、陰性とされた場合には、検診間隔を３年に１回の間隔にしていけるとの結果も報告されています。このように、経費も軽減できるということについてのお考えはどのようでしょうか。

以上２点について健康介護課長に再質問いたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　再質問にお答えします。

１点目につきましては、岐阜県において、平成22年に岐阜県がん対策推進条例を制定し、その第５条に、がんの予防及び早期発見の推進、第６条には女性特有のがん予防対策の推進が規定されており、がんに関する知識の普及や受診率の向上など必要な施策を講ずる旨、記載されております。

また、平成25年３月の岐阜県子宮がん検診の精度管理のための技術的指針においては、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で子宮頸がん検診を実施すること、検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とされております。

他県の自治体においては、一部、ＨＰＶ検査と細胞診の併用方法を実施しておりますが、本市においては、国のがん検診指針や岐阜県の指針に従い、今のところは細胞診にて実施していきたいと考えております。

２点目につきましては、ＨＰＶ検査において、陰性の場合は検診間隔を３年に１回、一定期間、検診間隔を延長できるとの報告が、がん検診のあり方に関する検討会の報告書に記載されております。

この検討会では、ＨＰＶ検査の効果やＨＰＶ検査の不利益、実務上の課題などが検討され、これまでの細胞診と比較して、過剰診断の増加やＨＰＶ検査で陽性となったことによる受診者の精神的負担等が懸念されるとも書かれております。

さらに、受診者ごとの検査結果に基づく次回の受診間隔をきめ細やかに調整することや、検診間隔の延長については、受診者のみならず、医療機関に対しても周知する必要があると報告書に書かれております。

このようなことから、ＨＰＶ検査の導入につきましては、国の動向を注視しながら考

えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　今、多くの自治体が検討を始めている状況というのを早く把握していただいて、検診受診者の安心と負担の軽減をし、早期にＨＰＶ併用検診を取り入れられることを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位８番　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして２点お尋ねしたいと思います。

１点目に、まず、若者世代の住環境の改善について、その２と題しましたが、副市長に質問させていただきたいと思います。

この若者世代の住環境の改善について、同様の質問を平成24年の第４回の定例会の一般質問にて提案させていただきました。

この人口減少であったり、定住策というのは、今回の定例会の一般質問でも先輩議員の皆様方からも出たのと同様に、毎回の定例会でも、一度は出てくるような課題だと私も感じております。

この質問は、人口減少の中で、特に支える世代、生産年齢人口の減少の抑制について、そういった観点から質問、提案を２年前にもさせていただきました。

何点か、生産年齢人口の減少の観点から、若者世代の住環境の改善策について提案させていただきましたが、その質問の最後には、当時の建設課長から、平成26年度をめどに、山県市地域住宅計画及び市営住宅の長寿命化計画を策定してまいりますとの答弁をいただきました。

平成24年の第４回の定例会以降、これまでの間、２年余りが過ぎようとしておりますが、各計画の現状と、これまでの若者世代の定住策について、どのような取り組みが行われてきたのか、４点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。

まず１点目に、平成26年度をめどに、山県市地域住宅計画及び市営住宅の長寿命化計画を策定する旨の答弁がありましたが、これまでの協議の状況や計画の現状についてお尋ねいたします。

２点目、上記の計画以外に、これまで人口減少を抑制するための取り組まれてきた施策についてお尋ねいたします。また、その実施した結果と今後の見込みについて。実施しているのであれば、どの計画をもとに実施してきたのかお尋ねしたいと思います。

３点目、人口減少の推移と今後の見通しについて、特に生産年齢人口と全体の人口の推移についてお尋ねしたいと思います。

４点目、今後の人口減少を抑制するための施策についてお尋ねしたいと思います。

以上、４点について副市長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　それでは、御質問にお答えいたします。

１点目の山県市地域住宅計画及び市営住宅の長寿命化計画を策定するために行った協議と計画の現状でございますが、平成24年第４回の定例会におきまして、議員より、若者世代の住環境改善と市営住宅の現状についてという御質問をいただき、本市としましても、住宅施策につきましては継続的に庁内で協議を行っており、あわせて近年問題となっております空き家対策につきましても、岐阜県が主体となって発足しました空き家対策協議会に積極的に参加をし、協議をしているところでございます。

また、平成25年度には市営住宅管理事業が山県市事業仕分けの対象となりまして、その評価、判定におきまして、要改善との御意見をいただいております。

本市としましても、その結果を真摯に受けとめまして、今年度には若者世代を対象とした住宅に関するアンケート調査を実施し、住宅に関する現状や将来についての意向を把握した上で、市営住宅管理も含めた今後の住宅施策を検討したいと考えているところでございます。

さらに、本市における住環境の整備と若者世代の定住促進に関しては、山県市第２次総合計画において、その方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、２点目についてでございますが、他の人口減少を抑制するための取り組みということでございますが、結論を端的に申し上げれば、住みよいまちづくりのための施策の全てだとも言えると思います。抽象的な言い方ではございますが、住みよいまちづくりは、転出抑制をし、転入を促進するものと考えております。

その中で、例を申しますと、まず山県まちづくり振興券によります新築等の祝い金、出産祝い金、そして高校生等の医療費助成などがございます。また、定住には働く場所が必要となりますので、企業支援等も人口減少の抑制の目安となるものと考えております。今年度から行政が主体となって実施しております婚活も、またそう言えるものでございます。なお、地域おこし協力隊として、市北部地域には７名の方に都市部から転入をしていただき、住んでいただいております。これは７人の増加というよりも、７人の方によって、この地域が新たに蘇生し、住みよいまちづくりに寄与されるものと期待をしているところでございます。

これらの施策は、いずれも即効性のあるものとは言えませんが、現時点で、その結果を申し述べることも、またできません。今後も引き続き実施をしていく中で、その結果が出るものと考えております。

３点目の人口推移でございますが、国勢調査によりますと、本市区域内の人口は、平成７年までは増加を続けまして、このときをピークに減少し続けております。平成17年には３万316人だったのが、５年後には2.3％減少した２万9,629人となりました。この次は、来年の国勢調査の結果ということでございますが、住民基本台帳人口の推移を見てみますと、前回よりも数％減少するであろうと予測されます。

今後の人口推移につきましては、人口統計の手法として一般的なコーホート変化率法、この方法によれば、約10年後の平成35年には２万6,515人になると推測されます。そこで、各種人口減少の抑制施策により、社会減等を抑制し、この予測人口よりも数％は多い人口にしてまいりたいと考えているところでございます。

４点目の人口減少抑制施策につきましては、市営住宅の抜本的なあり方も大切ではございますが、まずは、本市の恵まれた自然環境、教育・福祉水準の高さを内外に発信していくことも大切だと考えております。また、生活していくための就労の場を確保するため、引き続き企業支援等も推し進めてまいりたいと思っております。

なお、平成24年度に実施しました市民意識調査によりますと、山県市に愛着を感ずる方が60％、そして暮らしやすいと思われている方が45％、ずっと住み続けたいと考えていらっしゃる方が58％でございました。こうした数値を高めていくこととともに、移住・定住対策を強力に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　御答弁いただきありがとうございました。

１点目の答弁にありました第２次総合計画に、若者世代の住環境の整備であったり、定住策の方針を明記していただくという答弁には大変期待するところでもございます。また、空き家対策協議会は、平成26年の７月から開催されている協議会ですので、今後は、ぜひ検討していただく案件に関しては迅速に対応していただき、早期の結果を出していただけるような御対応をいただければ幸いです。

若者向けの定住策にて成功した自治体がございます。さきの質問で、石神先生が御紹介いただいておりました長野県の下條村というところなんですが、ここは若者向けの定住策に成功して、特殊出生率も全国平均よりも高い18.6％という出生率を維持しています。ただ人口の規模であったり、そういうものは山県市と規模が若干違いますので、一

概に比較はできませんが、4,200人ぐらいの人口規模の自治体でして、世帯数が1,287世帯あるそうです。子育て世代の若者向けの対象とした村営住宅は178棟ありますので、比率としては非常に高い子育て世代向けの対象の村営住宅がございます。テレビで紹介されていたんですが、２ＬＤＫで65平米、家賃が３万3,000円ぐらいだという御紹介もされておりました。

ただ、子育て支援であったりとか、その他の、先ほど答弁で御紹介されているような内容、子育て支援であったりとか、新築等の祝い金等というものは、山県市のほうがサービス内容としては高水準のサービスを提供していると思いますので、ぜひとも、これから、こうしたこれまで市長が取り組まれてきたような子育て支援であったりとか、そうしたサービスもこのまま続けていただきながら、そうした若者向けの定住策にも、ひとつ目を向けていただきたいと思います。

第２次総合計画の基本構想の素案が、先日、全員協議会でも拝見させていただき、将来の人口フレームも示されておりました。その中で、数値目標として、平成35年の数値、人口の５％増を目指していくという記載がありました。このような数値目標を示すことは非常に期待するところでもありますし、その目標をなし遂げるために、どのような施策を実施していくのかも期待するところでもございます。

２点目の答弁で挙げられた各種の事業は、他市と比較しても決して衰るところはありませんが、いつごろから、どの程度の人口減少の抑制ができ、人口増加の効果が見込まれると考えて事業を実施し、取り組まれているのでしょうか。即効性がないものの、将来、いつごろから結果が出て、現在、その過程としてどの程度の位置まで来ているのか、そうした数値をこのような場で示していただくと、市民の皆さんも、また行政の施策に期待が高まるところだとは思いますので、今後、もし示せれるような数値がありましたら、ぜひ示していただきたいと思います。

４点目の答弁にありました内容が、今回一番質問したい内容でもありました。

持続可能な自治体運営を行っていくために人口減少を抑制したり、特に、支える世代であります生産年齢人口の減少や、その増加をしていくことはもちろん必要ではありますが、やっぱり、この山県市で生まれ、山県市で育ち、そしてこれからも山県市で暮らしていきたいと思う、そうした方々がこうしたアンケートの数値でも出ておりますので、ぜひ、そうした方々に、これからも転出する要因となる弊害を一つ一つ行政の取り組みで解消していただき、そうした方々にこれからも山県市に住んでいただけるような、若い世代の人たちに住んでいただけるような、そうした施策を取り組んでいただきたいと思います。

そこで、再度２点、副市長にお尋ねしたいと思います。

１点目は、現在の総合計画や第２次総合計画の素案には、若者向けの定住策が余り記載されていないのではないかと感じております。今後、第２次総合計画素案の定住人口の目標である５％増を達成するための計画や、生産年齢人口の減少抑制をなし遂げるために、若者世代の住環境の施策を、第２次総合計画と山県市地域住宅計画にて実効性のある計画を示していただきたいと思います。

２点目に、本市の人口減少を抑制するための施策として、より一層力強く取り組んでいただきたい分野が、この若者向けの定住策です。２年前も提案させていただきましたが、賃貸住宅やアパート等の空き室や空き家等、これまで答弁で何度かいただきましたが、空き家等を市営住宅に指定して、定住策の１つとして実施してはいかがでしょうか。市営住宅に指定することにより、家賃の補助や建物の改修繕費は国からも補助されます。私も市営住宅を単独で建設することには決して前向きではございませんが、若者向けの定住策について、ぜひ具体的な施策を取り組んでいただきたいと思いますので、以上２点について副市長に再度お尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　再質問にお答えします。

まず、１点目の計画につきましては、移住・定住対策は非常に重要な施策であるとの認識のもとに、その理念等を総合計画に規定し、住宅施策の基本計画につきましては、本市の過疎化と住宅事情を的確に見詰めつつ、都市計画やマスタープランの見直しも検討しておりますので、過疎計画も含めまして、これらの進捗に合わせて検討をしてまいりたいと考えております。

そして２点目の、民間活用の公営住宅につきましては、既に住まわれている方々、そして、収入制限等、さまざまな懸念事項もございますが、国土交通省が平成21年に示しましたガイドラインを参考にしながら、現在検討を進めているところでございます。

また、さきの市長の答弁等にもございましたが、本市の商工会や自治会等と連携をし、そして市内企業の社員の市内定住対策等を強力に検討をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　副市長、御答弁ありがとうございました。

具体的な施策も少し見えてきたかなと思います。

これまでの取り組みと今後の方向性について、これまで副市長に答弁いただきました

が、そこで、今後、来年度の第２次総合計画、そして市長、午前中の答弁でもありました、これからの４年間さらに挑戦されるということですので、ぜひ、これからの４年間の、この定住策であったり、特に、若者向けの定住策について２点ほどお尋ねしたいと思います。ちょっと重複するようなところもありますけれども、市長の思いを、ぜひ伺わせていただきたいと思います。

１点目に、これまで提案させていただきました賃貸住宅やアパート等の空き室や空き家を市営住宅に指定するなど、若者世代の定住策についてどれぐらいの意気込みで取り組んでいただけるのでしょうか。

２点目、若者世代の定住策を第２次総合計画へ明記していただくとの、先ほど御答弁いただきましたが、副市長からは。これについても、また、総合計画に明記する、またそれから今後の４年後、どのように取り組まれていくおつもりか、２点、市長の思いを伺わせていただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再々質問にお答えをいたします。

若者の世代の定住策と申しますか、これは全体的には、子育て支援が全体の中の１つの事業だと思います。これから、私は、どんな形でまちづくりを進めたらいいのかということで､市政座談会などでも３つの重点施策としてお話をさせていただいております。その中で、子育て支援を第一に考えたいということで、そういった一環で議員の御提案にありますような、この賃貸住宅のアパート等の空き家の市営住宅に指定して住んでいただけるような方法ということで、私はちょっと誤解をしておりまして、先ほど、山崎議員の御質問の中で無料でというお話がありまして、それは、ずっと無料で貸し付けることはできないということを考えておりましたが、アパートのようなあいている部屋と今の住んでみえない部屋とは全く別な考え方で、アパートは隣に住んでみえる方もございますので、そういった条件的なこともございますが、空き家、戸建ての空き家については、家というのは人が住まないと、早く朽ちてというようなこともございまして、前から、皆さんから提案していただいておるように、行政がその間に入って、先ほどの話ですと数百件の、統計的には空き家があるということでございまして、先ほどの御質問の中で、提案の中で、そんなことを気づいたわけでございますので、積極的な取り組みの仕方を考えていきたいということも考えております。

総合計画の明記というのは当然なことでございまして、４年間、どんな目標でということでございますけれども、今、山県市の合計特殊出生率は、多分県内で一番低い、最下位だということを思っております。この出生率を上げることが非常に喫緊の課題とい

うことを考えておりまして、例えて申しますと、きょうの午前中の石神議員からの市の土地の活用ということで、ちょっと答弁が漏れましたけれども、この土地の活用につきましても、例えて申しますと、美山の山田ですと、２町歩ですと6,000坪ほどございまして、これも旧の美山町時代に、あそこへ集団的な移転をしていただくということで買い上げた土地でございまして、ああした土地を本当に有効に活用していただく、若者向けに有効に活用していただくような手段がないのか、これも具体的に検討させていただきたいと思いますし、そもそも、あの２町歩の6,000坪の土地は住宅地として地元の自治会にも説明させていただいておりまして、そうした中で、この若者の定住策の一方法として活用ができないかということを考えております。

そして、婚活等につきましても、具体的に回数をふやすだけでなしに、私も積極的に市内の企業の方と話させていただいておりまして、２週間ほど前でございましたけれども、岐北病院の院長さんと事務長さんと看護部長さんにこういったお話をしまして、岐北病院も積極的にこの活動に参加していただけるということで、市内の企業の方、社長さんにそういったことを積極的にお話をさせていただきながら、具体的に積極的な婚活事業を進めていきたいということを考えております。

具体的に、それぞれ、また担当課で、こうした観点から子育て支援、若者定住という観点から、この後も来年の予算に向けまして査定を行うわけでございますが、その中にも十分配慮しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　副市長、市長、御答弁いただきましてありがとうございました。

再々質問ですので次の質問に移らせていただきと思いますが、平成25年の11月から26年の10月までの１年間で、20代の方々が448名山県市から転出されています。どのような施策を講じても転出される方がゼロになることは、もちろんありませんが、山県市が講ずる施策によって、少しでも、これから住みたいと思う、これからも住んでいきたいと思う人たちが住めるような取り組みはこれからも積極的に行っていただきたいと思いますので、これからの施策に期待するところでもございます。

次に、質問番号２番の再任用職員及び嘱託職員について、また次も市長ですけれども、市長にお尋ねしたいと思います。

山県市職員の再任用に関する条例や山県市嘱託員の設置等に関する規則により、現在42名の行政経験を有する再任用の職員や専門的な経験等を有する嘱託職員が行政全般で

身を投じていただいていると伺っております。

再任用職員や嘱託職員として、現場にてその経験を生かしていただく現状は大変心強い一方で、両制度や効果を市民の皆さんに伝えていくことは難しい面もございます。

機構改革や長年にわたり一般行政職員の採用を控えてきた本市の組織体制にはメリット、デメリットが生じていると見受けられます。

そこで、再任用職員や嘱託職員の方々の行政経験をより一層発揮していただき、公共サービスの向上や本市の抱える課題の解決、職員の教育などに努めていただいてはいかがでしょうか。

そのような観点から、３点について市長にお尋ねいたします。

１点目の再任用職員並びに嘱託職員の現状についてお尋ねいたします。42名、行政経験を有する方々が身を投じていただいていると伺っておりますが、何人、どこに配属されているのでしょうか。また、問題点や、この再任用の職員や嘱託職員を配置することによって解決できた内容などがあれば教えてください。

２点目、機構改革や長年にわたり一般行政職員の採用を控えたことにより、メリットやデメリットが生じていると思います。どのような改革を行ってもメリットだけあるということは、当然ないとは思いますので、部長制度の廃止や主幹の増員、改革を行えば大なり小なりメリット､デメリットがあると思いますので､その点をお尋ねいたします。

３点目、再任用職員及び嘱託職員に求める今後の職責について、お尋ねしたいと思います。

以上３点、市長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目の御質問でございますが、総数42名は議員御指摘のとおりでございます。そのうち再任用職員は現在２名で、一般行政職は伊自良中央公民館に１名、調理員は富岡保育園に１名を任用しております。

また、嘱託職員は、一般事務として税務課やクリーンセンターなどに６名、建設技術として建設課に１名を任用しているほか､交通安全指導に１名､北部地域活性化に９名、及び国際交流や学校教育に23名と幅広い分野で任用をいたしております。

また、嘱託職員等の配置により解決できた点は、例えば、昨年度、年度途中の職員異動を行わなければならない状況がございましたが、その際、経験の豊富な即戦力となる職員を任用することができ、市民の皆様への行政サービスを低下させることなく事務事業の執行が継続できたことが挙げられます。

次に、２点目の御質問でございますが、機構改革により、私は部長制度を廃止し、本年度は主幹の増員などに取り組みました。これは、行革の一環として、もしくは市民ニーズの的確かつ迅速に意思決定し対応するとともに、責任の所在の明確化を図るために行ったもので、特段のデメリットは生じてはいないものと考えております。

一方、新規職員の不採用の効果は、職員数の削減による人件費の抑制が挙げられます。合併時に433人いた職員は本年４月現在で312名となり、約10年間で120人余り削減したことになります。とりわけ私が市長就任以後、職員数は27名減少しており、私の就任後における人件費の削減額は、特別職等の給与削減も含めて約２億9,000万円程度となっております。経常経費である、この人件費の削減は財政運営の弾力性を生み、削減額を新たな施策の実施など政策的な経費へと充てることが可能となります。まちづくり振興券などはそういった政策経費となっております。

また、その一方、その弊害としては、退職者の不補充により職員の年齢構成においていびつさが生じたことが挙げられます。30歳代前半以下の若手職員の数が少ない状況にございまして、職員の平均年齢は平成25年４月現在で47歳、県内の平均を見ますと42.9歳と、県下で、この21市の中では一番平均年齢が高くなっております。

今後は、持続可能な組織体制の確立のために、新規職員の採用を行いつつ、職員の年齢構成の適正化を図ることが大きな課題であると認識しております。

最後に、３点目の御質問でございますが、市職員を再雇用を前提として考えますと、職員の職務経歴を考慮した職場配置や、支所など出先機関には地元出身者の配置に努めることにより、当該職員の持つ知識や経験、さらには人脈等を生かして現役職員と遜色のない職務の遂行と、あわせて若手職員へこれまでの経験で得たノウハウの継承などを通じた人材の育成を期待するところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　市長、御答弁いただきましてありがとうございました。

２点目の答弁にありました退職職員の不補充により職員の年齢構成がいびつな状態になっているということは共感するところでもありますし、退職した職員の方で新規に採用した職員の方を今後は補充していくということですが、平均年齢であったりとか、年齢構成が適正になっても、なかなか経験を有した方がやめて、また新しく職員が入ってきて、経験のない方々で構成される組織というのは、組織としての機能は低下すると思いますので、これから再任用であったりとか嘱託職員の方々に、職員の指導であったりとか、イレギュラーな問題への解決など、そういったことに取り組んでいただければと

思います。再任用の職員の伊自良中央公民館への任用など、地域の実情に沿った任用には、これからも積極的に実施していただきたいと思います。

平成27年度の当初予算編成方針等のポイントに挙げられております攻めの行政という言葉がありました。予算の選択と集中であったりとか、今後、力を入れていくところに、市長が取り組んでいきたいと思うようなところに積極的に予算配分もされていくのかなと思いながら拝見させていただいておりましたが、どうしても予算が多くなれば、それだけ職員の労働時間であったりとか、それに身を投じる時間とかもふえてくると思いますので、予算だけふえてもなかなか実りの大きい事業にしていくのは難しいのかなと思いますので、こうした再任用の職員や嘱託職員を積極的に配置していただき、先ほどから繰り返しになりますが、イレギュラーの問題への早期対応であったりとか、職員の教育などに従事していただきたいと思います。

今後の市長が想定する市政運営や行政運営に対して、どのような分野にどのような経験を有する人材がどの程度必要と想定されているのか、もし今お考えがあるようでしたら、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

退職職員等の再任用をする分野や規模等についての御質問だと思いますが、私といたしましては、現時点でどういった形という想定はいたしておりませんが、退職希望者、再任用希望者のそれまでの知識や経験を生かした即戦力となる、そういった職員の配置が再任用される職員も、また新たな場所で仕事をするよりも、経験を生かした、今まで培ってきた職場、経験を生かした、そういった人事が必要ではないかということを考えております。

また、１人の職員の育成には、市民の窓口業務ですとか、建設、上下水道など事務系の事業、さらには、企画業務など市役所のさまざまな職務を経験させる必要がありますので、そういった経験を通した再任用のあり方が必要だということを考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　御答弁いただきましてありがとうございました。

ぜひ、これからも、来年度、それ以降に向けても、市長の想定される山県市の行政運営に取り組んでいただくために、再任用や嘱託職員の方々の経験を十分に活用していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は２時35分とさせていただきます。

午後２時20分休憩

午後２時35分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位９番　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　議長よりお許しを得ましたので、大きく２点、お尋ねをいたします。

実は、私はあしたの番になっておりまして、ちょっと心のほうは、どんなときでも、いつでも対応できるという危機管理意識がちょっと鈍っておりますので、通告書どおりと言いたいんですけど多少ずれますので、お許しをいただきたいと思います。

最初に、支所の利活用についてお尋ねをいたします。

伊自良支所は、昭和52年に建設されておりまして、ことしで37歳ということでございます。整備状況とか環境的な面では非常に整備されていると思っております。それから、立地的にも非常に市民が利用しやすい場所にあるというふうに思います。

本年度の夏には、1,800万だったと思いますけど、かけていただいて、耐震補強もやっていただきました。これによって、市民の情報の保管とか、あるいは、ある面ではセキュリティーの維持強化につながっていくのではないかなというふうに思っております。

こうした一方で、この利用という面で考えますと、特に２階の部分でございますけど、ほとんど利用されていないという実情がございます。月２回程度というふうに聞いておりますけど、筋トレが行われているとか、あるいは、月１回市の献立委員会に使われているとか、３月には確定申告に利用している程度というふうに聞いております。

しかし、この山県市都市計画マスタープランというのをずっと読んでおりましたら、地域コミュニティー育成等で既存の公共施設を有効活用することを検討していくというふうにうたわれております。そこで、利活用の対策といいますか、そういうものを検討されてもいいのではないかと思って、質問をいたします。

まず、第１点は、伊自良支所の利用状況の現状というものをどういうふうに把握をしておられますか。

２点目は、使ってくれ、使ってくれということは言うはやすし、実際難しいわけでございますので、多少提言的なものを含めまして、市民に、例えば子育てサロンというようなものをつくっていく、創造していくというようなもので活用、開放したらどうかと

いうようなことを思いますが、お考えはどうでしょうか。

先般、北海道、長旅をして足を運んで旭川市へ行ってきましたけれども、子育てサロンも、そういったものを200カ所ぐらい市内に設けてやっておるというようなこともございました。ぜひそういったものを、今一番課題と言われているそういう子育て支援のあれに利用してはどうかなというふうに思います。

３点目は、地域には今日的な課題が幾つか存在しております。

北のほうは過疎を心配する人がたくさんいます。また、先ほどから出ておりますように、あきの住宅も、家も徐々に徐々にふえてきております。また、耕作放棄地もここ数年で随分、高齢化の影響でしょうか、ふえてきております。また、ことしなんかは非常にイノシシとか猿とか大変ふえておりますが、そういった鳥獣被害の対策、そういった地域の課題をやっぱり話し合っていくという、そういう場に活用してはどうかなというふうに思うんです。

特に、行政と地域が密着してこの課題に当たっていく、そういう活動拠点にやろうと思えばできるのではないかなという思いがするわけです。

特に、今、市民の声を聞いておりますと、行政に一気に何でもおんぶというような状況もありますので、一緒になってこういうものを一つでも二つでも活用して解決していくような、そういうものの拠点にしてはどうかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の御質問ですが、現在、伊自良支所の２階は、市が行政目的で使用できる会議室として使用をいたしております。この使用に当たりましては、庁内ネットワークにて職員が常時空き状況を共有、確認でき、設備予約が可能な仕組みを構築しておりますが、その利用を見ますと、議員御指摘のとおり、定例的な学校給食物資選定委員会、あと健康介護課がかんたん筋トレ教室を毎月開催しているほか、確定申告の際の臨時会場、自治基本条例策定委員会や地域交通検討会などの会議、伊自良連柿の食品表示講習会やクリーン農業研修会などの各種講習会、研修会、さらには伊自良中央公民館が満室の際の代替会場として各種講座を開催するなど、その利活用に努めているところでございます。

このため、まず利用に当たりましては、市役所内で事業の地元調整や打ち合わせの際などの日常業務における活用が推進されるよう、啓発、奨励に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目及び３点目の御質問ですが、関連をいたしますので一括してお答えをい

たします。

本市の各支所は、市民の皆様の個人情報を扱う窓口業務が中心でありますので、個人情報保護及び情報セキュリティーの観点から、市が事務事業を執行するため使用する公用施設として位置づけております。

各支所の２階を市民の皆様へ開放するには、先ほどの情報セキュリティー等の観点や施設管理の面から、貸し出し時には支所職員の常駐が条件となり、開庁日の執務時間内であれば貸し出しは可能と考えております。

一方、閉庁しております休日、夜間につきましては、支所職員の体制等を考慮しますと、現時点では貸し出しは困難であると考えております。

また、市民の皆様への貸し出しに当たっては、執務室に自由に出入りができないような設備面での整備が必要ですし、一部会議室には空調設備を整える必要がございます。

さらに、美山支所については、２階を文書保存庫及び倉庫として使用しておりますことから、代替として別途それらを保管できる場所の確保が必要となってまいります。

いずれにいたしましても、公用施設の市民開放に当たりましては、他の市民開放施設と同じような、市民の皆様の利便性を考慮した利用形態をとるということが難しいと考えております。

次に、市が過疎、空き家対策、鳥獣被害など特定課題の対応として支所を利活用することについては、現在、北部地域の活性化対策として雇用しております集落支援員や地域おこし協力隊員、さらには教育委員会で実施中のギフチョウ生息調査調査員の執務スペースとして活用しているところでございます。

今後は、議員御提案のとおり、例えば空き家対策に取り組むための現地案内所的な活用などさまざまな利用が想定されますが、現在取り組んでおります山県市公共施設見直し指針の策定過程におきまして、まずは各課において、支所の２階を利活用することができるかどうかを確認するとともに、周辺の市民開放施設との利用状況、関係等も整理をする中で、支所の利活用について各支所長、関係課と協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに、各種の市民団体の皆様から利用の御要望がございましたら、これはその内容のいかんにより、全ての皆様が無条件でお使いいただけるというものではございませんが、場合によっては行政財産の目的外使用として御利用いただくことは可能かと考えておりますので、その際は適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　窓口業務とか公用施設ということで制限があるということはよくわかっております。しかし、それにしても消極的な姿勢だと私は思っています。

３点、再質問いたします。

これは、交付金措置で返ってくるというお話ですが、国の税金には間違いないんですが、1,800万、その費用対効果というのはどういうふうに認識をされているんでしょうか。これだけのお金をつぎ込んで、事業的には何も、ほとんど変わらないということでよろしいんでしょうか。それを１点、お尋ねします。

２点目は、都市計画マスタープランで言うところの既存の公共施設の有効活用を検討していくと、検討されたんでしょうか。検討されて、その結果こうなっているのか、まだ検討していくのか、そのあたりを明確に答弁をいただきたいと思います。

さらに、マスタープランで言うところの地域コミュニティーの育成として有効活用すると、地域コミュニティーの育成って具体的にはどういうことをイメージされているんでしょうか。これは市民にもわかりやすい説明をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　再質問にお答えをいたします。

１点目の、今回の耐震化の実施効果でございますが、支所は、伊自良地区の皆様の身近な窓口となります支所機能を維持することは非常に重要なことと考えております。今回の耐震化によりまして、その機能の維持が図られたことや、また、大規模災害時における利活用等が可能となるなど実利面での効果が挙げられると思います。

また、いささか情緒的ではございますが、合併前の町村のシンボリックな存在であった旧役場、庁舎を残すことができるという点も大きな効果の１つではないかなと考えております。

一方、新たに支所を建てかえるとなると、より一層多額の費用を要することから、私どもといたしましては、耐震化により施設を延命させ長寿命化を図ることは、本市の財政状況を鑑みますと、妥当な選択であったと現時点では考えております。

なお、耐震化であっても多額の費用を要することから、本市にとって少しでも有利となる国等の財源を活用することについては、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２点目の既存公共施設の有効活用の検討の有無ですが、従来より、施設の所管課におきまして、各施設の利用促進については日ごろから検討を重ねているところでございます。

例えば、中央公民館では公民館運営審議会、地区公民館では公民館長・主事会議等におきまして、その活用促進や活性化策などを定期的に御協議いただいております。

さらに、昨年度より庁内検討会議を設けまして、本市の将来のまちづくりに向けまして、市民の皆様のニーズの変化に即した施設の利活用や、施設の削減、長寿命化、再配置等を視野に入れて、各課が施設のあり方を検討する際に必要となります留意点や進め方を明示いたします山県市公共施設見直し指針の作成に取り組んでいるところでもございます。

最後に、３点目の地域コミュニティーの育成についてということでございますが、人口減少社会にありまして、防犯、防災、ごみ収集、伝統芸能の伝承など、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民の皆様の自主的、主体的な地域参加と交流に支えられましたコミュニティー活動の果たす役割は極めて重要であると考えておりまして、その活動主体の育成や活動の活性化により、市民の皆様の暮らしを地域で支えていただける地域コミュニティー力の育成、醸成がなされるものであると考えております。

このため、本市では、中央公民館、地区公民館や教育・文化施設など市民の皆様に開放している施設等を中心としまして、地域コミュニティーの育成に資するべく、健康福祉、生涯学習、スポーツなどさまざまな分野で各種の事業に取り組んでおります。

また､地域における活動拠点ともなります地域の公民館の整備や充実に対しましては、宝くじを財源としましたコミュニティー助成の活用による御支援や、市補助金においても整備等に御支援を申し上げているところでもございます。

今後におきましても、地域におけるさまざまな活動が一層促進されますよう、各課、全庁体制で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　ちょっと答弁者を間違えましたね。総務課長ではいけなかったですね。やっぱり官僚の答弁みたいで市民は納得しないと思いますよ。私、こうやって質問している裏では市民が、どうなっておる、あれ、無駄やないかと言っておるんでございますから、何か新しくこういうものを、先ほど話をしておりましたら、おい、コンビニはどうやという話がありましたが、それは極端な話かもしれませんけど、そういう発想の転換、やっぱりやらないといけないと思いますよ、これ、何かで。ぜひ、市長に聞いたほうがいいと思ったんですけど、やめますけどね。ぜひ検討して、あれだけのものはやっぱり利活用する必要がありますよ。あそこはもともと商工会に２階を貸していたわけですから、そんな安全とかそんなことばかりじゃできませんよ、対応というのは。

ぜひお願いをいたします。

続いて、第２の質問に移ります。

同じく公共施設等の管理と整備について、これは市長にお伺いをいたします。

今、申し上げました支所周辺には、山県市の管轄する公共施設等が集約的に設置されております。また、同じような管理場所になっておりますけど、南の地域のほうからハリヨ公園とか、あるいは古墳公園とか上願ポケットパークとか、あるいはフラワーパークすいげんとか、そういった施設が点在をしております。

こういった施設は、多くは清掃や整備というのは指定管理者、特に総合グラウンドはそうなっております。それから、ほかの施設は委託団体等がありまして、そういう人たちが実際は清掃したり、管理、整備を行っているというのが実情ではないかというふうに思っております。

しかし、私は担当課というものがきちっとあって、そういうところが当然定期的に点検しながら整備の状況を見たり、あるいは整備していくのではないかなと思っておりましたら、ほとんどそういうことは行われていないのが実情ではないかというふうに思っております。

そこで、いろんな方から、これ、具体的な例でございますけど、公園の草だったと思いますけど、もう刈ってほしいというお電話をしたら、それは公園課が担当しておりますのでといって、まず、そういうことが先に来ると。何を考えておるんやろうかと厳しくおっしゃいましたよ、厳しい口調で。私がその担当課へ来てお願いをしました。

１カ月くらい前に、ある工場を経営している人が、ちょっと来いということで、私、１時間ちょっとくらいその社長と社長室で話をしたんでございます。

何を言われたかというと、お前も公務員をやっておったで共通点があるかもしれないけれども、我々の経営者から見ると、公務員というのはなっていないと。この間も課長にこういうのがちょっと悪いぞと言ったら、はいと言って、それだけや。わしはそんなことを言ってるんやないと、１つの例を挙げて言ったんやけど、ほかのところを見てくるわけでもない。

それから、地域の行事、そういった背景に何があるかというと、地域の行事に積極的に参加しておらんのやと。もちろん、誰々と誰々はよう参加しておるよといって名前も挙げられましたけどね。だから、見えるものも見えてこない、不備な点も見えてこないやないかと。そんなもの、わしはあれだよ、社長室に１人呼んでびしびしやるよと。１カ月間ぐらい見ておるので、ちと今までの姿勢を改めよといって、やるよとおっしゃったんですよ。

私も同じようにやると思いますけどね。だから、やっぱりそういう問題というのをきちんと指導して直すべきは直していくという姿勢がないと、見えるものも見えてこない。

それで、これは大事なことだと思って、私、ここに質問の内容としてまとめました。

そういった公共施設の目が行き届いていないという、そういう市民の不信感を一掃する上でも、また、地方公務員としての、いわゆる全体の奉仕者であるというその精神からいっても責任を遂行していくということをやっぱりこのあたりで一考する必要があると私は思いました。

この間も議会で対話集会を行いましたけど、ある職員が、あっ、きょうはわしは市民として参加しておるでやめてくれと。お粗末ですよ、誰がそんなふうに市民が思います。ああ、きょうは一市民として参加しておるな。そんなもの、職員として見ておるに決まっているじゃないですか。僕はああいうのは勤務評定でカットして、給料カットくらいやったっていいと思いますよ。そんなもの、職責を全うできないんだもん。そういうことが非常にあるということを、その社長さんもおっしゃいましたし、もう一人の方もおっしゃいました。名前を言ってもいいぐらいだと思っていますけど。

そこで、３点伺います。

地域の行事などへもっと積極的に参加する姿勢というのを徹底していく必要があるのではないかなと。そのことから見えなかったものが見えてくる、そして、不備なものが見えてくる、そういう職員体制でなければいけないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

２点目は、先ほど幾つか挙げましたけど、その施設の本当の責任者というのは職員なんでしょう。だから、私は、この前も質問したことがありますけど、このハリヨ公園なんかは、本当に誰が、どの方が本当の責任者として位置づいているのか明確になっていますかということが第２の質問です。

３点目は、総合的にもう一回点検する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、定期的にやっぱり点検をするという位置づけが大事ではないかと思います。学校等は15日が安全の日として点検することになっていますよ。全職員が点検するわけです。そして、どこの箇所がどうかと、その前に校長や教頭がちゃんと見届けをしておいて、ああ、この職員はいいかげんに点検してきたなといって指導するわけですよ。

だから、そういうことをぜひやる必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

以上３点を市長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の、市職員の地域行事等への積極的な参加についてでございますが、市

の職員も同時に一市民であることから、地域行事等の参加を通じて地域と積極的にかかわることの必要性、重要性及びその効果は、議員のお考えと全く私も同感するところでございます。

そのため、職員の新規採用の面接試験において、消防団など地域活動への参加に対する考え方を聞くこと、そうした考え方を聞くことを実施しております。

また、市の職員に対しましては、美山北部まちづくり委員会が主催する地域事業等への職務を離れたボランティア参加を奨励し、市民の皆様からも御好評をいただいているところでもございますし、こうした地域活動への参加は、地域の現状や課題等の把握だけでなく、活動への参加を通じて得られる一人の市民としての目線を日々の業務に生かすことができると考えておりますので、今後も積極的に参加について奨励、啓発を行っていきたいと考えております。

次に、２点目の施設の管理責任でございますが、御指摘の公園など市民の皆様に御利用いただく施設の設置及び管理につきましては、地方自治法の規定に基づき、それぞれ条例を設置いたしまして、その維持管理に努めているところでもございます。

公の施設の管理権限は、公民館及び学校などの教育財産につきましては教育委員会、その他は私、市長が管理責任者となっておりますが、各施設の管理は、施設の設置目的に応じて各担当課が所管し、課内に担当者を配置しておりますので、その責任の所在は明確になっております。

次に、３点目の公共施設の総合的な点検の実施についてでございますが、その点検内容を考えてみますと、その対象施設は、御指摘の公園のほか、公民館ですとか図書館、花咲きホール及び学校など多岐にわたっております。

点検の内容は、公園の遊具を代表とした使用設備の安全面からの点検のほか、清掃の状況、音響設備などの状態を確認する環境整備面からの点検、施設の維持管理及び長寿命化の建築設備面からの点検など、非常に多岐にわたるとともに、施設によって点検の内容が異なることも想定されます。

また、その実施には、建築設備面の点検は専門的な知識が必要となることも想定されることや、実施には点検項目を統一するなどマニュアル化が必要であり、直ちに実施することは難しいと考えております。

今後は、現在取り組んでいます山県市公共施設の見直し指針の作成過程におきまして、それぞれ各種にわたる点検項目の整理を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　２点、再質問をいたします。

最後におっしゃった、この公共施設の見直しの指針というのは、いつまでに作成をしようとされているのでしょうか。

それから、２点目は、やっぱり緊急性のある整備というのをきちんと、早く、早急にやる必要があるのではないかと思います。ちょっと具体性に欠けましたので、私、これからちょっと具体的に申し上げます。社長さんも御指摘になったことを含めて。

まず、あそこのドームから福祉施設がございまして、そして図書館等がございますね。あそこ、夜間が非常に暗いんです。朝、散歩する人も非常に暗い。私は夜、見に行きました。朝も早く起きて見に行きました。確かに暗い。電気があるのについていないです。こんなもの、参加しておったら見えるやろうといって私も叱られましたけど、暗いんです、本当に。大丈夫でしょうか。

それから、図書館などは、横に大きなこういうお釜が放置されていますよ。水車も放置されていますよ。あれ、どういうふうにして、何で片づけないんですかね。子供がおったら大けがしますよ。あそこの舗装も本当に完備されておりません。

あそこの図書館の裏に公園がございますね。あの公園は、ウルグアイ・ラウンドの資金を使ってつくったもので、１億円かけておるんですよ。1990年代でしたかね、あれ。お金でいうと６兆円ぐらい使っておるんです。事業費としては２兆6,000億円、２兆ですよ。ある面じゃばらまいたとも言われておりますけど。あそこに鉄塔が立っておりますね、カラーの、虹のような色の。あれ、6,000万かかっています。公園だけで4,000万ですよ。あれ、保育所も活用しています。ところが、あの掃除なんかは年に１回やるだけです。誰がやっておるかというと、ボランティアの方が、名前を言ってもいいですけど、やっていらっしゃるんです。上野さん、こんなことでいいのかということで言われて、私も何回かお願いしたことがございます。税金の無駄遣いもいいところで、これ、うまく利用すれば活用できますよ。それはきちんと今まで整備されていたけど、市になってきちんと整備されていないということをはっきりおっしゃっています。

公園、古墳公園、どうですか。あれ、生涯学習課担当、教育委員会の担当でしょう、あれ。見てください。伊自良村古墳公園といってばーんと建っていますよ。これで夏になると草ぼうぼうですよ。あれ、私たちの地域の土地ですので、あそこ、毎年定期的に草刈りなんかをやることになっておるんです。公園だけで、中には入っていきませんので、それは除いてありますけどね。これは、市のものじゃないんでしょうか。

私は今から30年ほど前に、名古屋大学の楢崎先生、考古学の先生ですけど、その方と一緒にあそこをずっと散策したことがあるんですよ。あれは、７世紀の古墳なんですよ。

横穴式古墳群、典型的なものです。ちゃんと入り口が南西のほうに向いていますしね。古墳時代というのは、歴史上、６世紀のものですよね、古墳時代というのは。何で７世紀かというと、地方ですから、廃止令が出てもこの地方ではまだつくっておったという証拠になるんですよ。横穴古墳群があれだけあるというのは珍しいというふうに言われています。私の住んでいるところは円墳です。横穴式と同じような形をしておりますけど、円墳。

何で６世紀か７世紀かといいますと、その違いは羨道の距離なんですよ。いわゆる前でどういう儀式をやったか、その儀式の内容と羨道の長さというのは決まっておりまして、古いものほど長いんですよ。ところが、あそこは７世紀ですから非常に羨道が短い。

そういう歴史的なものがあって、かなり価値があるんですよ。それを知らない素人は上の山を削って、木を切って、そうして、おい、これは草が生えるからといって消毒したものを私は怒ったことがあります。アマチュアもいいかげんにしてくれと。だって、1,400年ずっと保管されてきたものは、自然のあれのおかげで保管されてきたという、そういうあかしがあるじゃないですか。それ、今、どうなっているかというと、ほとんど荒れ放題ですよ。これ、教育委員会の責任じゃないですか。市の責任だと私は思いますけど、そういったものをやっぱり総合的にきちんと点検をして、整備をする必要があるものはやっぱり整備していかないと、後世に残りませんよ。私はぜひそういった意味で、緊急性、必要性あるものには緊急な整備を進めていただきたいと思います。

以上２点を市長にお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

まず、１点目の公共施設の見直し指針についてでございますが、本年度末をめどに作業を進めております。

また、本年度は、指針の作成と本市で保有します施設の現状について整理したいと考えております。

また、国が平成28年度までに各地方公共団体に対して策定を求めている公共施設等総合管理計画がございますが、本市が独自で進めているこの山県市公共施設の見直し指針を国から策定を求められております公共施設等総合管理計画として位置づけるために、対象施設の拡大や指針の内容の肉づけや国の策定方針との整合を図ることが必要であり、来年度以降は、その取り組みを進めたいと考えております。

次に、２点目の緊急性のある施設の整備の必要性に関する御質問でございますが、これまで耐震化などの大規模な施設改修の実施に当たりましては、保育園ですとか小学校、

中学校、公民館といった市民の方が多く利用する施設や、本市の地域防災計画におけます指定避難所を優先するという方針によって実施をしてまいりました。

緊急を要する大規模な改修は現時点では想定しておりませんが、仮にそのような改修が必要となる場合には、耐震化と同じ実施方針のもと、公共施設の見直し指針に基づき、当該施設の現状を踏まえた必要性、将来的な維持管理コストなどを考慮して、改修等の施設整備の実施につきまして判断してまいりたいと考えております。

また、先ほど御指摘にありました公園等の管理につきましては、御指摘のように、ここ数年、経費の削減等も進めてまいりまして、従来と比較いたしますと、管理費用の削減を行ってまいりました。そういった観点から、従来と比較しますと、少し管理の能力といいますか、労力が落ちているというようなこともございます。

そうしたこと、そういった緊急性があるのかはもう少しそれぞれの事案によりまして検討はさせていただきますけれども、そういった公園等の設備につきましても、しっかりとした管理を行っていきたいということを考えておりますし、また、そうした地域の小規模の公園等につきましては、少しでも地域の皆さんに愛着といいますか、地域の中での公園としての位置づけをしていただけるような、それなりに有償と申しますか、それなりの対価をお支払いさせていただいて、地域の中で年間を通した管理を行っていただけないか、そんな観点からもこうした地域の公園につきましては、管理の従来のあり方と、そうした今申し上げましたような観点から、２つの方向で検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○４番（上野欣也君）　質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

あす予定しております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後３時12分散会

平成26年12月16日

山県市議会定例会会議録

（第　４　号）

平成２６年第４回

山県市議会定例会会議録

第４号　１２月１６日（火曜日）

○議事日程　　第４号　平成２６年１２月１６日

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君

学校教育課長　渡辺千俊君　生涯学習課長　佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　竹村勇司　書記　林　強臣

書記　大野幹根

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

恩田佳幸君、発言をどうぞ。

○１番（恩田佳幸君）　先日の一般質問の発言の中で誤りがありましたので、訂正したい点が２点あります。

若者世代の住環境の改善の質問の中で、下條村の特殊出生率を18.6と発言いたしましたが、1.86の誤りでした。訂正して、おわびを申し上げます。

もう一点が、人口増加の目標を５％増と発言いたしましたが、総合計画の素案の中の、平成35年度の人口推計値２万6,515人に対する５％増です。現在の人口に対する５％増ともとられかねない発言でしたので、訂正しておわびを申し上げます。

以上です。

日程第１　一般質問

○議長（杉山正樹君）　日程第１、一般質問。

ただいまより、昨日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位10番　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、通告に従って３つお尋ねします。

まず１番目は、市有の工業用地の売却後の産業廃棄物についてということで、市長にお尋ねします。

山県市は、伊自良の恋洞工業団地の市有地に進出、移転する企業に用地を売却しました。その土地の関連工事中に地中から産業廃棄物が出てきました。その後の調査で、掘れば掘るほどたくさんの大きな産廃が出てきました。

もともとこの土地の一部には廃棄物が埋まっていることの懸念はありました。そこで、経緯や状況を整理するために質問いたします。

１番目として、この土地が工業団地となった経緯はどのようでしょうか。

２つ目として、この団地のために市が投入した経費の名目と額、総額はどのようでしょうか。

この事業者が入居、操業できるようにするために、市が投入し、あるいは今後投入予定の分も含めて、経費の名目と額、総額はどのようでしょうか。

３つ目、この企業との用地売買の契約の時期と額、そして、契約書における産業廃棄

物などが出てくるといった不測の事態のあったときの責任関係の明記はどのようでしょうか。

４つ目ですけど、2011年、平成23年、この11月の地質調査におけるボーリングの結果では、0.9メートルで15センチのコンクリート殻混入とされています。どんなに遅くても、この時点では廃棄物の存在は認識できたはずではないでしょうか。

５つ目ですが、土地売買契約後の2013年、平成25年の８月に行った試掘調査では、５センチから15センチのコンクリート殻多数混入とか、木くず、針金、金属片、コンクリート殻15センチ混入などとされています。その調査の理由、概要、内容物や量、そして評価はどのようでしょうか。

６つ目ですが、ことしの９月の上水道工事中にも廃棄物が出てきました。その経緯や状況、内容物や量、そして評価はどのようでしょうか。

７つ目ですが、その後、さきの10月に行った試掘では、50センチ以下のコンクリート片多数とか、２メートルで地盤改良、４メートルで50センチ厚のセメント、その下に40センチから1.1メートルのパイル片などとされていますが、その調査の概要、内容物や量、評価はどのようでしょうか。

８番目として、予定外、予算外の支出に関して、2013年８月の試掘調査、さきの10月に行った試掘調査の経費はそれぞれどのようでしょうか。

９番目として、建物等の建築予定地に埋められている廃棄物があった場合、その処理は安易で安価と見る人もいますが、今の時代の規制はそれほど寛容ではありません。しかも、この質問の案件は公共であり、自治体そのものの事業です。建物の建築予定地部分と駐車場等の非建築部分について、それぞれの処理の基本原則、処理方法はどのようでしょうか。

当該土地の過去の経緯から、産廃が埋まっていることを懸念する人は相当数いました。行政職員が知らないわけはありません。どう釈明するのでしょうか。

11として、いずれにしても、市有地である以上、現時点で法的な責任は行政の中で完結するという認識でよいでしょうか。

12、最後に、この地中の産廃処理をどうしていくのでしょう。その対処の時期、要する期間、経費の見込み、負担者はどのようでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の、この土地は１ヘクタール弱で、合併以後、本市の野球クラブのグラウンドとして賃借されるまでは利活用されていませんでした。

主要地方道関・本巣線に近く、割と平たんな土地で、地目が雑種地、接続する大森生産森林組合と一体的な活用ができると考え、工業用地として売却することといたしました。

２点目でございますが、平成22年度は、井戸の調査費約281万4,000円を支出。平成23年度は、用地調査費504万円を支出、土地鑑定料39万9,000円、南北道路調査設計費785万5,000円を支出。平成24年度は、南北道路や上水道などの工事費等を予算計上しておりましたが、交付金の手当てが見込めるということで、平成25年度へ事業を繰り越し、先送りをいたしました。

１年先送りしたことによりまして、国の社会資本整備総合交付金4,500万円を交付していただきました。

なお、平成24年度の支出は、土地の再鑑定料４万2,000円でございます。平成25年度は、南北道路、上水道などの工事費約5,120万6,000円、南北道路、上水道などの設計委託料と電柱などの移転補償料約986万2,000円、土地代、登記代など約1,750万6,000円を支出。平成26年度は、東西道路、上下水道の工事費や設計委託料などで約2,739万8,000円の支出を見込んでおります。

この５年間で約１億2,325万1,000円の支出が見込まれます。

当該事業者が操業できるようにするために市が投入した経費は、平成26年度に試掘調査を行った10カ所の工事費112万9,000円と、試掘により発見されたコンクリート殻等の撤去費約５万円の、合計約117万9,000円になります。

次に、３点目、本件企業との契約時期につきましては、平成25年７月２日に、企業立地を円滑に進めるよう企業立地に関する確認書を交わし、その後、９月５日付で当該土地の売買契約を5,404万6,870円で締結いたしました。

産業廃棄物などが出てくる不測の事態があった場合の責任の明記につきましては、契約書の第11条に、契約締結後、本件土地に隠れた瑕疵が発見された場合には、引き渡しの日から２年間に限り、民法第570条に規定する担保の責任を負うと記してあります。

次に、４点目の、平成23年11月の地質調査、これはボーリングでございますが、の結果を知った時点で廃棄物の存在は確認できていたかということにつきましては、小さなコンクリート殻が混入されているという認識はございました。

次に、５点目でございますが、平成25年９月に実施した調査の理由、概要などにつきましては、同年７月、市が建設する南北道路の仮設道路として東西道路の工事を行っていた折に、深さ１メートルの箇所でコンクリート殻の混入が確認されました。

そこで、売買契約を締結した土地をもう少し調べてみたほうがよいのではないかとい

うことで、中央部を東西に３カ所、１メートルの深さまで試掘することにしました。

その結果は、議員御発言のとおり、15センチ以下のコンクリート殻や木くずなどが混入しておりました。量につきましては、１カ所の掘削量が約0.64立方メートルであり、少量であったということしか把握しておりません。

この結果は、売買契約を締結した相手方へお伝えしまして、この程度のものであれば大丈夫と言われましたので、そのまま誘致を進めました。

次に、６点目でございますが、平成26年９月の上水道工事中に出てきた廃棄物の状況等については、５点目で述べました東西道路の地中１メートルの箇所で60センチのコンクリート殻の混入が確認されました。混入していた量は2.28トンでございます。

これを受けて、当該土地購入予定企業は売買契約土地にも同じようなものが埋まっていないか調査を求められました。

７点目、10月試掘調査の概要や評価については、調査は売買契約を締結した８カ所と東西道路北側の２カ所の計10カ所、25日から30日まで行いました。北側の２カ所からコンクリート殻等は確認されませんでした。それ以外の８カ所、これは売買契約地でございますが、その８カ所につきましては、１メートルから５メートルの深さでコンクリート殻やパイル片、これは30センチから1.8メートルのものでございました。50センチ厚のセメントの層などが確認できました。

その処分量は、コンクリート殻約12トン、廃プラスチック類約３立方メートルでございました。

次に、８点目でございますが、平成25年９月の調査は東西道路測量設計業務委託費で実施しており、単独の事業ではありません。当該部分を落札率から算出した場合、26万円程度であると考えます。

平成26年10月に実施した試掘の経費につきましては、処分費も含めまして約113万円になり、工事請負費で支出をいたしました。

次に、９点目、現時点では建設予定地部分と非建設部分を分けて処理することは考えておりません。相手方とも相談の上、瑕疵のない物件、またはそれに相当する物件として相手方の納得できる状態にしてお渡しすることが売り主としての責任であると考えております。

次に、10点目、産廃の有無については、平成23年ボーリング調査、平成25年９月の試掘調査、平成26年10月15日に実施した旧伊自良村の幹部聞き取り調査からも、今回のような大きなコンクリート殻等が埋まっていることは予測しておりませんでした。

次に、11点目でございますが、瑕疵のない物件、またはそれに相当する物件として相

手方の納得できる状態にしてお渡しすることが売り主としての責任であると考えますが、市が撤去を行うか相手方に行っていただくかは、相手方と相談の上、対処してまいります。

次に、12点目でございますが、相手方の移転時期の問題もございますが、今年度中には処理を完了したいと考えております。経費につきましては、10月に行った試掘から採掘量や埋設物の量などを推測した見積もりを試掘業者から提出してもらい、市の積算システムの数値に置きかえ試算したところ約2,100万円になります。

負担はただいま協議中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に一応答弁いただきましたけれども、今の答弁を聞いていまして、なかなか市長の本音が見えてこないと感じています。

まず、この議会での今までの市長の答弁を聞いていると疑問があります。その仕方についてまず、再質問にいい答えをいただきたいので述べておきますが、例えば、東海環状のトラストについての答弁がありました。これは1994年、平成６年に始まったということですが、いかにもそれが原因で事業が進まないというような雰囲気があったので、私はこういうふうに答弁すべきではないかという意味でも補足したいと思います。

そうして、再質問にきちっと答えていただきたい。

例えば、道路事業の財源についてですが、用地費も含めて東海環状の経費については、最初の説明の1994年ごろは国が全部出すと、誰もがそのように考えていました。しかし、実際に事業が動き始めると、実は県が３分の１のお金を出すことを前提に残りの３分の２を国が出すということがわかったわけですね。つまり、国にもお金があって県にもお金がなければこの事業は進まないと。岐阜県の財政状況がよくなったのは最近のことだということを忘れてはいけないと思います。

また、例えば用地費のこともありました。しかし、1980年代の後半のバブルと言われた時代、株価が暴騰し、土地の値段も暴騰しました。ところが、1990年の初頭にバブルが崩壊しました。その下がり始めの1994年ごろの道路計画の説明で、そのころの土地価格のイメージがどうしても拭い去れない、これは誰しも同じです。

バブルの崩壊とその影響というのは、国の大きな政策や経済の動きの結果であって、個別の地域事情ではありません。しかも、バブルのときは土地の所有者は地価が高いから喜んだわけですが、全国そうですけど、公共事業は用地費が高くて、それがネックとなりました。バブルの崩壊後は用地費は下がりましたが、公共事業をするお金自体が減

ってしまった。そういう対局的な関係を市長が見なくてどうするのかというふうに聞きました。

また、トラストを始めたのは選挙のためだという意見がありましたが、市長の説明はありませんでした。トラストはインターに隣接する団地の人たちの不安や納得できないとの思いが出発点です。道路の計画が発表されて何年かは、国や県との……。

○議長（杉山正樹君）　寺町さん、ちょっと待って。

暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時21分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○７番（寺町知正君）　じゃ、市長に再質問するわけですが、きちっと誠意ある答弁をいただきたいということで私は申し上げています。そのために、この議会の市長の答弁について補足をした見解を述べたということでありますが。

では、２点お聞きしますけれども、まず、11月27日の議会の全員協議会で、この12月議会中に産廃の関係で追加議案を出すかもしれないということは課長から説明をされました。議会はあす閉会となりますが、一体どうする予定なのかということ。

先ほどの答弁では今年度中に完了したいということもあったと思いますが、補正予算などはいつ、どうするつもりなのでしょうか。

もう一点ですけれども、基本姿勢の問題ですね。

企業誘致とか企業の支援という観点において市長にお聞きしますが、今回の産廃が埋まったまま売却したということの一番の重大な問題は何だとお考えでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　２点の再質問だったかと思いますが、まず、１点目の補正予算をいつ出すかということでございますが、これは相手方が今の状況を確認していただいて、相手方の話し合いができたらということになると思いますが、まだ相手方も国との契約が成立していませんので、そういった相手方との状況を確認して、補正予算なり次の対応をさせていただきたいということで、これはあくまでも相手方次第ということでございます。それが大きな１点でございますし、そして、今、予算的な調整につきましては、それぞれ個別に話し合いをさせていただいておる段階でございますので、その決定が、そういった意思表示が向こうからあれば速やかに予算を提案させていただきたいと考えております。

次に、２点目の産廃の……。

〔「今回産廃があったことの、企業誘致の関係で基本姿勢はどうなんですか。どういう問題があったと思いますか」と呼ぶ者あり〕

○市長（林　宏優君）　今から考えれば、もう少ししっかりした調査をということとなりますが、実は私個人は、このフラットな今の状況は、従来の開発当時に全て山が削られていたその後の、そういった土地だと思っておりましたし、そして、ボーリング調査の結果、そういった相手方にも、そのためにボーリング調査をしたわけですから、調査の結果も数字で出ていますような状況でありましたので、結果的にはああいったものがあったということの確認をすることは、非常に事前の確認は難しい、困難なことだったということを考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に再々質問いたしますけど、今、２番目の基本姿勢の問題ですが、確認は難しかったということもお言葉としてありましたけど、私は、そもそも産廃がある可能性があるところを企業に売るということの一番の問題というのは、企業を大事にする、最大限の誠意をもって企業誘致、支援をするという当然のことだと考えるんですが、今の市長の答弁には、企業のために最大限の誠意をもってするという姿勢を全く感じないんですが、その点、改めて質問しますけど、いかがですか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　相手方の企業の方は、どんな企業の方に限らず、本当に企業支援をしていくことにつきましては、私の大きな行政的な柱の１つでもございますし、そのために２年前から企業支援室を設置させていただいた。その姿勢、相手方に対する思いというのは、補助金ですとか交付金ですとかをいただいたり、そして、今回のような件につきましても、可能な限り道路をつけて、そして、下水、水道を引いてということで、当初計画されていました、私が市長になる前の計画以上に、企業に使っていただきやすい、立地していただきやすい、そういった状況に予算も組みまして、そういった予算措置をさせていただいたわけでございます。

企業の方に本当に迷惑のかかることのないように、その点につきましては十分承知しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、２番目の質問に移りますけれども、土地活用プロジェ

クトについて企画財政課長にお聞きします。

市の情報公開条例は、請求を受けてから14日以内に公開するというふうにしていますけれども、さきの９月議会の一般質問では、山県市は平均で請求から9.7日で公開という答弁でした。

私はこの12月議会の一般質問の原案をつくるために、11月10日に幾つかの案件について市長に情報公開請求しました。

しかし、19日目の、この通告の日でも公開されていない文書がありました。

文書の一部は業務の担当課から情報公開の担当課に渡る時点で既に14日を超えていたらしい。基礎データを見ないまま質問をつくった通告には納得しがたい思いも持っています。

本論ですけど、ことし急遽設置された土地の有効活用調査プロジェクトについて質問します。

このプロジェクトの設置の理由や目的はどのようで、時期はいつでしょうか。

２番目ですが、プロジェクトの設置要綱だけでなく、構成員、会議日程、会議内容なども公開されていません。検討内容も大部分の職員に知らされていないと見受けます。

市の将来を左右する、もしくは大きく影響する主要事業であろうに、余りに非公開体質ではないでしょうか。非公開姿勢に対する見解をお聞きします。

ところで、請求者に関連文書を公開しないまま、情報公開請求から17日目の11月26日の協議会で具体的に同プロジェクトで検討中とされるバスと企業について説明がありました。

その件についてお尋ねしますけれども、まず、バスターミナルですね。ことしの６月13日に随意契約として起案されたトランジットセンター、交通結節点ですが、これに関して、ことしの６月30日付で９月30日までの委託契約、山県市トランジットセンター整備予備調査業務は、９月30日付で変更契約され、来年の３月27日までと延長されました。

他方で、さきの11月26日の議員への説明では、バスターミナル構想が示されました。それぞれの経緯や関係性、計画の概要と進捗状況、達成目標年次はどのようでしょうか。

財源と支出想定概算額はどのようでしょうか。

５つ目ですが、事業に関して、メリット、デメリット、実現の支障となるハードルは何でしょうか。

そして、事後のアセスメントではなく事前アセスメントの重要性が言われ、初期からの市民参加が求められ、実施する自治体も増加していく中で、山県市は、市民の意見の反映についてはどのようなスケジュールで考えているのでしょうか。

次に、岐阜女子大学と石田町の団地の間の洞、いわゆる高富武士ケ洞について、ここの工業団地的な計画についてお聞きします。

現に立地が予定、検討されている民間企業の概要と経緯、現状、今後の見込みはいかがでしょう。

次に、開発に要する許認可手続等の主たる種別と必要見込み期間、用地の取得や整備にかかる費用の予想と期間はいかがですか。

次に、区域内の鉄塔の民間事業への支障、これについての市の見解、それから、遺跡との競合関係や開発に係って生ずる遺跡に対する措置の予想と期間はどうですか。

10番目、同所へのアクセスに関して、公道の整備の計画の概要、整備開始及び完了時期、予算要求の開始時期と額はどのようでしょうか。事業費の支出想定額と財源はどのようですか。

最後に、この事業に関して、メリット、デメリット、実現の支障となるハードルは何でしょうか。

以上、企画財政課長にお聞きします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　御質問にお答えいたします。

まず、１点目のプロジェクトにつきましては、正式には、山県市土地有効活用調査研究プロジェクトチームと言いますが、本年７月10日に本市のまちづくりや経済活性化対策に資するべく、市内の有効活用可能な土地等を調査研究することを目的に設置されたものでございます。

２点目の公開状況についてでございますが、当該プロジェクトチームで調査研究している市内の有効活用可能な土地等は、本市が現に所有していない民間所有の土地でございます。そうした土地の開発やアクセス道路等について、各種規制ですとか関係機関との調整等を十分に検証していない内部の研究段階にございまして、地元住民や地権者の方々にさえ情報も提供していない段階でございます。

そうしたものを公開いたしますと、いたずらに地元住民や地権者、また、進出を検討されている企業さん等の誤解や混乱を生じたり、場合によっては、特定の方に不当な利益や不利益を与えるおそれもあり、仮に当該事業を推進していくことになった場合には、その推進に支障を生じかねないため広く公表していないものでございます。

それでも、情報公開の公開処分の前に、議員さんには任意で提供させていただきましたし、全協の場においてこうした段階でも御説明申し上げたところでございます。

３点目の予備調査業務についてでございますが、当該プロジェクトチームにおいては、

当初は東海環状自動車道の高架下を活用したパーク・アンド・ライドを視野に入れましたバストランジットセンターを想定して研究を始めました。

しかし、その後の研究で、どうせなら当該地には道の駅ですとか各種の福祉施設などの併設も研究したほうがよいのではないか、また、現在の岐阜バスの整備工場西側の交差点付近は事故が多いところでもございまして、当該交差点の改良も必要ではないかといった研究すべき事項が広がってまいりました。

そうなりますと、それらの機能に必要な面積ですとか道路のアクセス等についての研究も必要であり、また、東海環状自動車道の高架下を市が利活用させていただくためには、国へこのようにして利用しますよといったイメージ例の提示も必要となり、そうしたことを踏まえ、予備調査業務の期間を延長したものでございます。

目標達成年次につきましては、４点目と合わせてお答えさせていただきますが、今は併設すべき施設、機能について研究している段階にございまして、事業化に当たっては、今のところ都市再生整備計画の活用を視野に入れております。

この計画の活用となれば、基本的な期間は３年から５年とされておりますので、そうした期間を視野に、来年度での予算化についても研究している段階でございます。

なお、現段階では支出想定の概算額をはじいてはおりませんが、この計画による国庫補助率は基本的には４割であり、４割の裏の補助裏分も含めまして、他に有利な制度がないかということについても研究している段階でございます。

５点目のメリットやデメリットや、支障となるハードルについてでございますが、構想の研究段階で申し上げるのはいささか時期尚早な気もいたしますが、あえて申し上げますなら、メリットは、市民利便性の向上とこの地を含む本市の地域活性化であり、デメリットは、一般財源を使う費途かと存じます。また、支障となるハードルになり得るものとしましては、何よりもまず、地権者方々の同意でございます。

ほかに、道路等も含めた開発においての調整について、国や県の協力や理解が得られるかどうかという点もございます。

６点目のアセスメントにつきましては、重ねて申し上げますが、現在は構想の研究段階にございまして、しかるべきときには適切な対応をしてまいりたいと考えております。

７点目の武士ケ洞についてでございますが、今年度になってから、ある企業から２万坪以上の企業進出候補地を探しているという情報を入手しましたので、この地へ、武士ケ洞ですが、招致できないかを研究している段階にございます。

すなわち、当該企業から本市へ進出したいという意向があったわけではないわけでございまして、現に水面下では、他の自治体でも候補地を探していらっしゃるとの情報を

得ております。

こうした段階で具体的な企業名等をお答えさせていただくことは差し控えさせていただきたいと存じます。

なお、この土地は、都市計画の用途地域では準工業地域の指定がなされておりまして、地元自治会からも開発を進めてほしい旨の要望書が出されておりました。ただ、ここの平地は２万坪もなく、仮に先ほどの企業を誘致するためには、山林の開発も必要となり、当該地へのアクセス道路の拡幅も必要になってまいります。

そこで、現状でございますが、まずは、当該企業のほうへオファーをかけてもよいかどうかを研究している段階にございます。具体的には、開発可能面積の研究、そして、本市と企業が必要となる経費の研究、そして、当該企業の操業開始時期に間に合うかどうかの研究でございます。

なお、当該地の開発要望があった自治会長さんを通じ、本年10月30日の夜ですが、関係団代の役員さんを中心とする10名ほどの方と意見交換会をさせていただきました。そのときに出席された方々からは、当該企業に限らず、今２万坪の候補地を探していらっしゃる企業に限らず、ぜひ誘致に前向きに進んでほしいということでございましたので、今後は、武士ケ洞の個別の地権者ですとか利害関係者との意見交換も実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、２万坪以上の進出候補地を探しておられる企業さんは、当初は３年後の操業開始を目途とするという意向を持っておられたようでございますので、正直この企業の誘致は時間的に無理であると考えておりました。しかし最近になって、もう少し遅くなっても構わないとか、当面の用地面積が減ってもよいという御意向に変わってきているようでございまして、こうしたニーズに合った計画を提案できるかどうかは現時点では全く未定でございます。

８点目の許認可関係でございますが、仮に当該企業に進出していただけることになりますと、都市計画法に基づく開発行為、農地法に基づく農地転移、森林法に基づく林地開発、河川法のほか、県の崖条例ですとか埋立条例など多数のものが想定されます。用地取得や整備に係る費用も含め、こうしたことをどこまで企業が行い、どの程度市が関与していくのかについて今のところ方針は決めておりません。

こうした許認可に要する期間が長期間であったり、用地取得や開発費用が高くなれば企業は進出を断念するでしょうから、現在は当該プロジェクトにおいて、より低廉で短期間での開発ができないかを研究している段階にございます。

９点目の鉄塔につきましては、現農地の高さでも、そんなに高くない構築物でしたら

問題はないようでございます。ただ、農地を埋め立てて盛りますと、その高さにもよりますが、支障を生ずる可能性はございます。

遺跡も含めまして、なるべく支障のないような開発が必要であり、今はそうしたことも含めて研究している段階にございます。

10点目のアクセス道路についてでございますが、3,000平方メートルを超える開発の場合には、基本的には９メートルの道路幅員が必要となりますので、そうした企業を誘致しようとすれば、関・本巣線からの道路拡幅は必然になるものと言えます。ただ、誘致する企業によっては、必ずしも９メートルまでの道路拡幅が必要とならないということもあり得るようでございまして、現時点で概算金額は全く不明でございます。

なお、こうした道路拡幅分を仮に企業に負担してもらおうとすれば、撤退されるというのが現下の情勢でございまして、市で行う場合の財源も含めて研究中の段階にございまして、例えば、そうした道路の測量等の経費を来年度の当初予算に計上するかどうかについても現在検討中でございます。

最後、11点目のメリット、デメリットでございますが、進出していただく企業によってこれは異なるものと言えます。ただ、一般論で申し上げれば、メリットは、新たな就労の場の確保、市内の消費経済効果の向上、それから固定資産税を初めとする税収の増加等がありまして、デメリットとして懸念されるのは、環境とか交通問題、それと、先ほど申し上げました一般財源の費途ということが考えられます。

支障となるハードルになり得るものとしましては、先ほどと同様、地権者の方々の同意、そして、国や県の協力や理解が得られるかどうかということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、市長に再質問いたしますけれども、特にバスターミナルの関係についてですけど、バスターミナルというのは、この性質上毎日毎日大勢の人が利用する、しかも、利用するのはほとんどが市民だという、当然のことですね。そういったことでもありますから、早い段階から市民も参加して構想をつくり上げていくという必要が重要だというふうに考えます。

そういった意味で、先ほどの課長の答弁とは違い、もっと早い時期から市民参加に移行して、具体的な計画の中身づくりをしていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

ただいまの市民参加ということでございますが、当然いろんな事業を行う、このバスターミナル構想は、山県市にとりましては非常に重要な構想でございます。

市民参加を行っていく段階にまずすることが第一の目標でございまして、現在、岐阜バスですとか県ですとか、そして国土交通省等にも、あそこの土地の一体的な利用につきまして、岐阜市も含めまして調整をさせていただける段階で、この事業がより一層早く市民の方に参加していただけるような状態へつくっていくことがまず第一です。それが決まれば、当然多くの皆さんに参加していただいて、いろんな形で御意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、３つ目の質問に移りますけれども、これも市長にお聞きしますけれども、大桑地区で（仮称）福祉健康広場整備事業というものがあります。大桑の椿野の国体の跡地に関して工業団地的な用途への転換という声も根強くありますが、市が進めている仮称の福祉健康広場整備事業についてお尋ねします。

１つ目として、工業団地的な用途への転換の場合の手続や収支はどのようでしょうか。

２つ目ですが、計画の概要と進捗状況、達成目標年次はどのようですか。

３つ目として、予想される経費や財源の見込みはどのようでしょうか。

そして、最後ですが、先ほどのバスターミナルと同様ですけれども、市民意見の反映については特に重要な構想であるというふうに考えますが、具体的にどのようなスケジュールを市長は考えているんでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まずもって、大桑・椿野地内の（仮称）福祉健康広場整備事業用地につきましては、議員も御承知のとおり、以前に土地開発公社が取得し、平成20年度に福祉と健康をテーマとした公園整備を事業目的として、合併特例債により市が買い戻しを行った６万979平方メートルの土地でありますが、この用地の取得をするための事業目的があくまでも公園整備であることから、合併特例債の性質上、他の事業には転換できないものであります。

その点を踏まえまして、御質問の１点目の現在の公園としての整備計画を工業団地的な用途として転換した場合における手続及び収支はとの御質問につきましては、公園整備としての事業目的を変更することは困難であることから、用途の転換は考えておらず、その手続や収支につきましても検討は行ってはおりません。

次に、２点目の計画の概要と進捗状況及び達成目標年次、次に、３点目の予想される

経費や財源の見込み、及び４点目の市民の意見の反映に係るスケジュールについてでございますが、公園計画の全体的な概要につきましては検討中でございますが、国体の馬術競技場として整形された部分を最も有効的に利用した公園として、市民の皆様の御意見や御要望をいただきながら、特に財政的に過度な負担とならないよう、そうした事業展開をして公園整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に再質問しますけど、今、市民意見も反映してということでしたが、具体的にもうそのエリアについて、この部分はこうという一応の原案ができているわけですね、私もその図面を見せてもらいましたが。

ということは、やはりもう既に市民が参加して議論すべきではないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

〔「副市長が１年間中心的に進めてまいりましたので、副市長から答弁させていただきます」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　再質問にお答えいたします。

当初計画しておりました計画図面等は、開発等がどうしても伴うということで莫大な予算が必要になります。そのような点から、開発をかけないで何とか心が休まる公園にならないかということで、現在検討を重ねているという点でございます。

ただし、一部地区につきましては、今年度500万円ほどの予算をつけてございますので、これで多目的グラウンドを整備していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

あすは午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前10時48分散会

平成26年12月17日

山県市議会定例会会議録

（第　５　号）

平成２６年第４回

山県市議会定例会会議録

第５号　１２月１７日（水曜日）

○議事日程　　第５号　平成２６年１２月１７日

日程第１　常任委員会委員長報告

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第２　委員長報告に対する質疑

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第３　討　　論

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議第87号　市道路線の廃止について

日程第４　採　　決
議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）
議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議第87号　市道路線の廃止について

日程第５　発議第４号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

日程第６　質　　疑

日程第７　討　　論

日程第８　採　　決

○本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員会委員長報告
議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）
議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議第87号　市道路線の廃止について

日程第２　委員長報告に対する質疑
議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例につい

て

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第３　討　　論

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第４　採　　決

議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議第87号　市道路線の廃止について

日程第５　発議第４号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

日程第６　質　　疑

日程第７　討　　論

日程第８　採　　決

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市　長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書　記	林　強臣
書　記	大野幹根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　常任委員会委員長報告

○議長（杉山正樹君）　日程第１、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長　吉田茂広君。

○総務産業建設常任委員会委員長（吉田茂広君）　それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月８日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第83号、議第84号、議第87号の所管に属する条例案件１件、補正予算案件１件、その他案件１件の３議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）（総務産業建設関係）は、農業委員会費の農地情報公開システム整備事業委託料において、中間管理機構がどのようにこの事業にかかわっていくのか、また、情報公開の点についてはどうか。総務管理費の報償費において、ふるさと応援寄附金お礼の内容及びふるさと応援基金積立金の内容について。同じく総務管理費において、行政手続基準整備業務委託料の内容について質疑応答がございました。

採決の結果、議第83号、議第84号、議第87号の議案は、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　続きまして、厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第81号、議第82号及び議第84号から議第86号の所管に属する条例案件２件、補正予算案件３件の５議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでは、出産一時金の金額が変わる理由について。議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）（厚生文教関係）では、児童発達支援事業障がい児給付費の増額の理由について。地域医療確保事業補助金の仕組みと内容について。小学校教育振興備

品購入費の教材科目の種類と配布先について。中学校教育振興就学援助に係る対象人数増加の理由について。議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）では、第三者行為負担金の増額理由について。議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）では、後期高齢者医療広域連合納付金の内容と繰出金の関係についてなどの質疑応答がございました。

採決の結果、議第81号、議第82号及び議第84号から議第86号について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第２　委員長報告に対する質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第２、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第３　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第３、討論。

ただいまから、議第81号から議第87号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第４　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第４、採決。

ただいまから、議第81号から議第87号までの採決を行います。

最初に、議第81号　山県市保育所における保育に関する条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号　山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号　山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第６号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号　市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　発議第４号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

○議長（杉山正樹君）　日程第５、発議第４号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　議長の許可をいただきましたので、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案趣旨説明をいたします。

ウイルス性肝炎患者は、全国に350万人と推定され、高額の医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者につきましては、毎日120人以上の方が亡くなられています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、特定の治療に限定されており、医療費助成の対象から外れている患者が多く、また、身体障害者福祉法上の障害認定は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されない実態が報告されているなど、生活支援の実効性を発揮していないと指摘されております。

医療費助成を含む生活支援の実現には、早急に医療費助成制度を創設すること及び身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた制度にすることが必要であります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を関係行政庁へ提出し、強く要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

日程第６　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第６、質疑。

ただいまから、発議第４号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　ウイルス性患者に対する助成の拡充については、基本的には賛成なんですが、委員長にちょっとお尋ねしますが、私も実際調べてみたり、こういう助成は大変必要だということは思っているんですが、今の説明の中にあったように、対象外、インターフェロンとそれから核酸アナログ製剤治療という２つに限定されているというのは、私が調べた内容の中では、これ以外には余りそういう方法がないというようなことがちょっと書いてあったんですが、この対象から外れている患者が相当数に上るというのは具体的にどのぐらいになるのかということと、それから、生活支援の実現というのがありましたが、生活支援の実現とは具体的にどういうような方法をとったらいいかというのも、できればこの中に、こんなふうにしたほうがいいというようなこともつけ加えたらよかったんじゃないかと、こんなふうに思うんですが、実は私も大変これは気になっていたので傍聴にお邪魔していたんですが、そういう意見もありませんでしたので、あえてここでお尋ねしておるんですが、この２点についてお尋ねします。

○議長（杉山正樹君）　厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　細かいことまでは私は研究はしていなかったんですが、当初、この問題を他の議員から説明を受けたときに内容を読みまして、やっぱり生活困窮者、そして大変毎日の医者にかかる費用とか等々がこの生活困窮者には大変負担になってくるので、そういった意味から、私も諮りましたところ、皆さんの賛同を得てなりましたので、その点、よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　この意見書については大いに賛成をさせていただきますが、これは、実は私のほうにも連絡をいただいて、こういう意見書が出させてもらうでということで、私も大いに、その方は物すごいフェアな方で、電話だけでしたけど、すばらしいことやなということは思ったんですが、それで余計興味を持ったんですが、この意見書は向こうから来た意見書にのみで、山県市議会と書いてぽんと出せば、何でも向こうが、ああ、来たかというようなレベルでなしに、もう少し具体的に私はこれをつくっていただけるといいかなということを思ったので、今後、そういうのも加えて。それから、こういう困っていらっしゃる方への支援が実を言うと非常に少ないんでね。そうかと思うと、前、影山議員が質問されたんですが、生活保護なんかは、ふらふら遊んでおっても収入が得られるというような状況の方と、こういう方との差が余りにも大きいので、もう少しこの意見書の中に、そんな生活保護をしておるやないかとか、そういうことは書きませんけど、もう少し強烈なのを山県市議会としてつけ加えて出していただけるといいんじゃないかと、こんなふうに思いましたので、あえてお尋ねしましたが、今後、こういう意見書が出てきたときは、もう少しそれを加味して出していただいて。

これは向こうへ行くと、実際、私も持っていったことがあるんですが、上へとんとんとんと積んでいくだけなんですわ。それで、同じような内容がとんとんと来ると、何や、こんなに来ておるなといって、机の上をだーっとおろすと、こっちへばたばたと落ちるというような状況なんです。実際のことを言うと。ですから、山県市議会でないと出せないような、また、どうしても読んでいただけるような内容を加えていただけると大変ありがたいなと、こんなふうに思いましたので、ちょっと蛇足になりましたが、そんなことも今後、委員長にお願いして、そして、この意見書は賛成させていただきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　委員長の答弁を求めますか。

○２番（山崎　通君）　結構です。御希望されれば、お願いします。

○議長（杉山正樹君）　委員長、どうですか。よろしい。

厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　また今後は、内容をよく精査しながら、また委員会のほうで、今後こういう問題が出ましたときには、細かく山県市としての、つけながら上程するようにしますので、また今後の課題として考えていきますので、よろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第７　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第７、討論。

ただいまから、発議第４号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第８　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第８、採決。

ただいまから、発議第４号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山正樹君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成26年第４回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり、大変御苦労さまでした。

午前10時18分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長　　杉　山　正　樹

２　番　議　員　　山　崎　　通

３　番　議　員　　吉　田　茂　広